

平成29年度

千葉県男女共同参画白書



男女共同参画

千葉県



男女共同参画

表紙【男女共同参画シンボルマーク】について

男女共同参画社会基本法制定10周年を迎える平成21年に、内閣府男女共同参画局が公募により決定したこのシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

はじめに

人口減少社会を迎える中、元気で活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性もあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる男女共同参画社会を実現することが重要です。

本県では、平成28年3月に策定した「第4次千葉県男女共同参画計画」に基づき、県民、事業者や市町村と連携しながら様々な施策を推進してまいりました。

さらに、昨年10月に策定した総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」においても、「女性の活躍推進」を主要な施策の一つとして新たに位置付け、女性が、その意欲と能力に応じて活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるためには、男女共同参画に関する様々な状況を統計データ等により「見える化」するとともに、行政が取り組む施策について広く周知していくことが重要です。

そこで、本県における男女共同参画の推進状況と、平成28年度における全事業の実施状況や重点的取組事業に対する評価等を白書として取りまとめました。

本白書が、皆様にとって本県の男女共同参画についての状況や施策等についての理解と関心を深めるとともに、家庭や地域、職場、学校など身近なところから取組を進めていただくための一助となれば幸いです。

平成30年2月

千葉県総合企画部長 遠山 誠一

第1部 本県における男女共同参画の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第2部 平成28年度に実施した本県の男女共同参画施策について、第4次計画の施策の方向に基づき、取りまとめています。

第3部 本県の男女共同参画センターの事業について掲載しています。

【はじめに】

第1部

【千葉県における男女共同参画の状況】

I 人口	1
II 意識	4
III 政策・方針決定過程における女性の参画	11
IV 労働	19
V 福祉	32
VI 人権	36
VII 健康	43
VIII 教育	50
IX 国際	52

【県内市町村における男女共同参画の状況】

(1) 推進体制	54
(2) 男女共同参画担当課	55
(3) 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況	57
(4) 男女共同参画のための総合的な施設設置状況	59
(5) 審議会等における女性委員の登用状況	61
(6) 市町村職員における女性管理職の在職状況	63

第2部

【第4次千葉県男女共同参画計画の概要】 65

【第4次千葉県男女共同参画計画に係る事業の実績】

第4次千葉県男女共同参画計画施策進行管理票	68
-----------------------	----

【第4次千葉県男女共同参画計画の評価について】

第4次千葉県男女共同参画計画の評価について	89
重点的取組等に対する評価	90

【第4次千葉県男女共同参画計画に記載されている指標の平成28年度実績】

	155
--	-----

【第4次千葉県男女共同参画計画関係事業 平成28年度予算額・決算額

及び 平成29年度当初予算額】

	157
--	-----

第3部

【千葉県男女共同参画センター事業一覧】 159

第1部 【千葉県における男女共同参画の状況】 目次詳細

図表No.	データ名	ページ
I 人 口		
1	人口の推移	1
2	人口ピラミッド	2
3	年齢3区分別人口の推移	3
4	高齢化率の推移（千葉県・全国）	3
5	65歳以上の年齢階級別男女の割合（千葉県）	3
II 意 識		
6	男女の平等意識（千葉県）	4
7	男女の平等意識（千葉県・全国）	5
8	男女の平等意識の推移（千葉県）	5
9	「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移（全国）	6
10	「男は仕事、女は家庭」の考え方（千葉県）	6
11	家事等の役割分担（千葉県）	7
12	家事関連時間（週全体平均）（千葉県・全国）	7
13	曜日別家事関連時間（千葉県）	7
14	子どもの教育における男女平等の意識（千葉県）	8
15	結婚・離婚についての考え方（千葉県）	9
16	非婚化について（千葉県）	10
III 政策・方針決定過程における女性の参画		
17	都道府県議会における女性議員割合の推移（全国）	11
18	千葉県議会における女性議員割合の推移	11
19	全国市議会における女性議員割合の推移	12
20	千葉県の市議会における女性議員割合の推移	12
21	全国町村議会における女性議員割合の推移	13
22	千葉県の町村議会における女性議員割合の推移	13
23	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移	14
24	職種別県職員数（千葉県）	15
25	千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移	15
26	市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移（千葉県・全国）	16
27	本務教員に占める女性教員の割合（千葉県・全国）	16
28	産業別男女別役員数の推移（千葉県）	17
29	一事業所あたりの女性管理職の割合（千葉県）	17
30	女性農業委員数の推移（千葉県）	18
31	農協・漁協における女性役員数とその推移（千葉県）	18
32	自治会長に占める女性の割合（千葉県・全国）	18

図表No.	データ名	ページ
IV	労働	
33	年齢階級別男女別有業率及び就業希望率（千葉県）	19
34	年齢5歳階級別労働力率の推移（千葉県 女性）	19
35	労働力率の推移（千葉県）	20
36	雇用者数の推移（千葉県）	20
37	共働き等世帯数の推移（全国）	21
38	女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）	21
39	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 女性）	22
40	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 男性）	22
41	従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県）	23
42	男女労働者の1時間あたり平均所定内給与額格差（千葉県）	23
43	男女雇用者の給与額の推移と賃金格差の推移（千葉県）	24
44	事業所において、本人または配偶者が出産した従業員数と育児休業を取得した従業員数（千葉県）	24
45	男女別育児休業取得率（全国）	24
46	県職員における男性の育児休業取得率（千葉県（知事部局））	25
47	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度	25
48	家庭の事情での退職の具体的な理由（千葉県）	26
49	仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備（千葉県）	26
50	有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ（千葉県）	27
51	出生率低下の原因	28
52	家族経営協定締結数の推移（千葉県・全国）	29
53	男女別農業経営者数（千葉県・全国）	30
54	農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移（千葉県）	30
55	女性の起業に対する考え方（千葉県）	31
V	福祉	
56	保育所等の数と定員数の推移（千葉県）	32
57	保育所等の定員と入所児童と待機児童数（千葉県）	32
58	延長保育を実施している保育所等の数の推移（千葉県）	33
59	放課後児童クラブの設置状況（千葉県）	33
60	母子世帯数・父子世帯数の推移（千葉県・全国）	34
61	65歳以上のいる一般世帯数・構成割合（千葉県・全国）	34
62	要支援・要介護認定者の状況（千葉県）	35

図表No.	データ名	ページ
VI	人 権	
63	県における相談受理件数	36
64	28年度相談形態別件数及び割合	36
65	専門相談件数	36
66	一時保護件数の年次推移	37
67	市町村におけるDV相談受理状況	37
68	千葉県警察におけるDV事案の相談受理状況	38
69	千葉県警察における措置状況	38
70	保護命令の発令状況	38
71	千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移	39
72	強姦・強制わいせつの認知件数（千葉県）	39
73	売春防止法違反の送致状況（千葉県）	40
74	ストーカー事案の認知件数及び措置状況（千葉県）	40
75	千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数（千葉県・全国）	41
76	女性の人権が侵害されていると感じること（千葉県）	42
VII	健 康	
77	合計特殊出生率の推移（千葉県・全国）	43
78	母の年齢階級別出生数の推移（千葉県）	43
79	乳児死亡率の推移（千葉県・全国）	44
80	新生児死亡率の推移（千葉県・全国）	44
81	周産期死亡率の推移（千葉県・全国）	45
82	年齢階級別人工妊娠中絶の状況（千葉県）	45
83	千葉県における主要死因の構成割合（女性・男性別）	46
84	各がんの早世件数の男女比較（千葉県）	47
85	各がんの早世係数の男女比較（千葉県）	47
86	男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況（千葉県）	48
87	男女別、年齢別自殺者数（千葉県）	48
88	自殺者数の推移（千葉県）	49
VIII	教 育	
89	高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移（千葉県）	50
90	大学における専攻分野別に見た学生数の推移（全国 女性・男性別）	51
IX	国 際	
91	ジェンダーギャップ指数	52
92	就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合	52
93	女性の年齢階級別労働力率の国際比較	53
94	6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたり家事・育児時間の国際比較	53

千葉県における 男女共同参画の状況

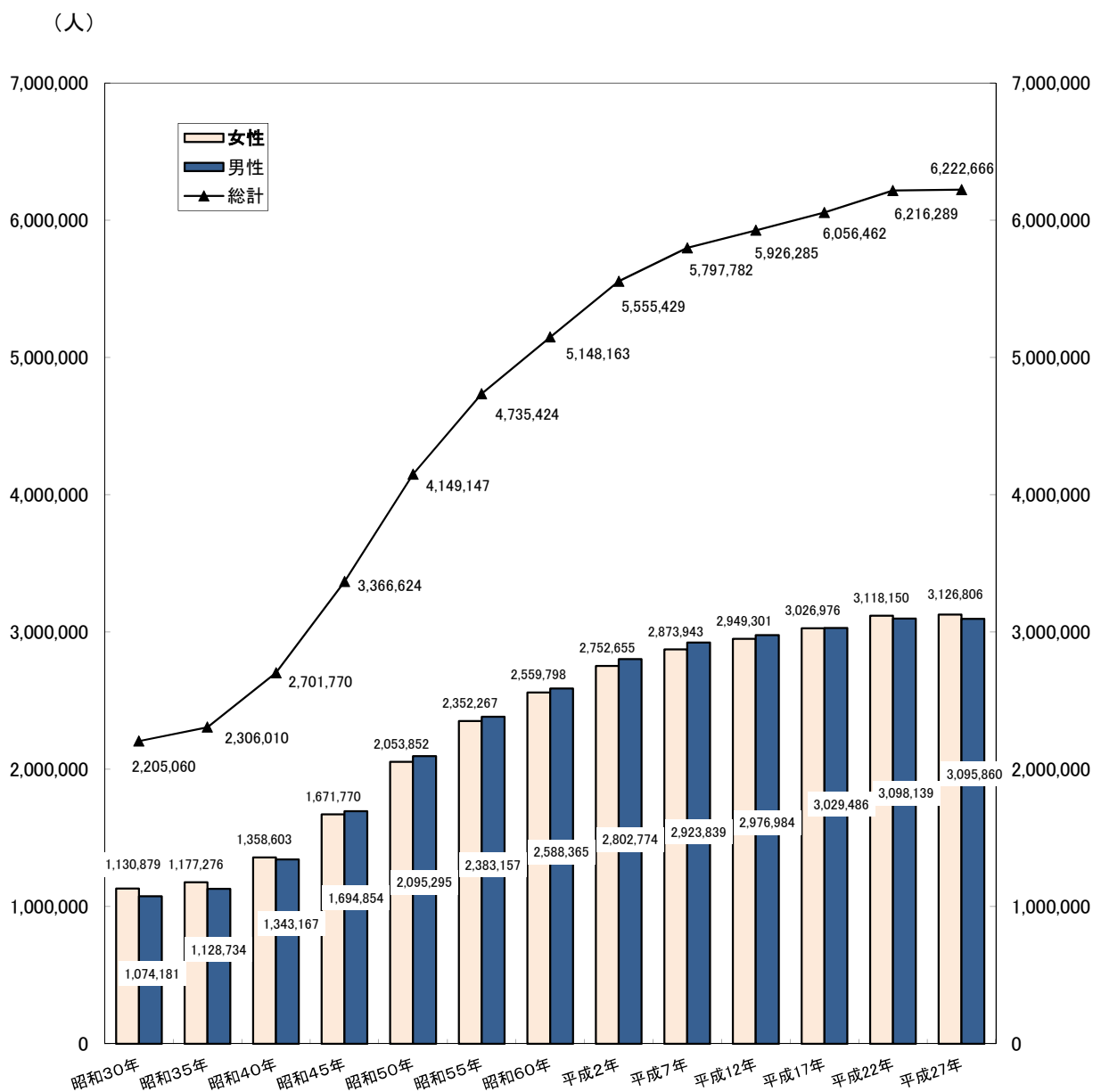
第1部

I 人口

1 千葉県における人口の推移

千葉県の人口は60年で2.8倍に増加しました。しかし近年は増加の幅が小さくなっています。

図表1 人口の推移

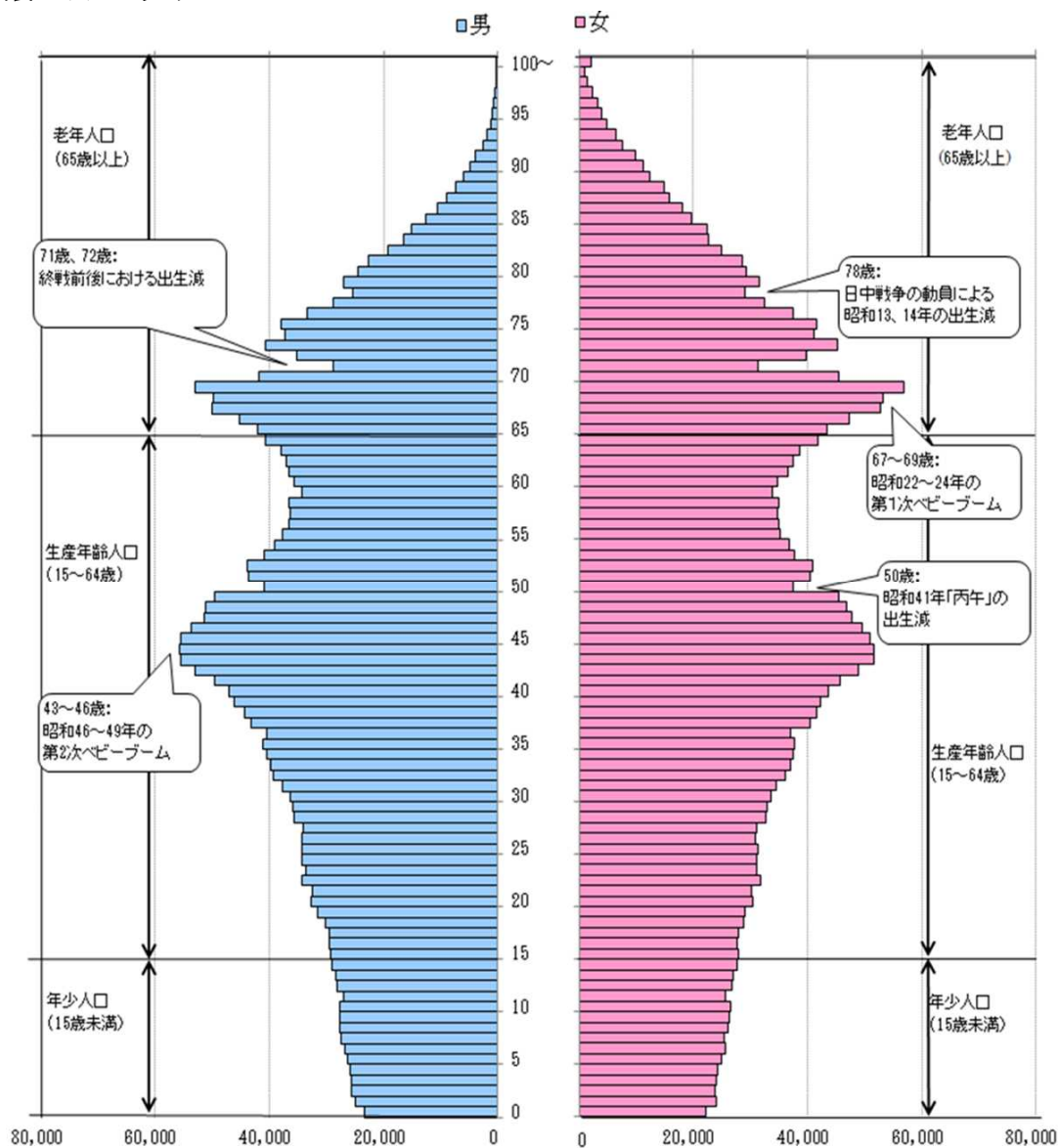


資料出所：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

2 人口の構成

年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少し、老年人口（65歳～）は増加しています。また、年少人口、生産年齢人口では男女の構成比の差は見られませんが、老年人口では年齢階級が上がるにつれ女性の比率が増えています。

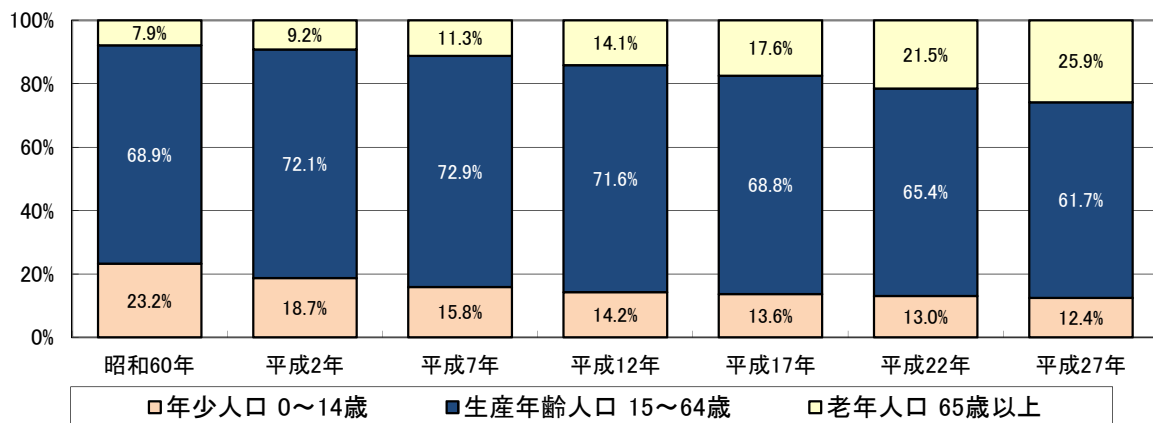
図表2 人口ピラミッド



資料出所：千葉県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」（平成29年4月1日現在）

（人）

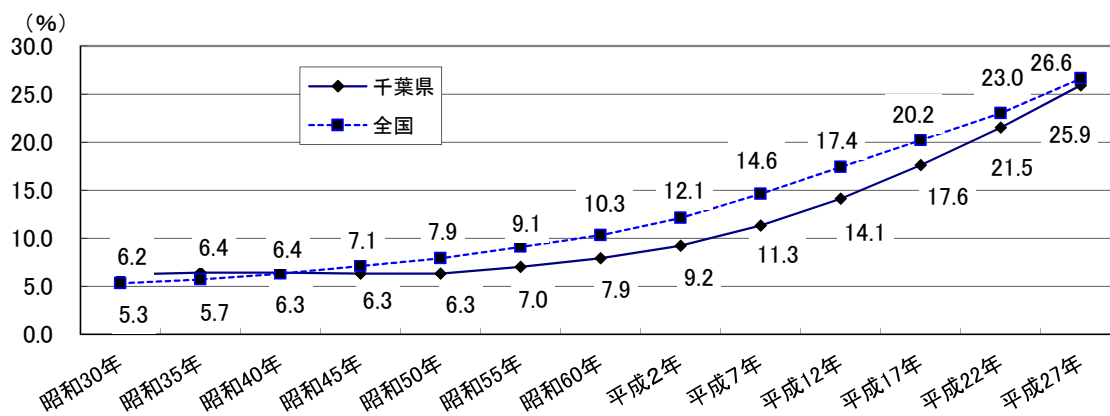
図表3 年齢3区分別人口の推移



資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※割合については、分母から年齢「不詳」の数を除いて算出している。

図表4 高齢化率*の推移(千葉県・全国)

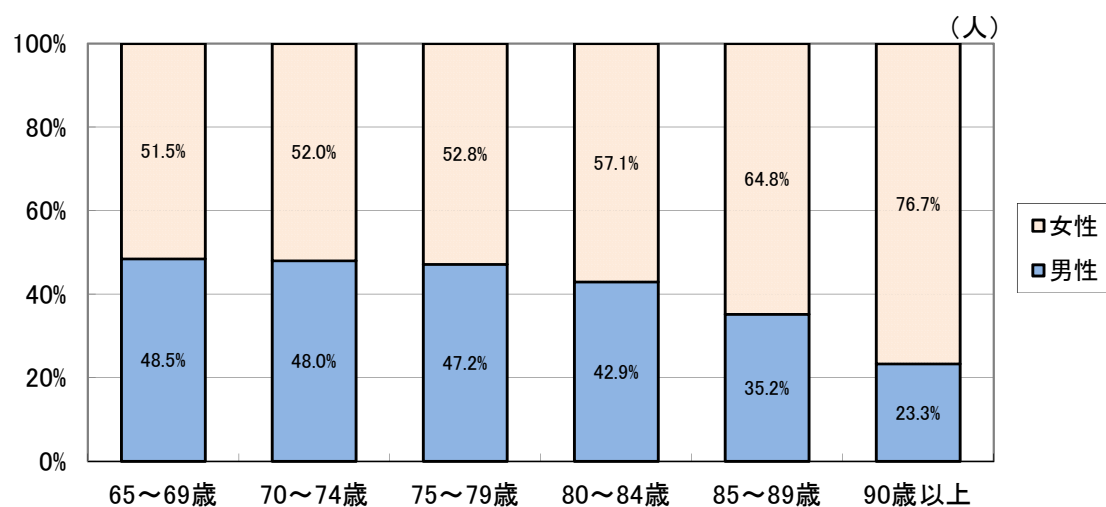


資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

* 総人口に占める65歳以上人口の割合

※ 年齢不詳を除く

図表5 65歳以上の年齢階級別男女の割合(千葉県)



資料出所:総務省「国勢調査」(平成27年10月1日現在)

II 意識

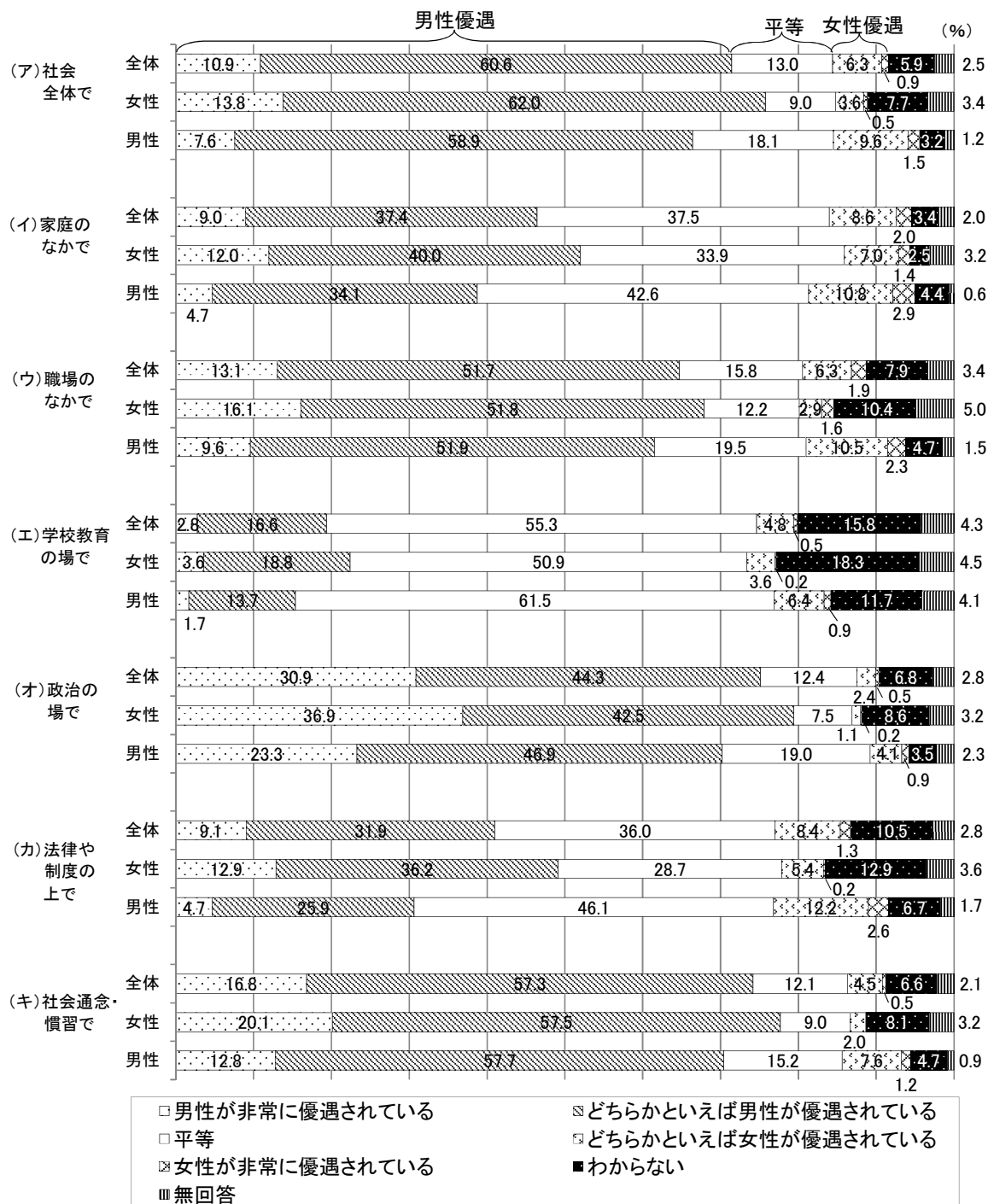
1 男女の平等意識

県の調査によると、男女の平等意識は分野によって差があり、男性が優遇されていると感じている割合は全体的には徐々に減ってきてはいるものの、依然として高い傾向にあります。

また、その傾向は男性よりも女性に強く表れています。

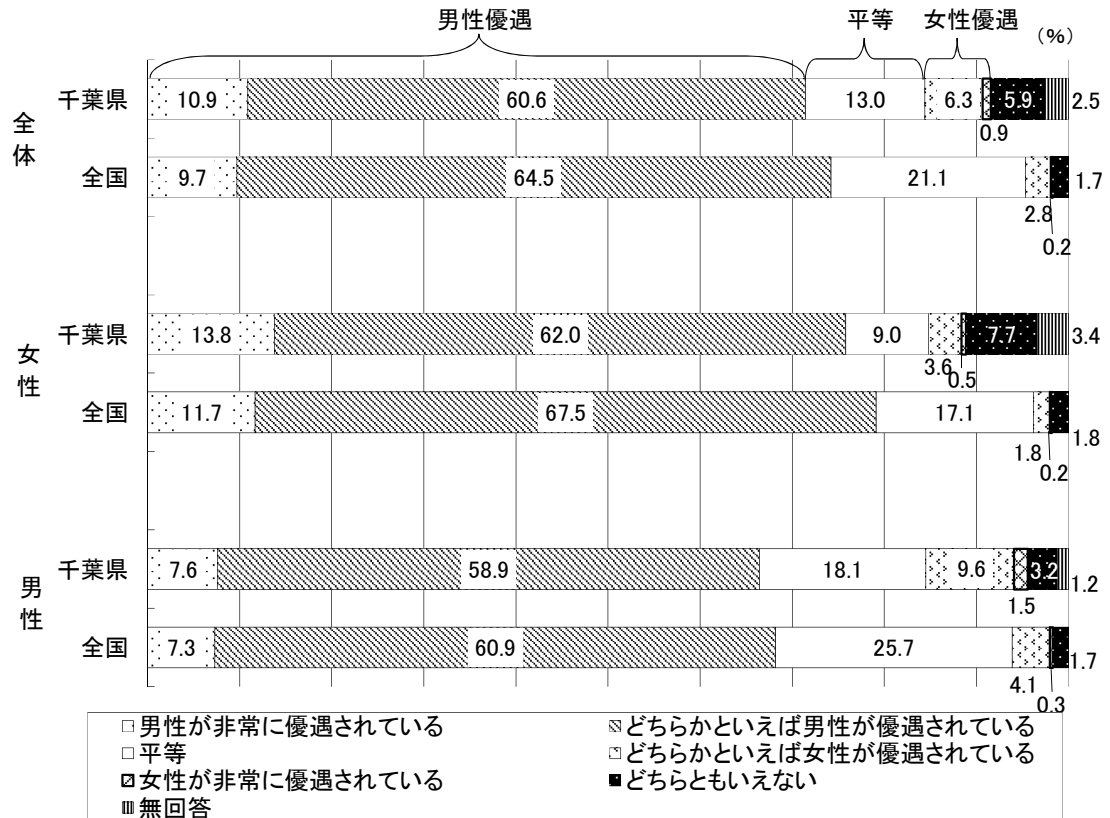
男女の平等意識については、内閣府が行った全国の調査でも同様の結果が出ています。

図表6 男女の平等意識(千葉県)



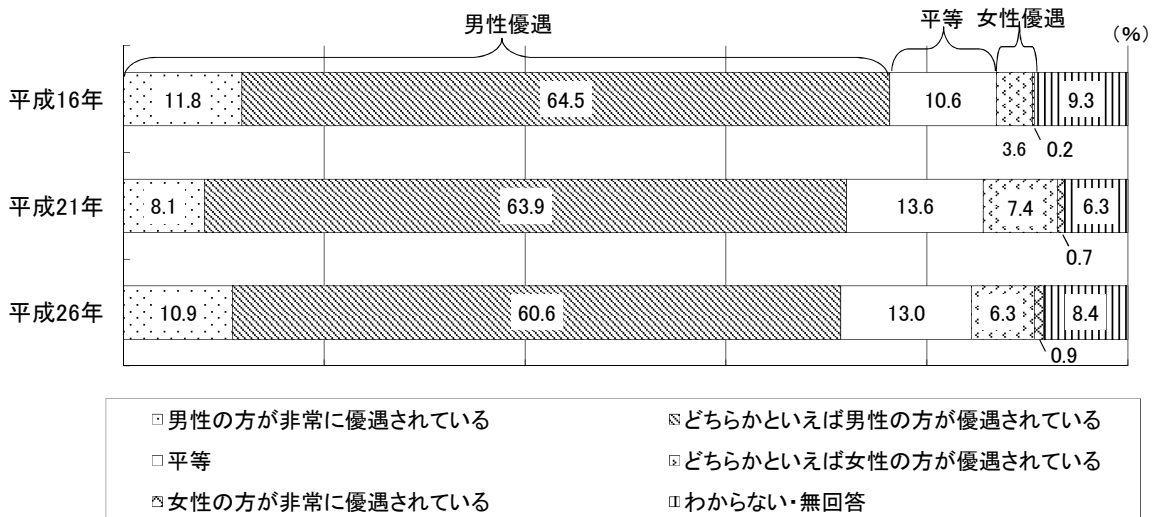
資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表7 男女の平等意識(千葉県・全国)



資料出所: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年9月)
 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表8 男女の平等意識の推移(千葉県)



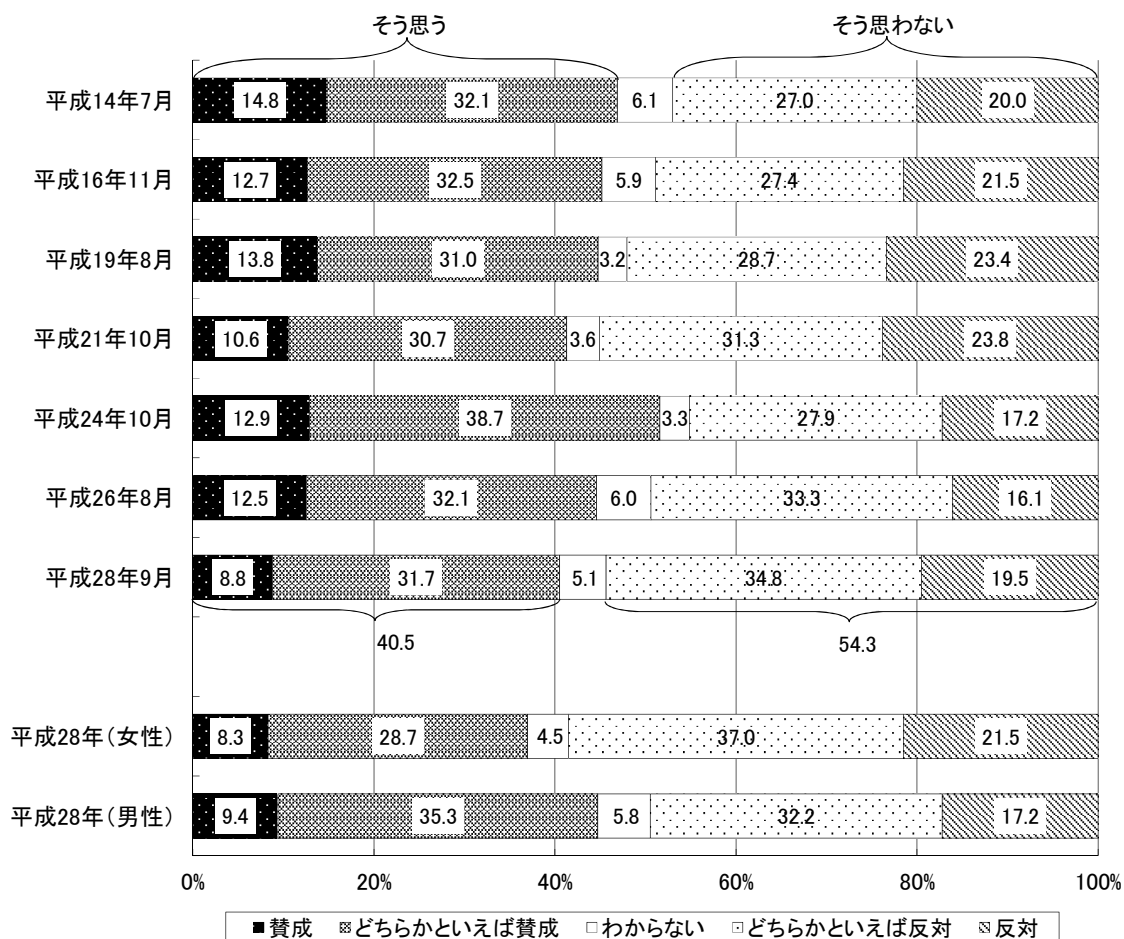
資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

2 男女の役割分担

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、平成28年度の内閣府調査では、『そう思わない』と回答する割合が『そう思う』と回答した割合を上回っています。

既婚者に日常的な家庭の仕事について、主に誰が分担しているかを聞いたところ、ほとんどのすべての項目で『主に妻が行う』の割合が高くなっています。

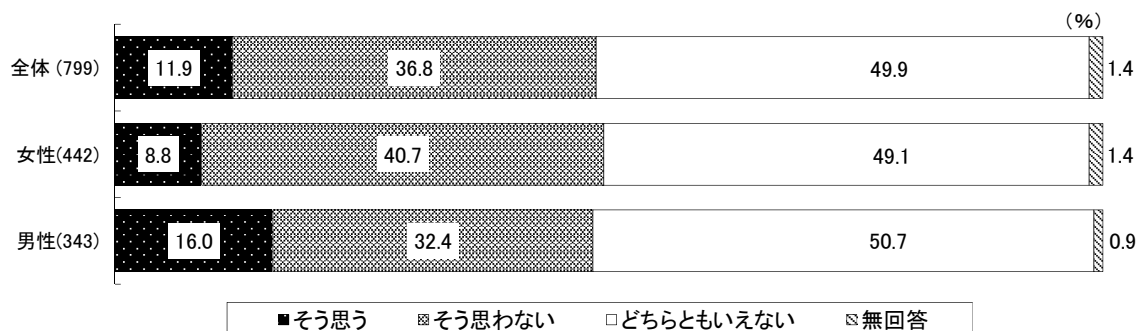
図表9 「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移(全国)



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年9月)

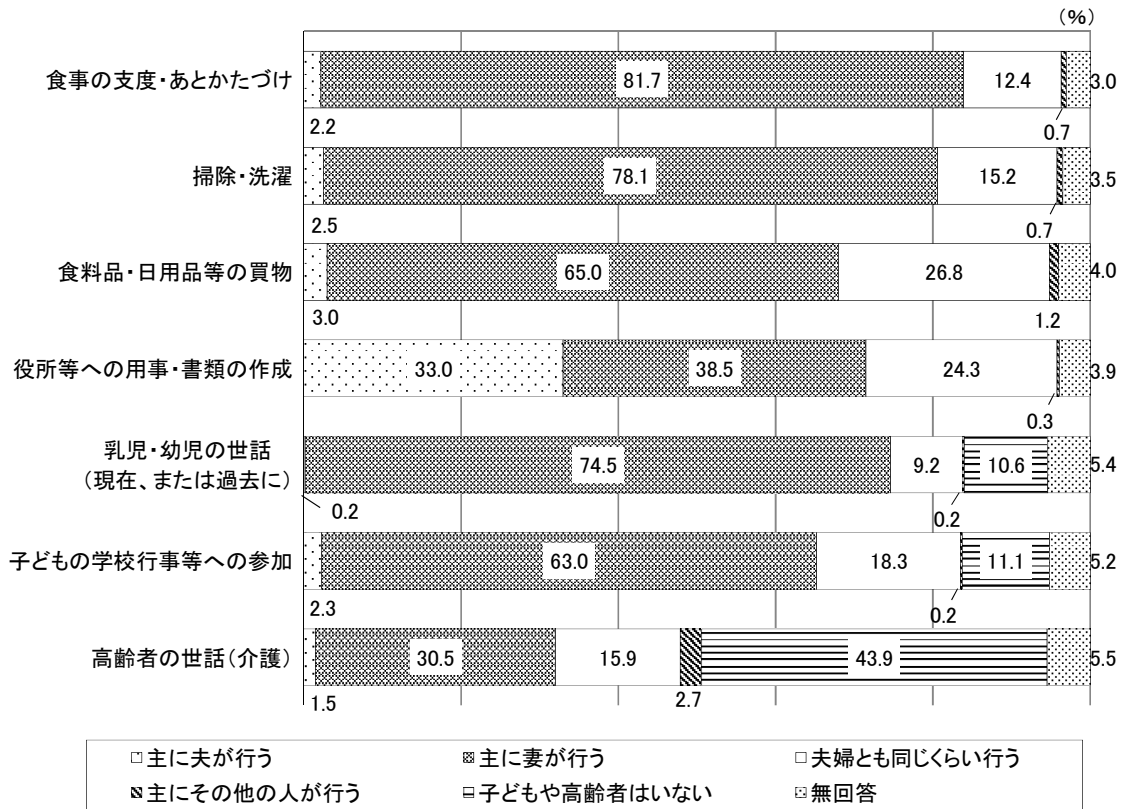
※平成26年8月のみ内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」

図表10 「男は仕事、女は家庭」の考え方(千葉県)



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表11 家事等の役割分担(千葉県)



資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表12 家事関連時間*(週全体平均)(千葉県・全国)

(単位: 時間, 分)

	千 葉 県		全 国	
	女 性	男 性	女 性	男 性
家 事	2:34	0:20	2:24	0:19
介 護 ・ 看 護	0:04	0:02	0:06	0:02
育 児	0:25	0:05	0:24	0:06
買 い 物	0:36	0:19	0:34	0:17
合 計	3:39	0:46	3:28	0:44

図表13 曜日別家事関連時間*(千葉県)

(単位: 時間, 分)

	女 性	男 性
平 日	3:25	0:34
土 曜 日	3:35	1:02
日 曜 日	3:37	1:11

資料出所: 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

*ここでの「家事関連時間」とは、10歳以上の人で「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」を行っている時間を指す。

3 子どもの教育における男女平等の意識

子どもの教育における男女平等意識について聞いたところ、『そう思う※1』と回答した割合が最も高いのは、「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要」であり、(92.4)%が『そう思う※1』と回答しています。

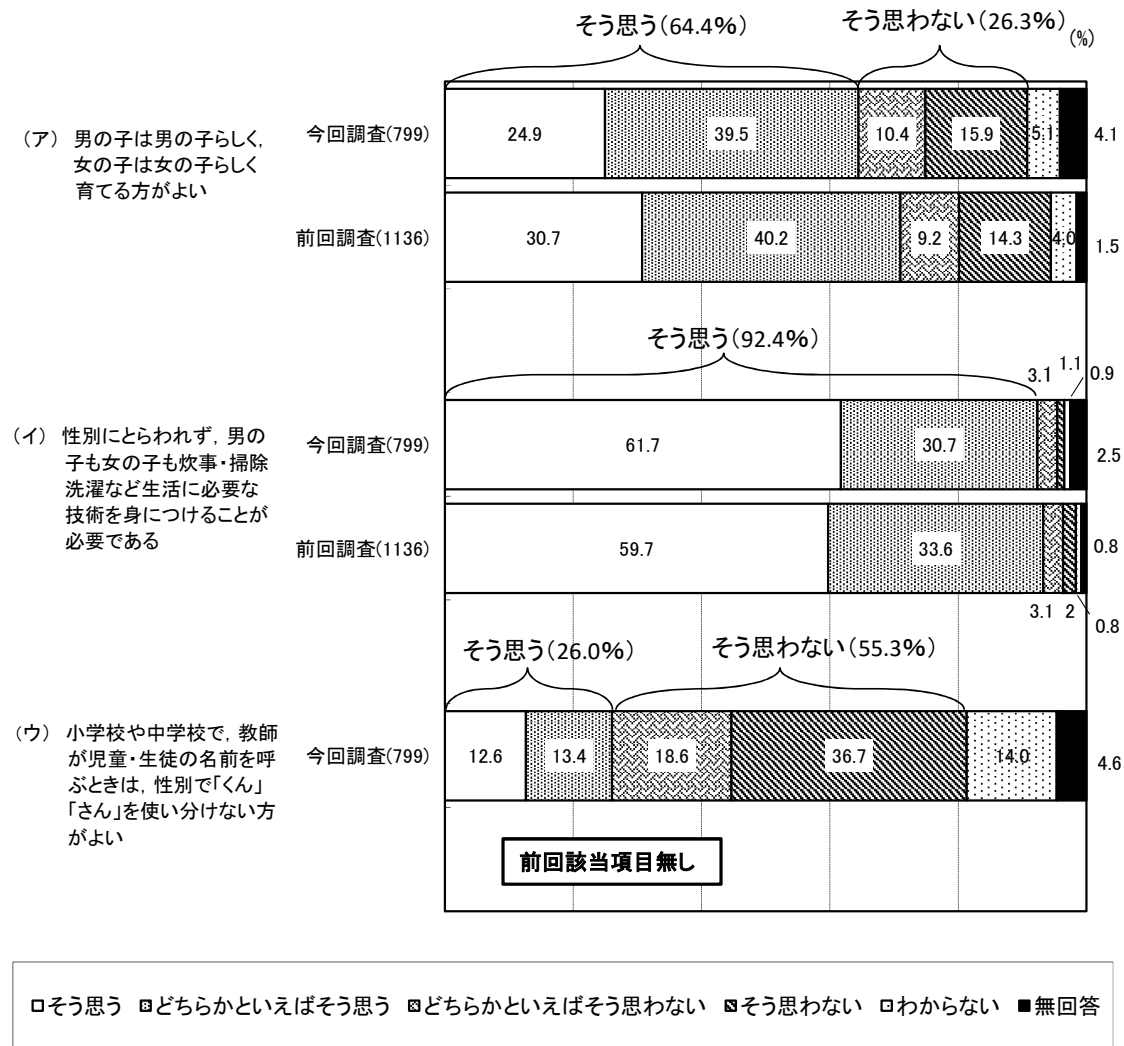
また、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」では、『そう思う※1』(64.4%)で、『そう思わない※2』(26.3%)と、『そう思う※1』と回答した割合が高くなっています。

「教師が児童・生徒の名前を呼ぶときは、性別で「くん」「さん」を使い分けない方がよい」は、『そう思う※1』(26.0%)、『そう思わない※2』が(55.3%)で『そう思わない※2』と回答した割合が高くなっています。

※1 ここでの「そう思う」は、「どちらかといえばそう思う」を含む。

※2 ここでの「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」を含む。

図表14 子どもの教育における男女平等の意識(千葉県)



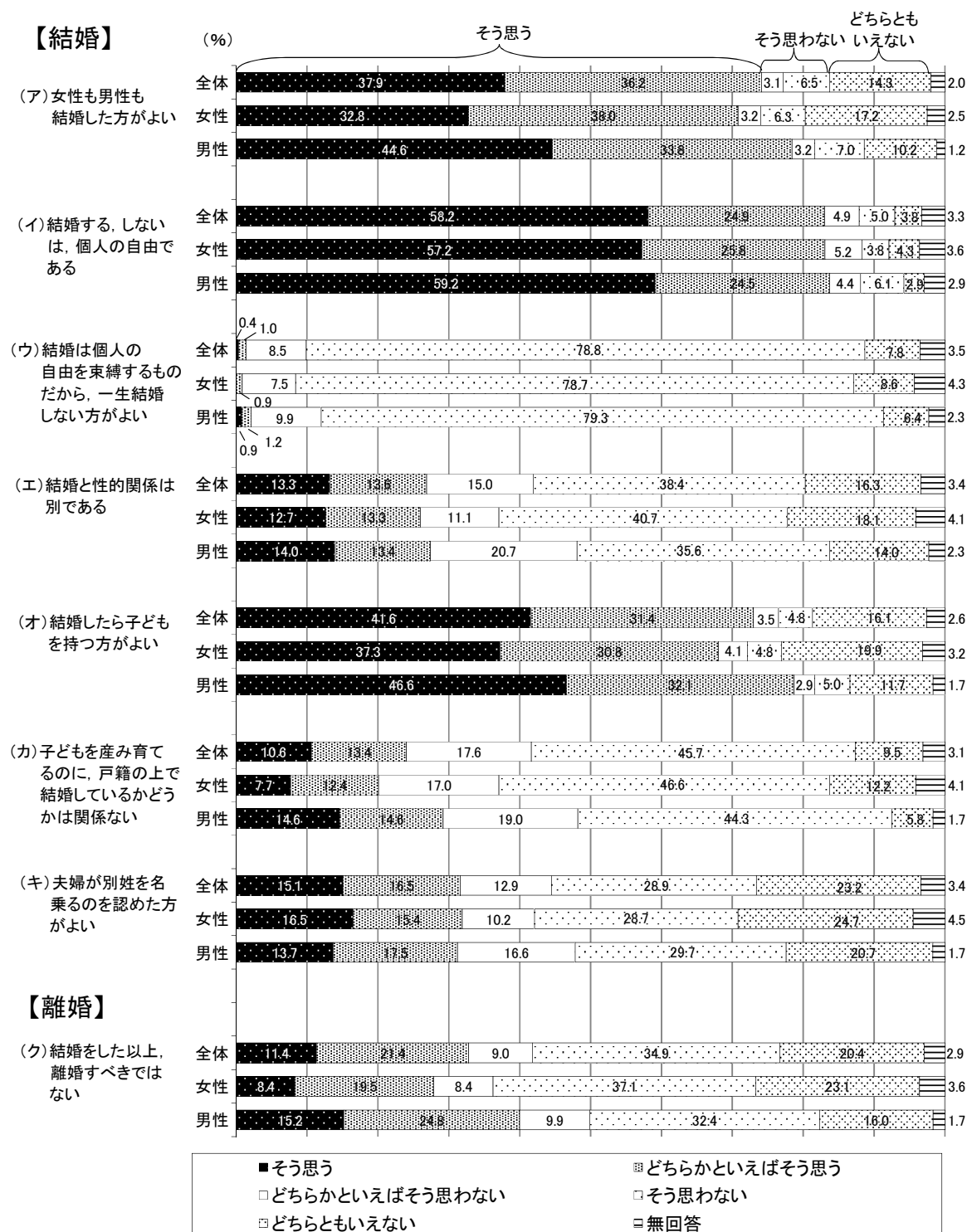
資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

4 結婚・離婚についての考え方

結婚・離婚についての考え方を聞いたところ、結婚について肯定的な意見が多くあるものの、「個人の自由」との回答が8割以上と高くなっています。また離婚については、否定的な意見は半数以下となっています。

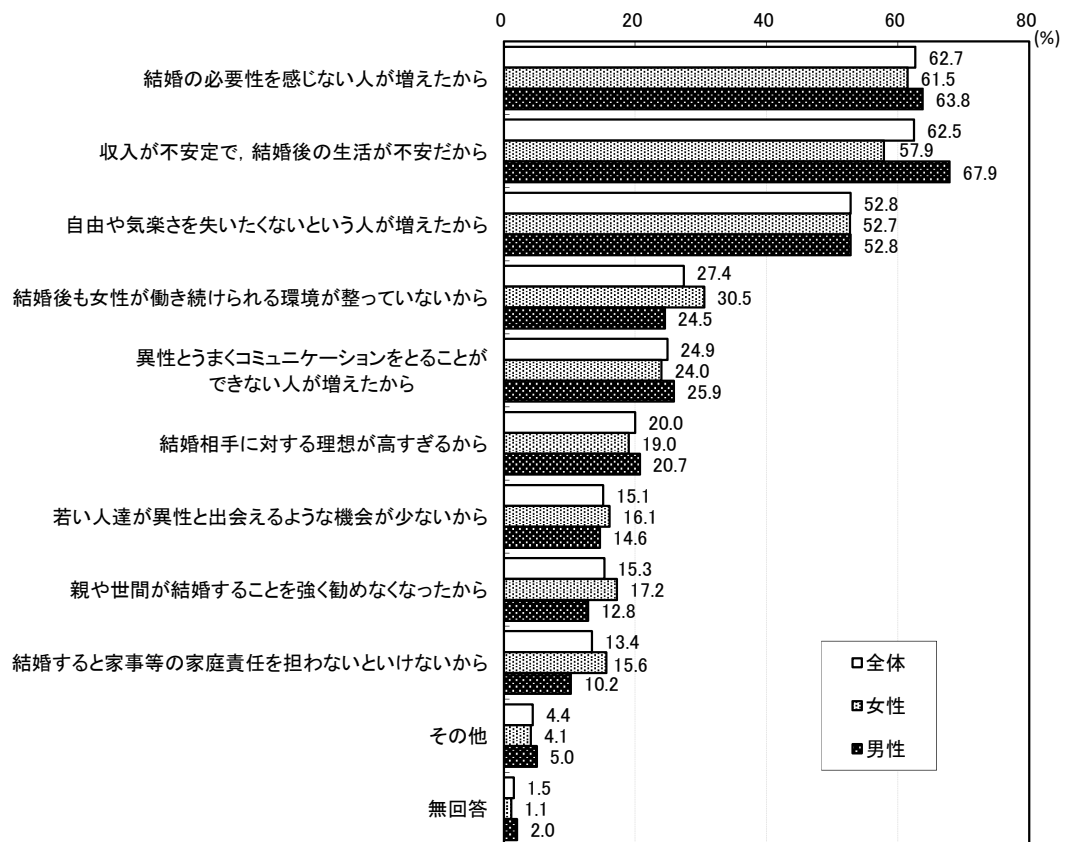
結婚しない（したくてもできない）人が増えている理由について聞いたところ、全体では『結婚の必要性を感じない人が増えたから』（62.7%）との回答の割合が最も高くなりました。

図表15 結婚・離婚についての考え方(千葉県)



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表16 非婚化について(千葉県)



資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

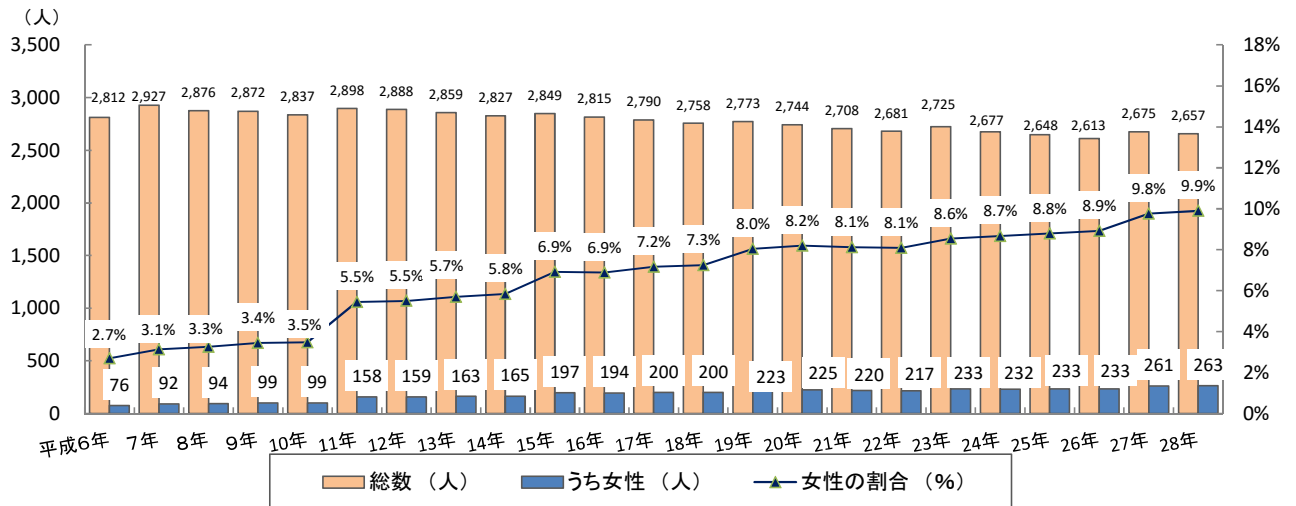
Ⅲ 政策・方針決定過程における女性の参画

1 議会に占める女性の割合

(1) 都道府県議会の女性議員(全国・千葉県)

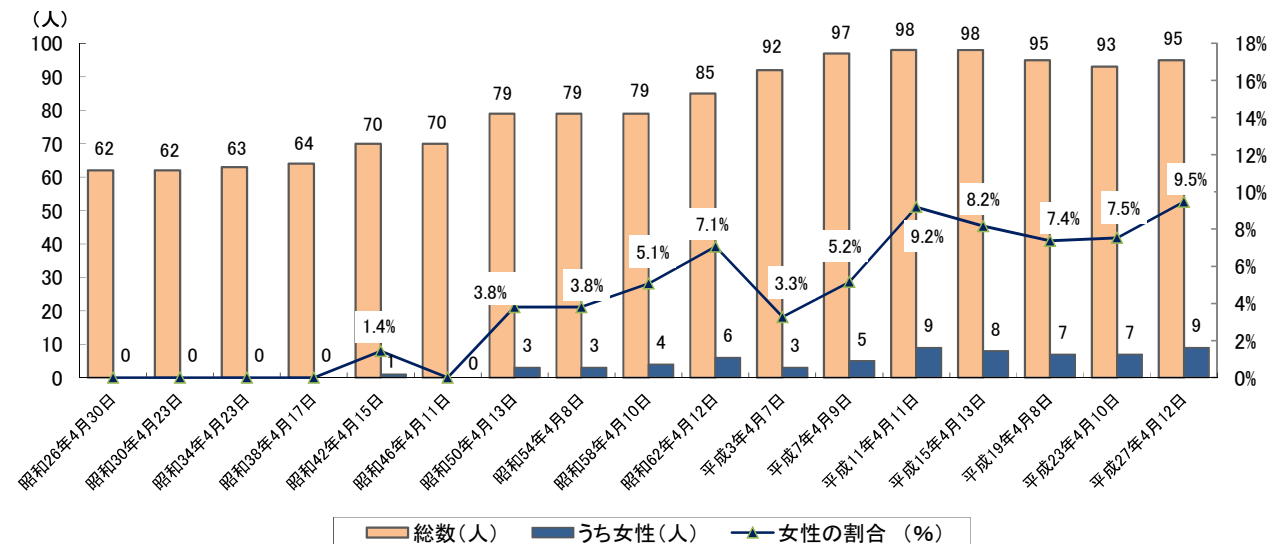
都道府県の女性議員比率は、年々向上してきてはいるものの、依然1割を下回り低い水準にあります。千葉県においても前回より2.0ポイント増加したものの、全国平均と同様に1割を下回っている状況となっています。

図表17 都道府県議会における女性議員割合の推移(全国)



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表18 千葉県議会における女性議員割合の推移



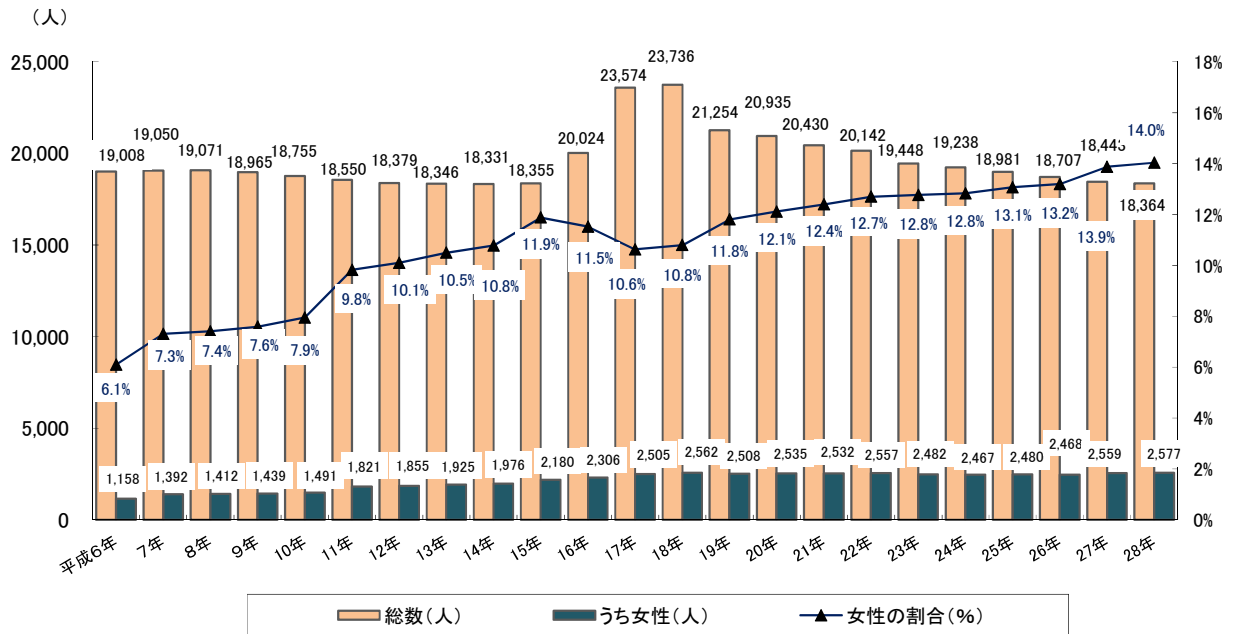
資料出所:千葉県選挙管理委員会

(2)市議会の女性議員(全国・千葉県)

全国の市議会における女性議員比率は、年々向上してきてはいるものの、依然2割を下回り低い水準にあります。

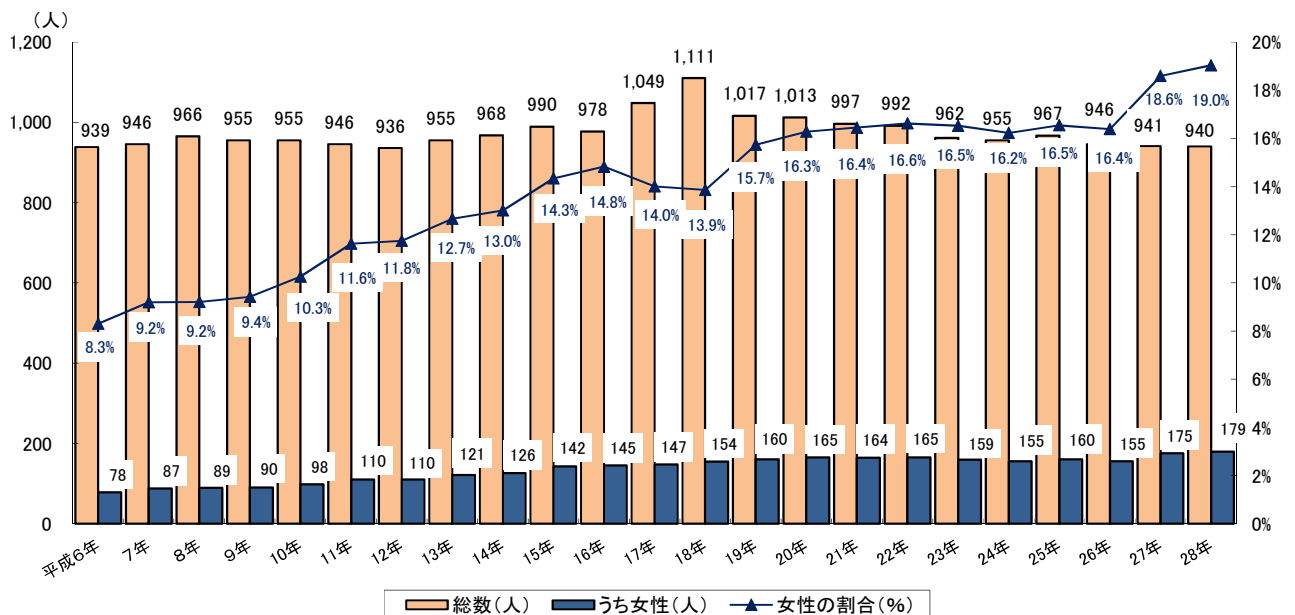
千葉県においても前年より0.4ポイント増加したものの19.0%に留まり、全国と同様に低い状況にあります。

図表19 全国市議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表20 千葉県の市議会における女性議員割合の推移



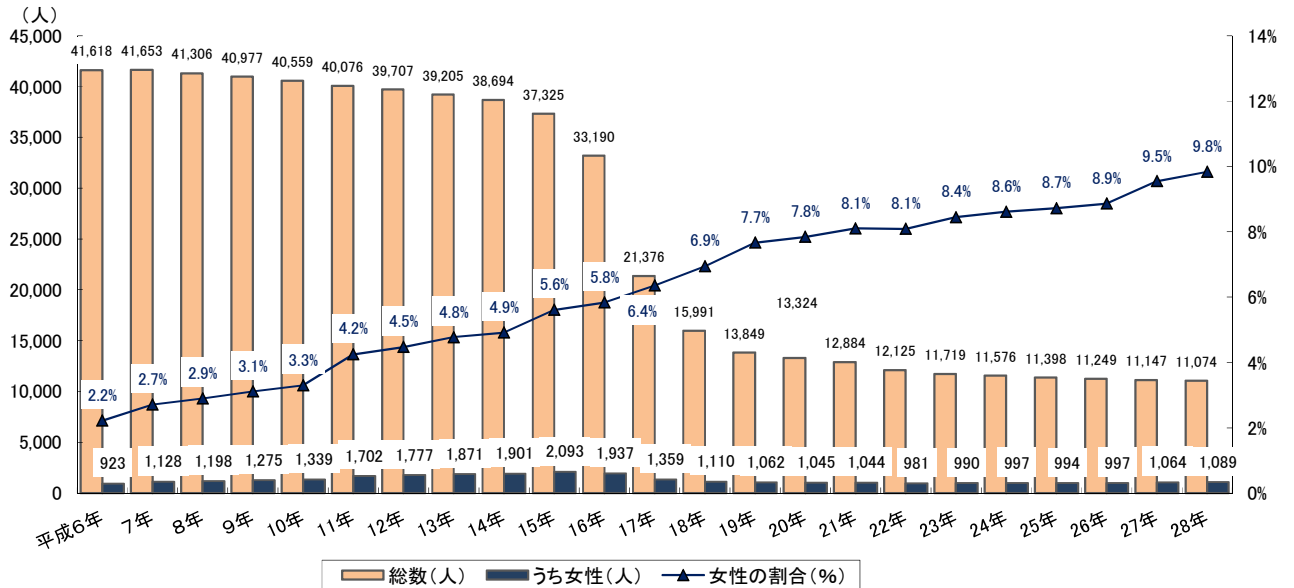
資料出所:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

(3) 町村議会の女性議員(全国・千葉県)

全国の町村議会における女性議員比率は、年々向上してきてはいるものの、依然1割を下回り市議会と比べて低い水準にあります。

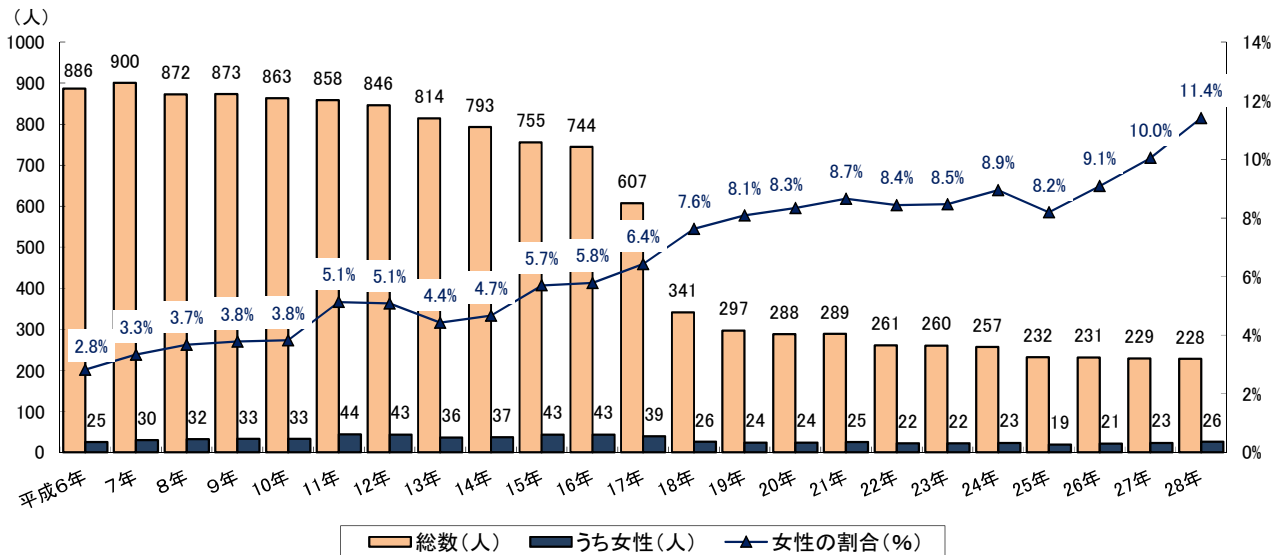
千葉県においても前年より1.4ポイント増加したものの11.4%に留まり、全国と同様に低い状況にあります。

図21 全国町村議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表22 千葉県の町村議会における女性議員割合の推移



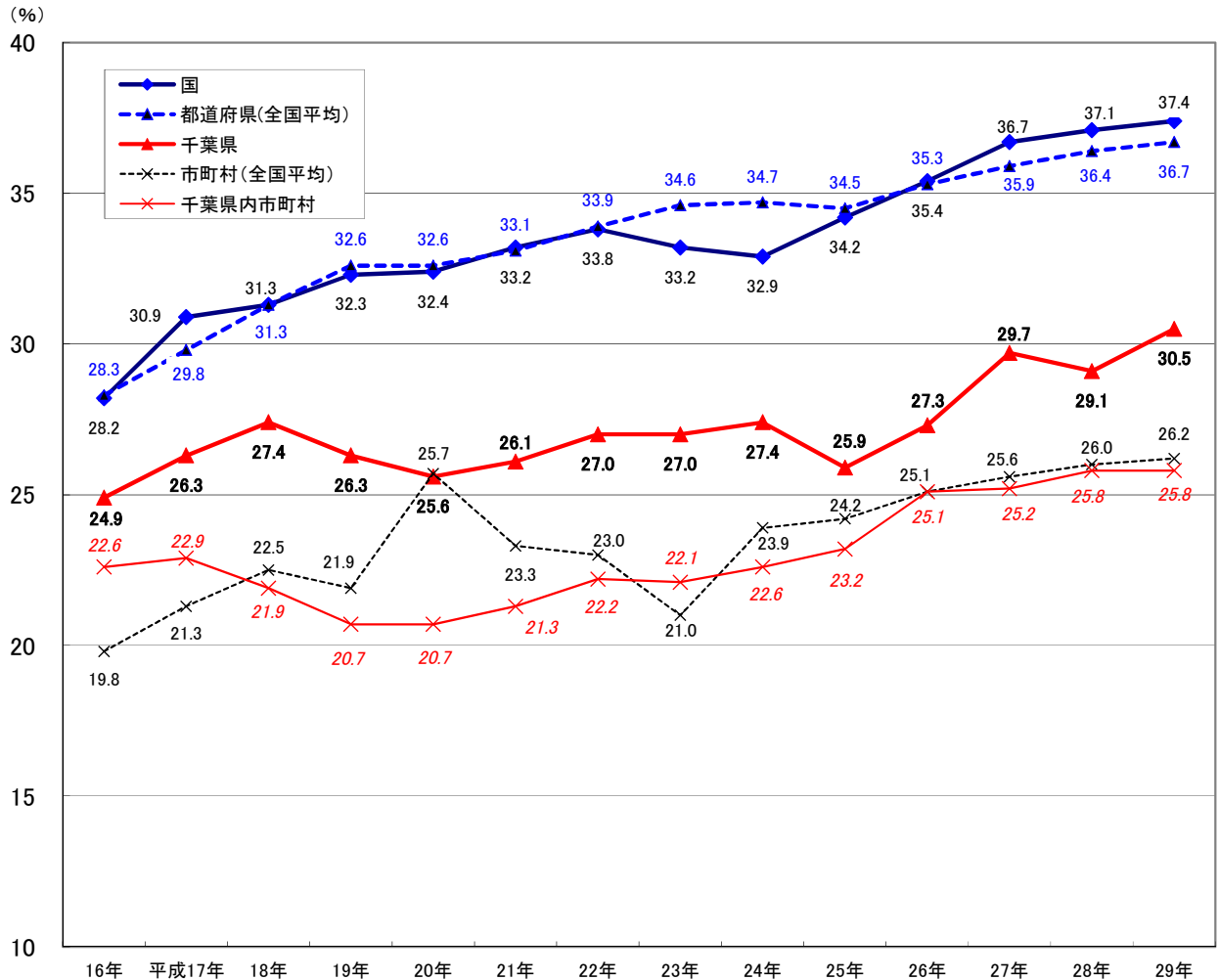
資料出所:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

2 審議会等に占める女性の割合

千葉県では、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、県の審議会等への女性委員割合の目標を40%として取り組んでいます。全国平均と比べて低い状況です。

平成29年4月1日現在の県の審議会等への女性委員の登用率は30.5%（28年度は29.1%）であり、また、市町村の女性委員の登用率は、27.1%（28年度は25.8%）となっております。

図表23 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移



※国は各年9月30日現在、千葉県は平成16～17年は3月31日現在、平成18年からは4月1日現在、

千葉県内市町村については、平成16年からは4月1日現在

※都道府県は、目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合

市町村は、法律又は政令により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

3 管理職等への女性の登用

(1) 県職員における女性管理職の状況

(ア) 千葉県の女性職員の職種別比率

平成29年4月1日現在の県職員数のうち女性職員は約4割です。
職種別にみると女性の割合が大きいものは、医療職、福祉職、教育職です。

図表24 職種別県職員数(千葉県) (単位:人, %)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総 数	63,830	63,984	63,854	63,650	63,617	63,240	64,025	64,225	63,998	59,554
女性	25,469	25,864	25,970	26,081	26,226	26,141	26,787	26,965	27,006	24,537
比率	39.9	40.4	40.7	41.0	41.2	41.3	41.8	42.0	42.2	41.2
行政職	12,737	12,275	11,807	11,434	11,199	11,031	10,969	11,060	11,027	10,839
女性	4,087	4,035	3,946	3,900	3,871	3,867	3,863	3,916	3,915	3,809
比率	32.1	32.9	33.4	34.1	34.6	35.1	35.2	35.4	35.5	35.1
公安職	11,334	11,293	11,467	11,465	11,576	11,607	11,692	11,703	11,664	11,764
女性	620	632	728	788	855	909	962	1,009	1,056	1,098
比率	5.5	5.6	6.3	6.9	7.4	7.8	8.2	8.6	9.1	9.3
教育職	36,196	36,867	37,041	37,185	37,289	37,122	37,872	38,013	37,883	33,612
女性	18,387	18,825	18,941	19,030	19,154	19,072	19,642	19,783	19,803	17,476
比率	50.8	51.1	51.1	51.2	51.4	51.4	51.9	52.0	52.3	52.0
研究職	463	442	431	433	429	423	416	415	418	421
女性	89	84	81	85	88	89	98	101	104	109
比率	19.2	19.0	18.8	19.6	20.5	21.0	23.6	24.3	24.9	25.9
医療職	2,882	2,891	2,889	2,912	2,907	2,845	2,859	2,817	2,795	2,706
女性	2,180	2,181	2,167	2,173	2,154	2,102	2,120	2,052	2,032	1,940
比率	75.6	75.4	75.0	74.6	74.1	73.9	74.2	72.8	72.7	71.7
海事職	81	80	81	79	75	71	70	69	69	66
女性	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1
比率	1.2	1.3	2.5	2.5	2.7	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5
福祉職	137	136	138	142	142	141	147	148	142	146
女性	105	106	105	103	102	101	101	103	95	104
比率	76.6	77.9	76.1	72.5	71.8	71.6	68.7	69.6	66.9	71.2

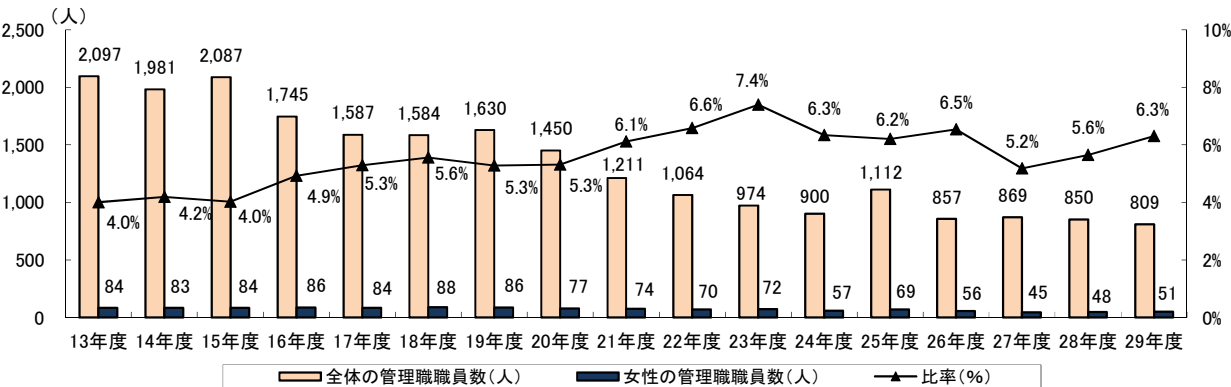
※県職員数(公営企業職員並びに市町村立学校職員給与負担法[昭和23年法律第135号]第1条及び第2条に規定する職員を含む)

資料出所:千葉県人事委員会(各年4月1日現在)

(イ) 女性職員の管理職への登用

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率については、近年、5~6%台で推移しています。

図表25 千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



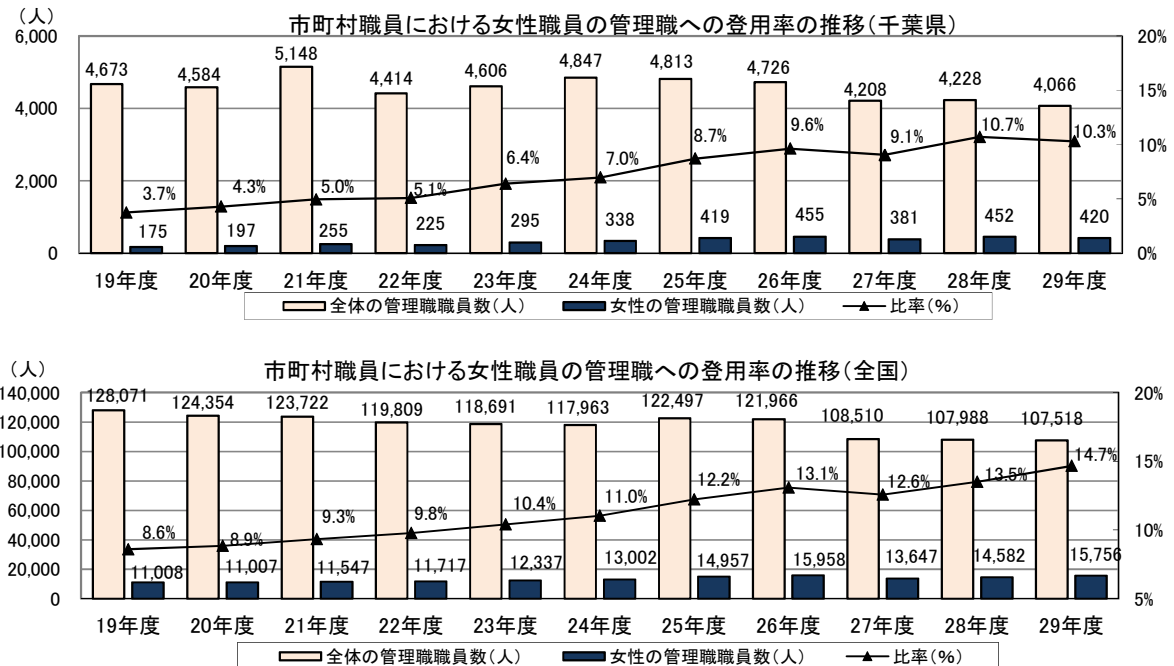
※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

資料出所: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

(2) 市町村職員における女性管理職の状況

市町村職員における女性職員の管理職への登用率については増加傾向にあり、平成29年4月1日現在10.3%となっています。

図表26 市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移(千葉県・全国)



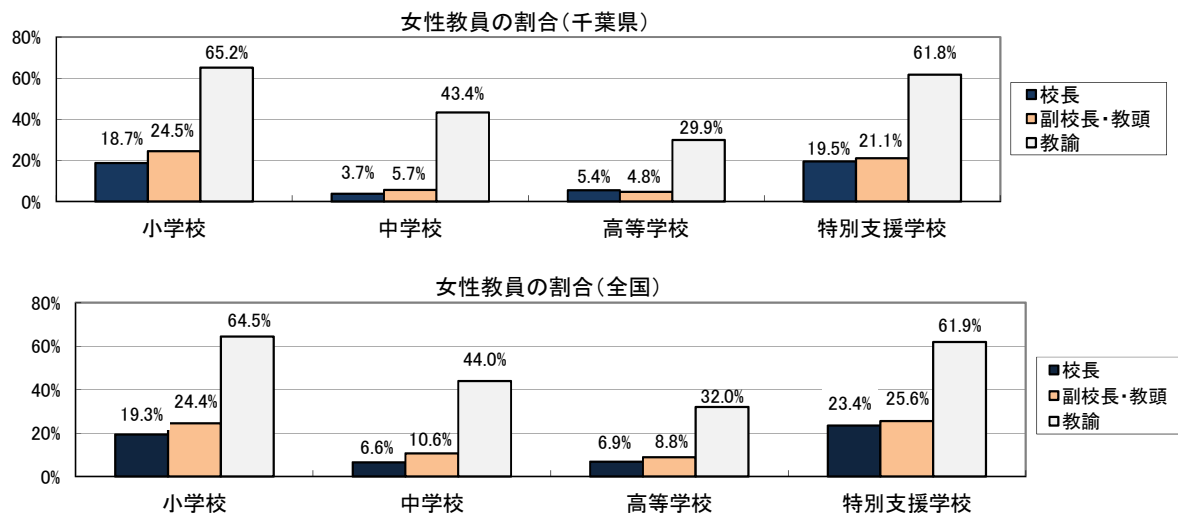
※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

(3) 学校職員における女性管理職の状況

平成29年度の公立学校の女性の校長・副校長・教頭といった管理職の割合は、学校の種別によりやや差がありますが低い状況であることが分かります。

図表27 本務教員に占める女性教員の割合(千葉県・全国)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」(平成29年)

(4) 企業団体等における女性管理職の状況

(ア) 女性役員、役職者の状況

平成27年の「国勢調査」(総務省)によると、千葉県における女性の役員割合は、平成22年に比べて増加し、27.1%となっています。しかし、分野によって差が見られます。

図表28 産業別男女別役員数の推移(千葉県) (単位:人, %)

区分	平成22年				平成27年			
	女性	男性	合計	女性割合	女性	男性	合計	女性割合
総数	29,200	117,404	146,604	19.9%	28,478	105,098	133,576	27.1%
農 業 ・ 林 業	298	1,017	1,315	22.7%	383	1,187	1,570	32.3%
漁 業	22	76	98	22.4%	16	74	90	21.6%
鉱業・採石業・砂利採取	16	93	109	14.7%	16	99	115	16.2%
建 設 業	4,975	23,631	28,606	17.4%	5,008	22,400	27,408	22.4%
製 造 業	2,939	16,136	19,075	15.4%	2,740	14,438	17,178	19.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	164	174	5.7%	22	170	192	12.9%
情報通信業	731	6,380	7,111	10.3%	752	5,933	6,685	12.7%
運輸業・郵便業	905	5,310	6,215	14.6%	880	4,610	5,490	19.1%
卸売業・小売業	7,416	26,103	33,519	22.1%	6,309	20,658	26,967	30.5%
金融業・保険業	413	2,603	3,016	13.7%	379	2,346	2,725	16.2%
不動産業・物品賃貸業	3,021	7,235	10,256	29.5%	3,376	7,024	10,400	48.1%
学術研究、専門・技術サービス業	1,521	8,464	9,985	15.2%	1,539	7,506	9,045	20.5%
宿泊業・飲食サービス業	1,317	3,094	4,411	29.9%	1,184	2,671	3,855	44.3%
生活関連サービス業・娯楽業	1,245	2,865	4,110	30.3%	1,215	2,540	3,755	47.8%
教育・学習支援業	549	1,391	1,940	28.3%	547	1,280	1,827	42.7%
医療・福祉	1,627	2,759	4,386	37.1%	2,038	3,236	5,274	63.0%
複合サービス事業	7	163	170	4.1%	3	169	172	1.8%
その他サービス業	1,758	8,603	10,361	17.0%	1,727	7,767	9,494	22.2%
公務	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能の産業	430	1,317	1,747	24.6%	344	990	1,334	34.7%

資料出所：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※表中の「—」は該当数字がないものを示す。

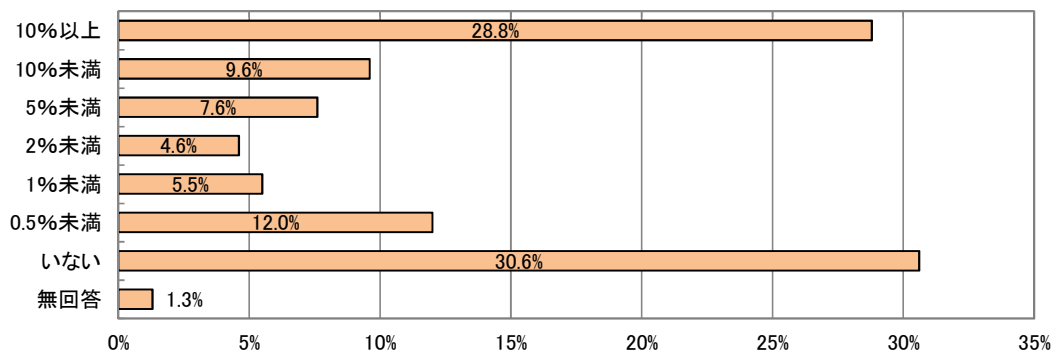
※ここでの「役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などを指す。

※「公務」とは、他に分類されないもの。

※平成17年の値は、新産業分類特別集計の数値。

(イ) 事業所あたりの女性管理職の割合

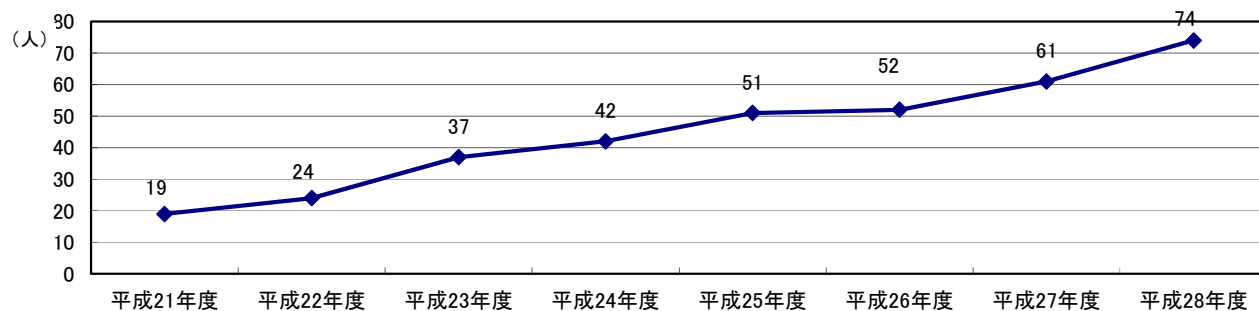
図表29 一事業所あたりの女性管理職の割合(千葉県)



資料出所：千葉県雇用労働課：「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成30年1月)

(5) 農業委員における女性委員の状況

図表30 女性農業委員数の推移(千葉県)



資料出所: 千葉県農地・農村振興課「農業委員会実態調査」(各年10月1日時点)

図表31 農協・漁協における女性役員数とその推移(千葉県)

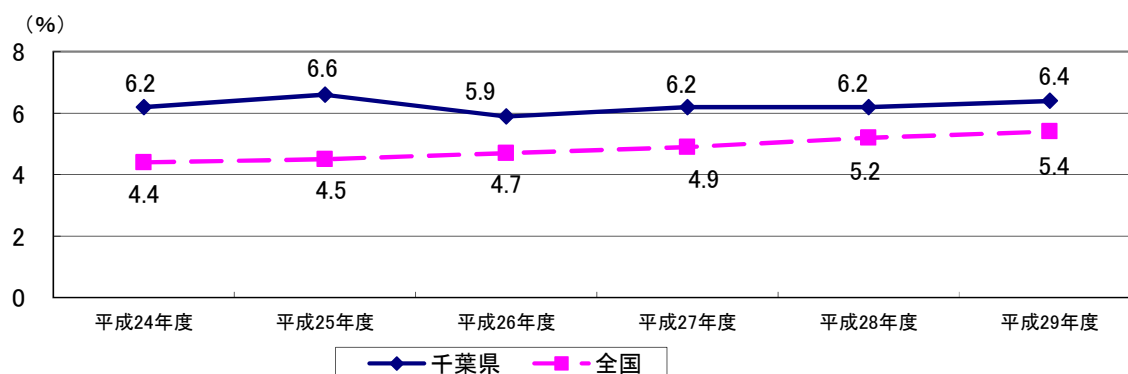
(単位: 人, %)

事業年度	農協役員数			漁協役員数		
	総数	うち女性役員数	女性割合	総数	うち女性役員数	女性割合
平成14年度	805	0	0.0%	443	2	0.5%
平成15年度	783	0	0.0%	434	2	0.5%
平成16年度	721	1	0.1%	433	2	0.5%
平成17年度	685	6	0.9%	424	2	0.5%
平成18年度	677	6	0.9%	417	2	0.5%
平成19年度	668	10	1.5%	415	2	0.5%
平成20年度	635	10	1.6%	406	2	0.5%
平成21年度	602	10	1.7%	394	1	0.3%
平成22年度	574	10	1.7%	330	1	0.3%
平成23年度	573	10	1.7%	325	1	0.3%
平成24年度	573	20	3.5%	323	1	0.3%
平成25年度	581	25	4.3%	325	1	0.3%
平成26年度	587	34	5.8%	313	1	0.3%
平成27年度	589	37	6.3%	314	1	0.3%
平成28年度	590	39	6.6%	300	1	0.3%

資料出所: 千葉県団体指導課「農業協同組合要覧」, 「水産業協同組合要覧」(各組合事業年度末時点)

(6) 自治会における女性会長の状況

図表32 自治会長に占める女性の割合(千葉県・全国)



資料出所: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

IV 労働

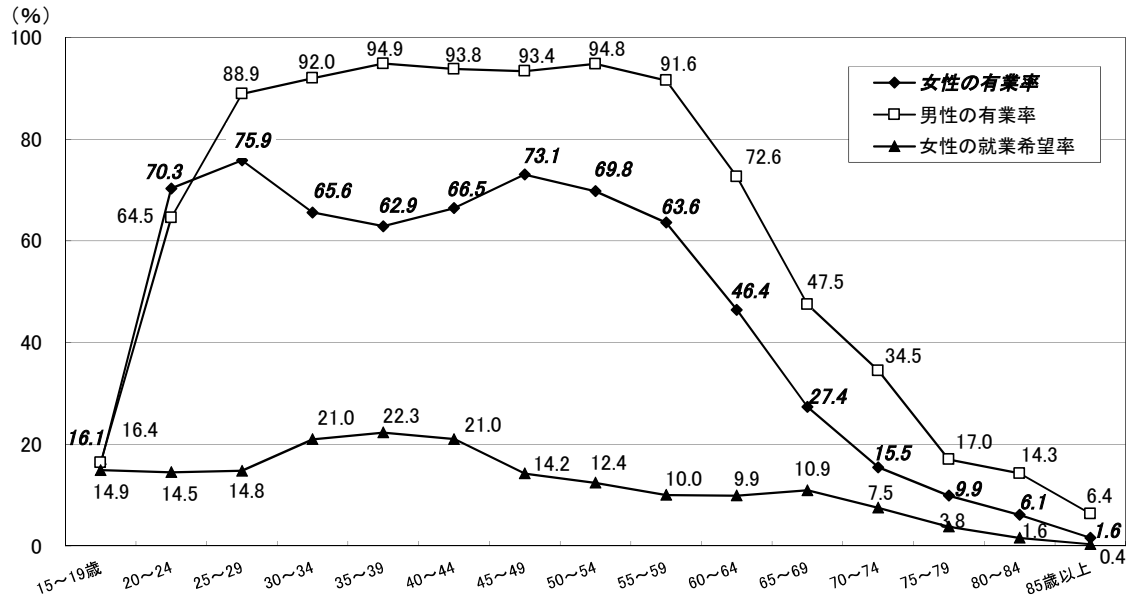
1 労働力率

(1) 男女別労働力率の推移

女性は30代で有業率が下がり、いわゆる「M字カーブ*」を描いています。一方、女性の就業希望率は30歳代から40歳代前半で高くなっています。

男性は20歳代後半から50歳代までほぼ変わりません。

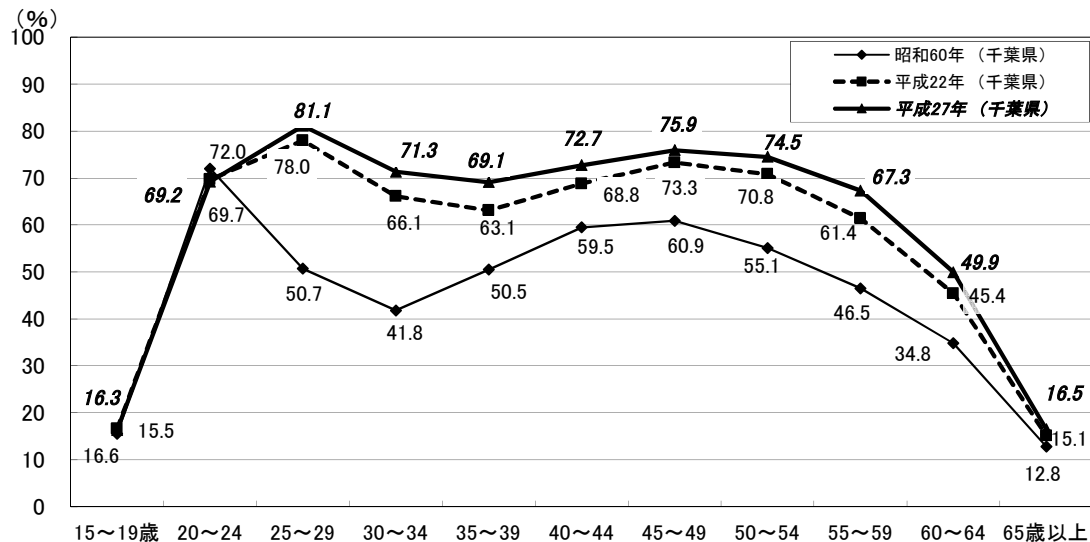
図表33 年齢階級別男女別有業率及び就業希望率(千葉県)



資料出所：総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

図表34 年齢5歳階級別労働力率*の推移(千葉県 女性)

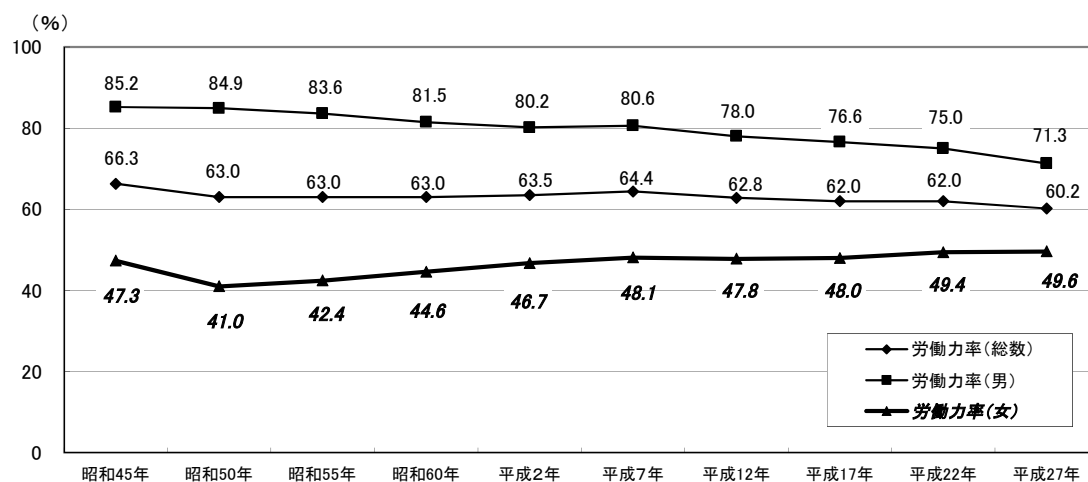


資料出所：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

* 15歳以上人口に占める労働力人口の割合(分母から労働力状態「不詳」の数を除いて算出している。)

※労働力人口：満15歳以上の人口のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者(休業者も含む。)と完全失業者(仕事についておらず、仕事があればすぐ働くことができ、仕事を探す活動をしていた者)の合計

図表35 労働力率の推移(千葉県)

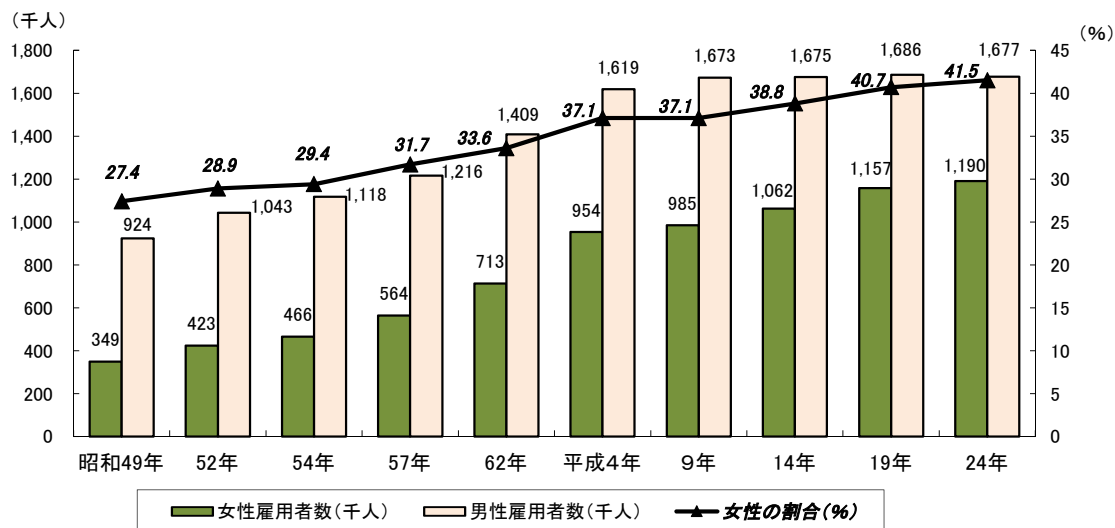


資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用者数の推移

女性の雇用者数は、年々増加しています。
また、雇用者総数に占める女性の割合も、年々増加しています。

図表36 雇用者数の推移(千葉県)

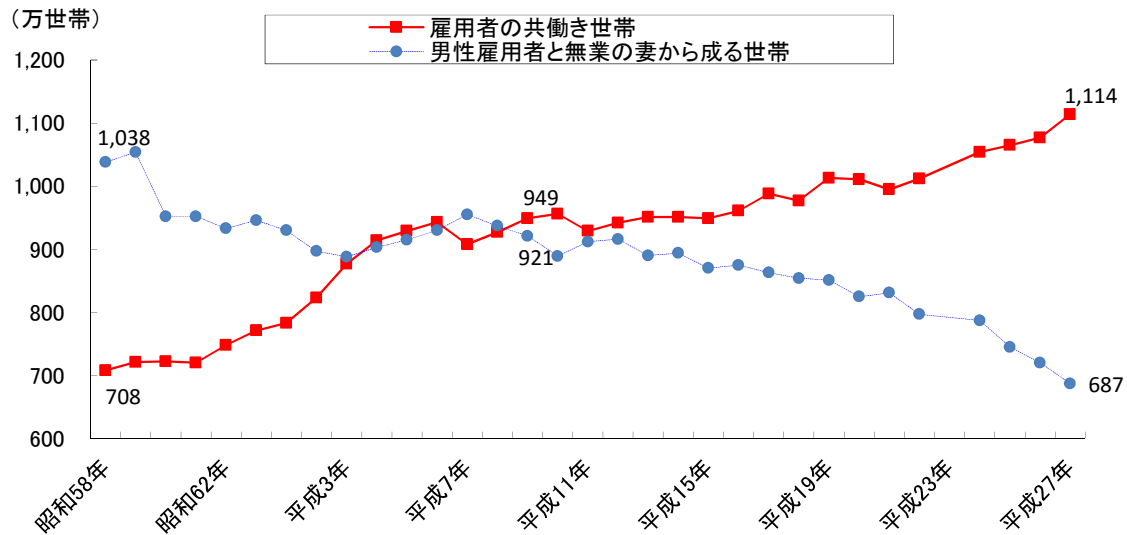


資料出所:総務省「就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(3) 共働き世帯数

平成9年以降、共働き世帯数は夫のみ就業世帯数を上回り、その後も徐々に増加しています。

図表37 共働き等世帯数の推移(全国)



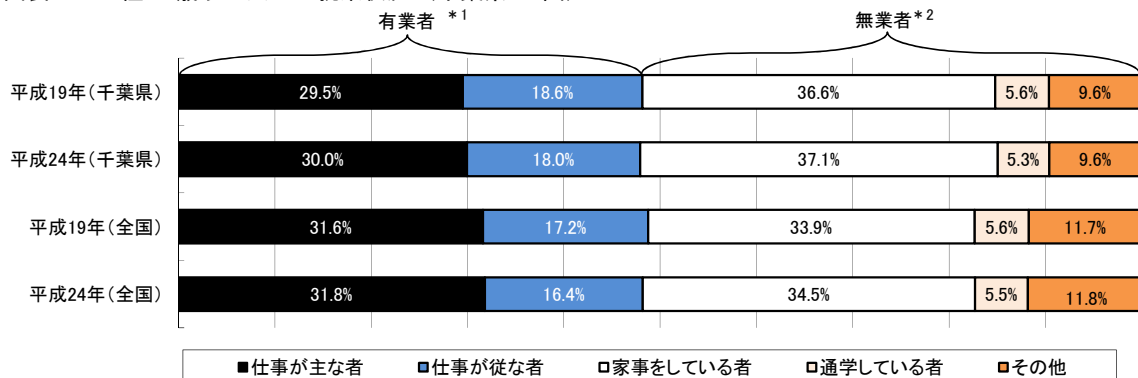
資料出所:総務省「労働力調査」(各年平均)

2 労働者の状況

(1) 女性の有業率、無業率

女性の有業率（15歳以上人口に占める有業者の割合）は平成19年と比べて大きな変化はありません。千葉県、全国ともに無業率が有業率を若干上回っています。

図表38 女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）



*1 有業者：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、ふだんの状態として仕事をしていれば有業者としている。

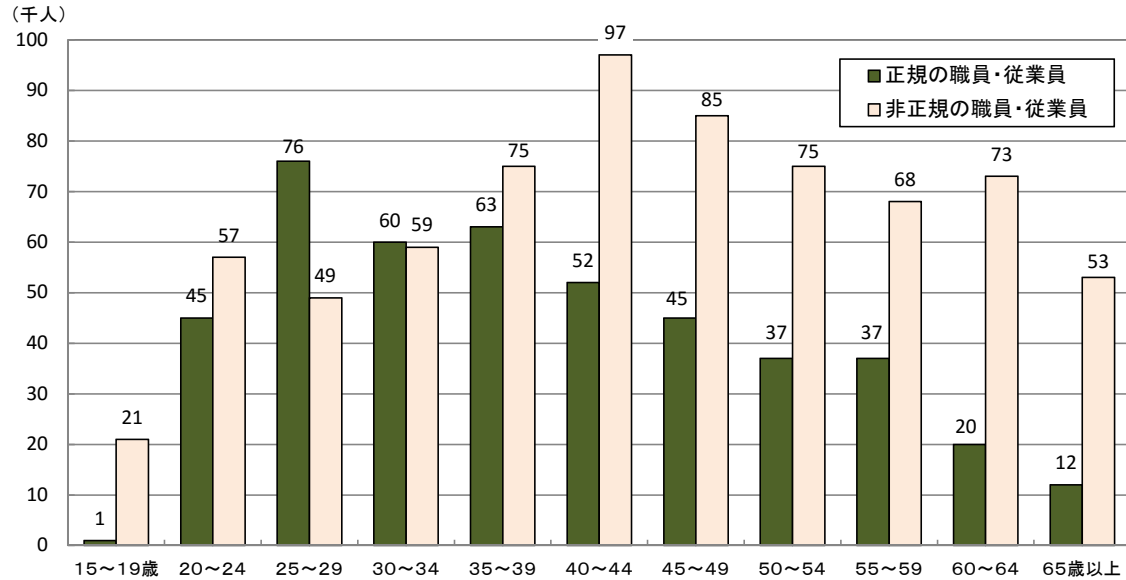
*2 無業者：ふだん収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び時々臨時的にしか仕事をしていない者。

資料出所:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用形態別女性雇用者数

女性の雇用形態としては、30歳代の前半までは正規の職員・従業員が多くなっていますが、30歳代後半からは非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員を上回っています。

図表39 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 女性)

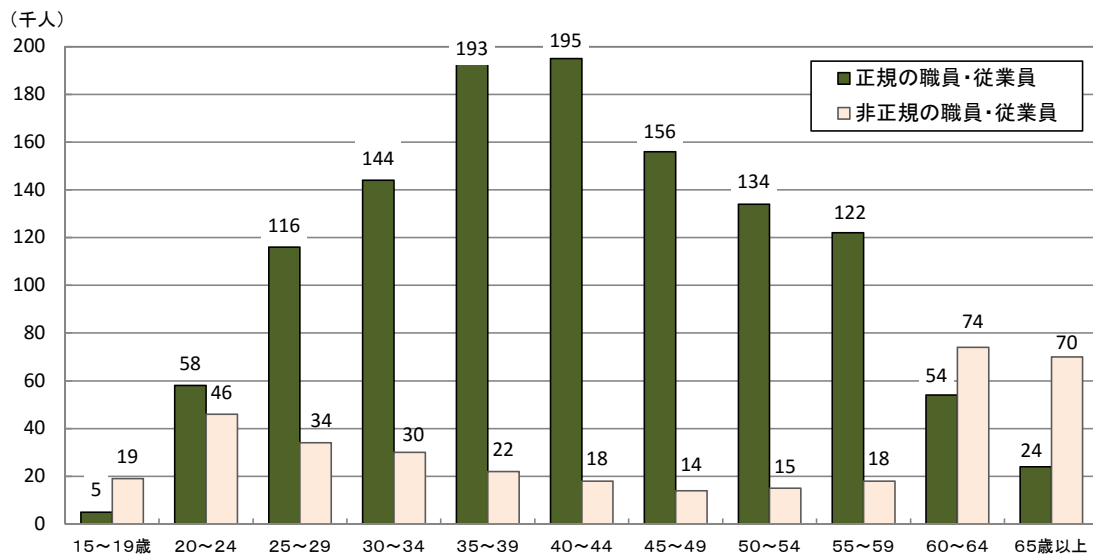


資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(3)雇用形態別男性雇用者数

男性については、50歳代までは正規の職員・従業員が圧倒的に多く、女性との雇用形態の違いが明らかです。

図表40 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 男性)



資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(4) 女性の従業上の地位

「国勢調査」によると、千葉県内の女性の就業者の従業上の地位は男性に比べて自営業主、役員が少なく、家族従業者、雇用者が多くなっています。

図表41 従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県）（単位：人、％）

	平成22年					平成27年				
	女 性	割 合	男 性	割 合	計	女 性	割 合	男 性	割 合	計
自営業主	46,686	4.1	165,695	10.1	212,381	47,895	4.1	157,557	9.9	205,452
役員	29,200	2.6	117,404	7.1	146,604	28,478	2.4	105,098	6.6	133,576
家族従業者	68,232	6.0	19,691	1.2	87,923	57,927	4.9	17,152	1.1	75,079
雇用者	997,067	87.1	1,342,831	81.6	2,339,898	1,042,976	88.4	1,312,265	82.4	2,355,241
家庭内職者	3,433	0.3	401	0.0	3,834	2,521	0.2	374	0.0	2,895
就業者計*	1,144,618	100.0	1,646,022	100.0	2,790,640	1,179,797	100	1,592,446	100.0	2,772,243

資料出所：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

* 従業上の地位「不詳」を除く。

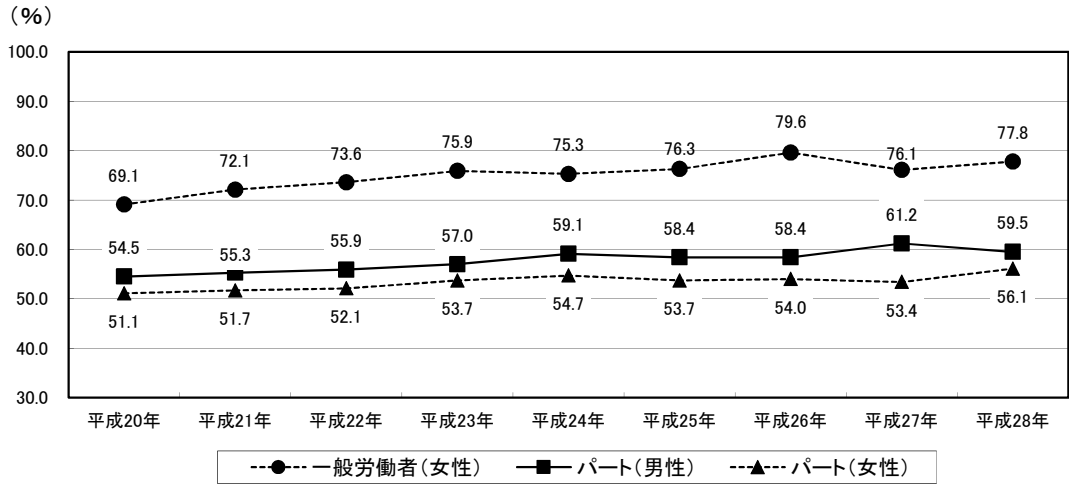
4 労働条件

(1) 賃金

パートタイム(短時間)労働者を除く女性一般労働者の所定内給与額は、男性の約8割を下回っており依然低い状況です。

また、パートタイム(短時間)労働者間においても男性と比べて、女性の方が低くなっています。

図表42 男女労働者の1時間あたり平均所定内給与額格差（千葉県）



※給与の指数は、男性一般労働者の1時間あたり平均所定額を100として、各区分の1時間あたりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成28年）

図表43 男女雇用者の給与額の推移と賃金格差の推移(千葉県)

	女性		男性		賃金の男女 間格差*
	平均年齢	所定内給与額(千円)	平均年齢	所定内給与額(千円)	
平成9年	37.4	232.2	40.3	342.7	67.8
平成11年	37.2	229.5	40.2	339.7	67.6
平成13年	37.6	243.6	40.7	345.0	70.6
平成15年	39.1	241.2	41.4	343.3	70.3
平成17年	39.4	239.2	41.9	353.9	67.6
平成19年	39.0	232.2	41.4	340.9	68.1
平成21年	41.0	229.4	41.6	323.9	70.8
平成23年	39.9	241.5	42.1	324.3	74.5
平成24年	40.6	242.5	42.2	325.3	74.5
平成25年	40.4	243.5	42.3	326.3	74.6
平成26年	41.1	248.9	43.0	322.3	77.2
平成27年	41.6	247.3	42.8	333.1	74.2
平成28年	41.3	245.2	43.6	322.9	75.9

※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(2)育児休業制度の状況

県の調査によると、事業所において育児休業を取得する従業員は、近年、女性は90%を超える取得率ですが、男性はまだ少ない状況です。

図表44 事業所において、本人または配偶者が出産した従業員数と育児休業を取得した従業員数(千葉県)

		本人または配偶者が 出産した従業員数	そのうち育児休業を 取得した従業員数	育児休業取得率
女 性	平成20年3月	624人	621人	99.5%
	平成22年3月	677人	597人	88.2%
	平成24年3月	1,239人	1,164人	93.9%
	平成26年1月	1,623人	1,493人	92.0%
	平成28年1月	1,328人	1,195人	90.0%
男 性	平成30年1月	1,690人	1,657人	98.0%
	平成20年3月	1,021人	17人	1.7%
	平成22年3月	1,155人	25人	2.2%
	平成24年3月	2,240人	85人	3.8%
	平成26年1月	2,555人	98人	3.8%
	平成28年1月	1,768人	92人	5.2%
	平成30年1月	1,730人	141人	8.2%

資料出所:千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(中間)」(平成20年3月)
 千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(最終)」(平成22年3月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成24年3月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成28年1月)
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成30年1月)

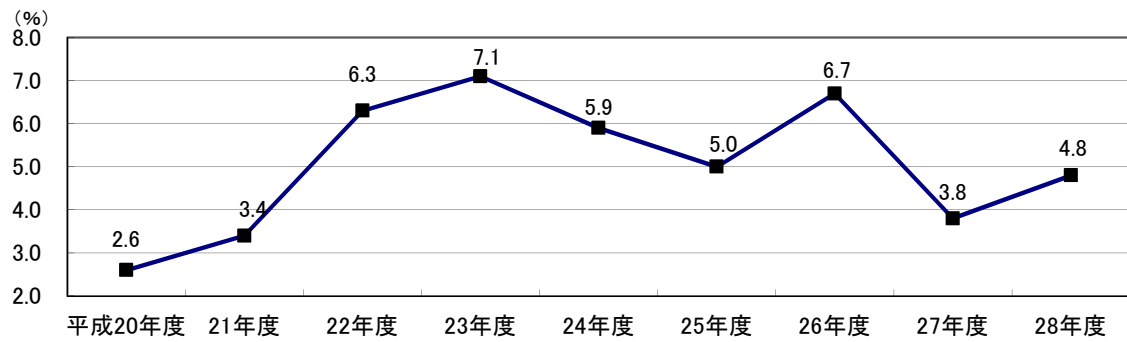
図表45 男女別育児休業取得率(全国)

	本人または配偶者が出産した従業員の育児休業取得率	H23※	H24	H25	H26	H27
女性	出産した者に占める割合	[87.8%]	83.6%	83.0%	86.6%	81.5%
男性	配偶者が出産した者に占める割合	[2.63%]	1.89%	2.03%	2.30%	2.65%

※平成23年度の[]内比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所:厚生労働省「平成27年度雇用均等基本調査」

図表46 県職員における男性の育児休業取得率(千葉県(知事部局))



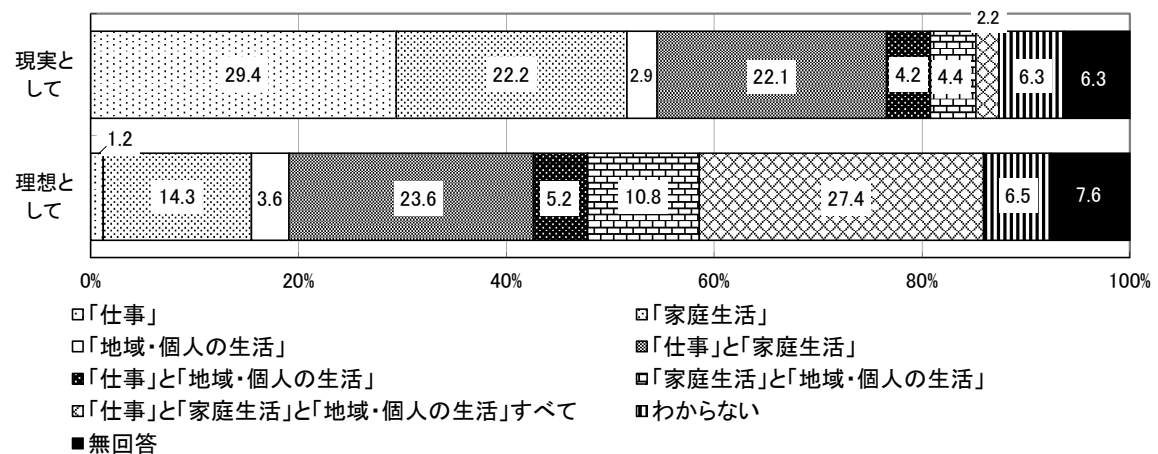
資料出所: 千葉県総務課

5 各世代での望ましい働き方

(1) 仕事と生活の調和の理想と現実(千葉県)

生活の中の「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について聞いたところ、現実として<「仕事」を優先>(29.4%)が約3割、理想として<「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべて>(27.4%)が約3割となっています。

図表47 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度

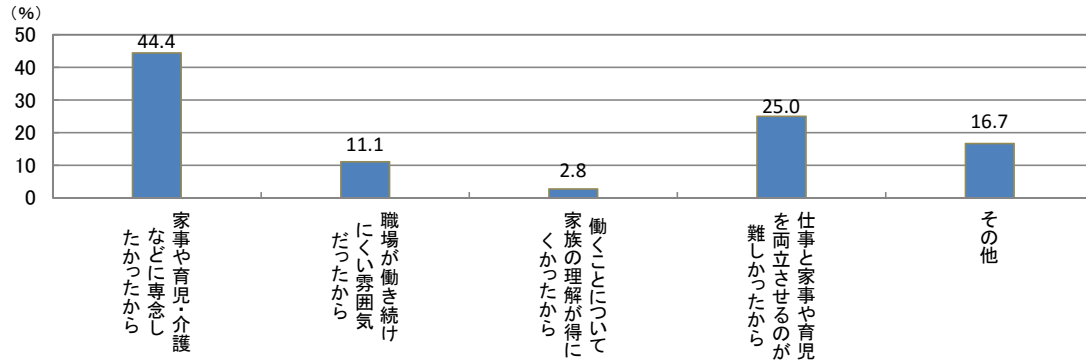


資料出所: 千葉県報道広報課「第45回県政に関する世論調査」(平成24年度)

(2) 仕事を持っていない理由

「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」（平成22年3月）によれば、家庭の事情で退職した者の具体的な退職理由を見ると、「家事や育児・介護などに専念したかったから」が44.4%と最も高く、次いで「仕事と家事や育児を両立させるのが難しかったから」（25.0%）となっています。

図表48 家庭の事情での退職の具体的な理由(千葉県)



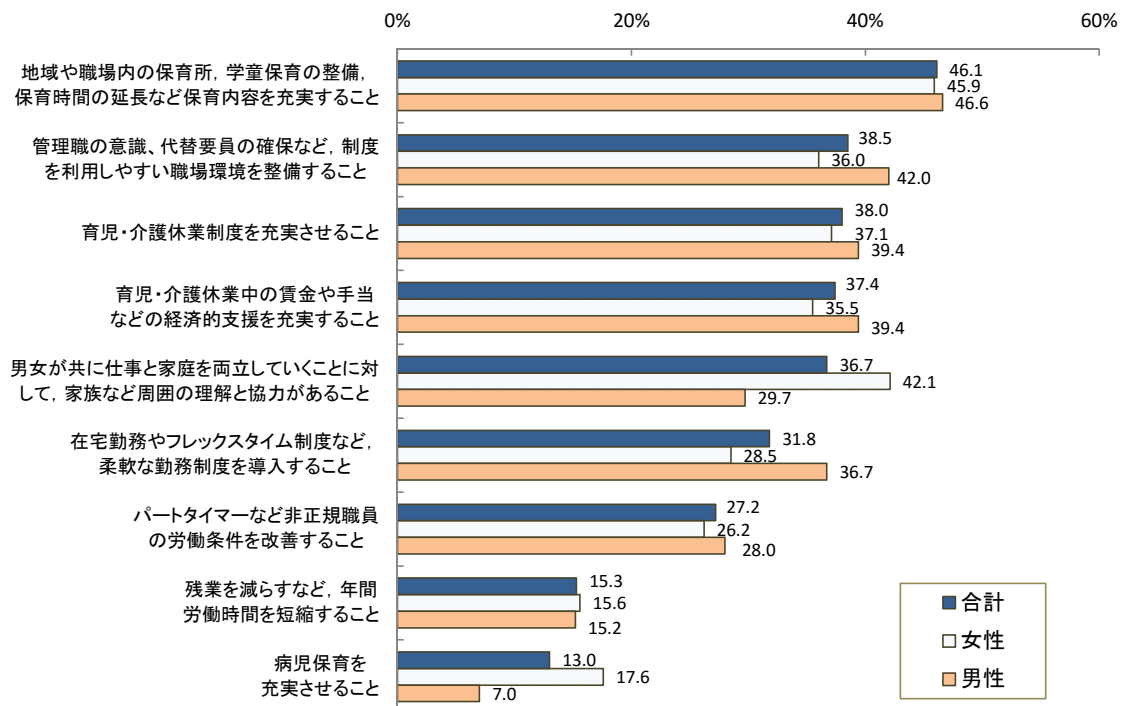
資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」(平成22年3月)

6 ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な環境整備

県民意識調査によると、男女が仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備については、「保育所等の整備・充実」や「管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること」が最も多く望まれています。

図表49 仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備(千葉県)

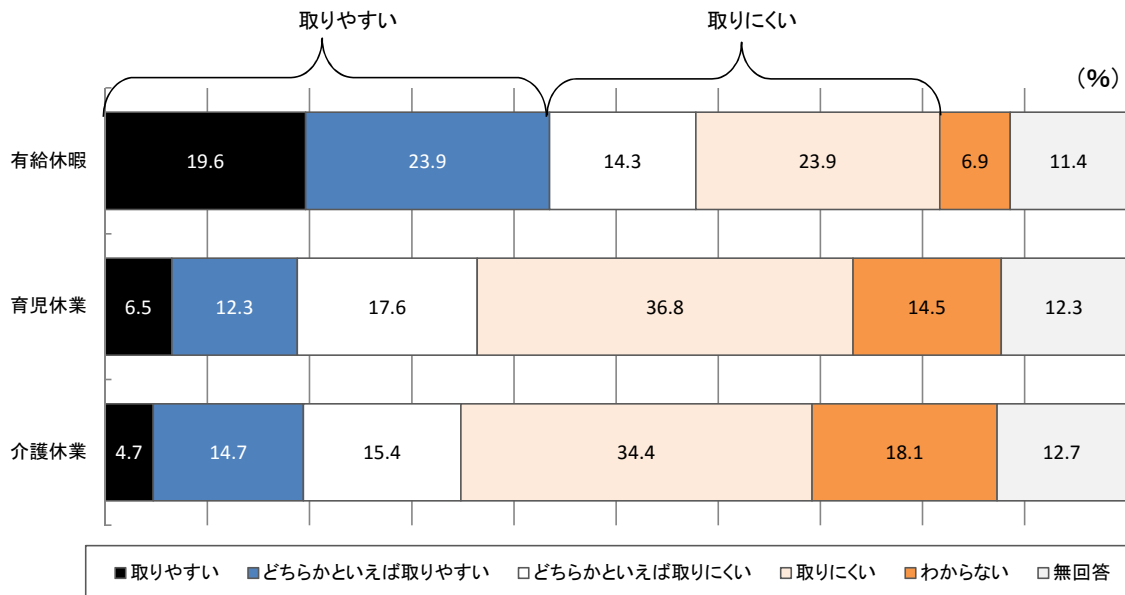


資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

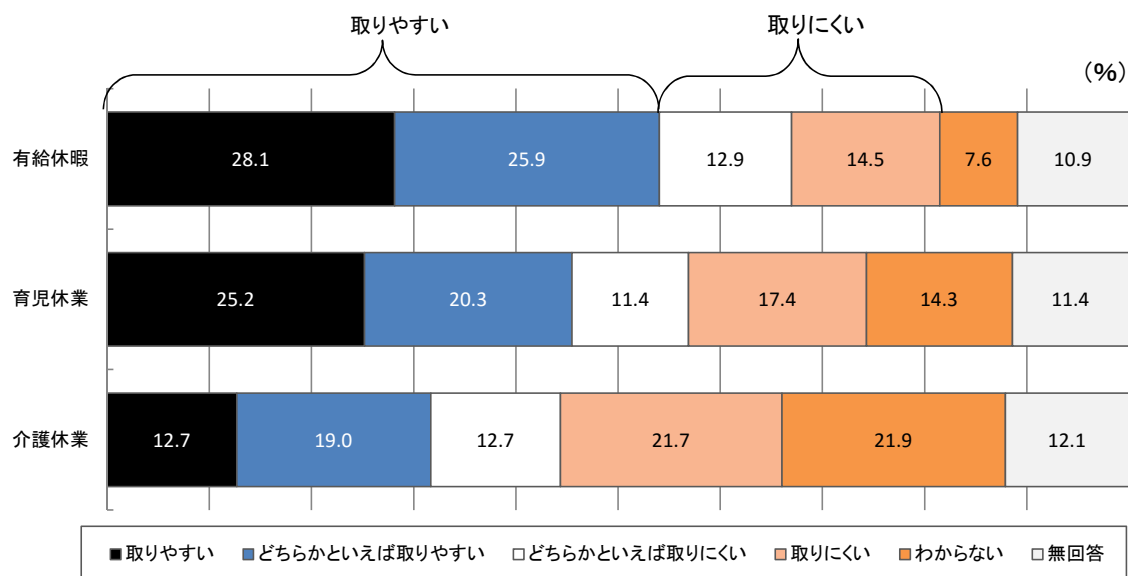
職場における休暇の取りやすさについては、男女とも「有給休暇」が一番高く、「育児休業」に関しては男女にかなり違いがあります。

図表50 有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)

【男性職員】



【女性職員】

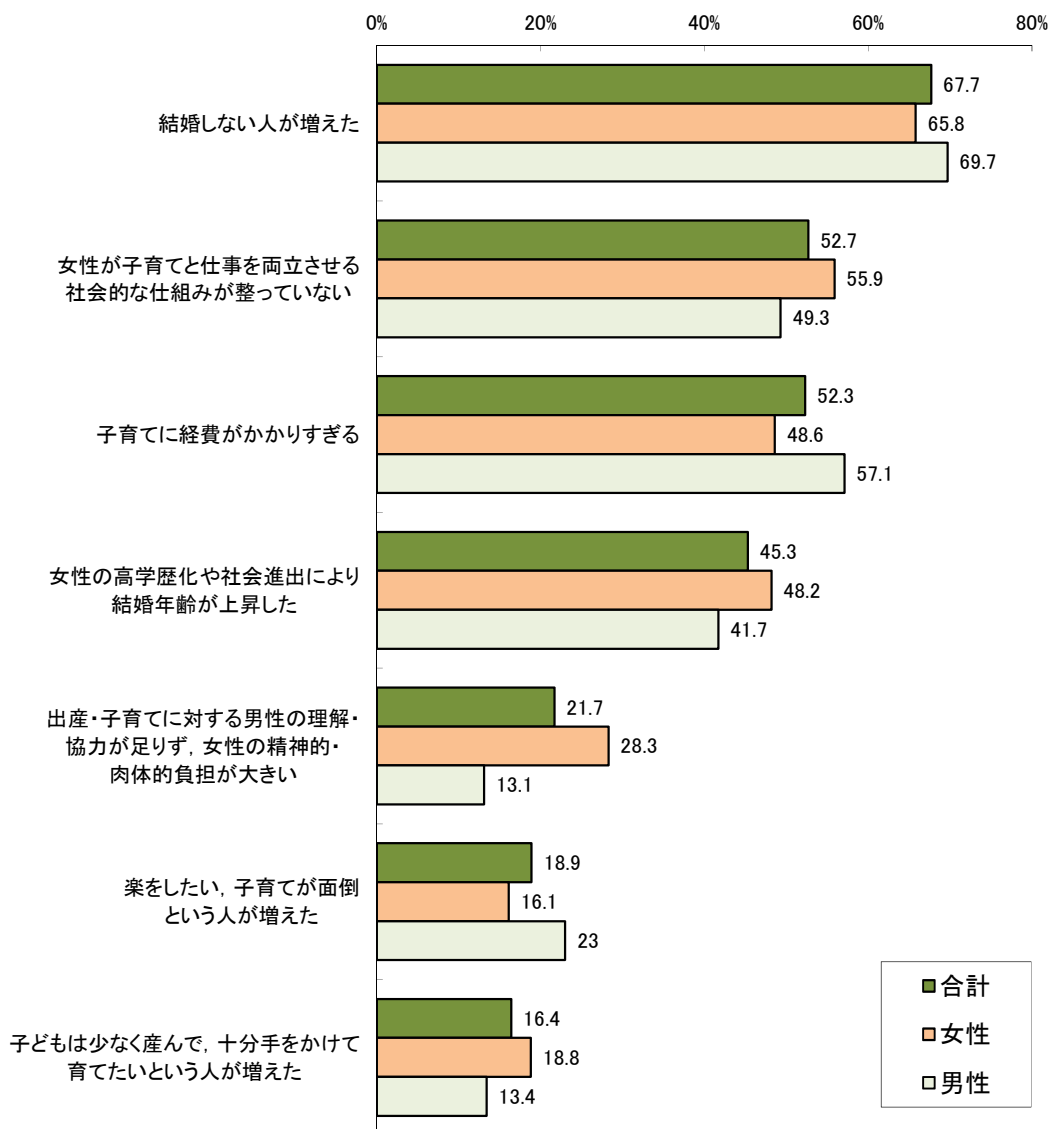


資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

(2) ワーク・ライフ・バランスと少子高齢化

県の調査において、出生率が低下している原因を尋ねた結果については以下のとおりです。結婚しない人が増えたためと感じている人が最も多く、どちらも6割を上回っています。

図表51 出生率低下の原因



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（平成26年10月）

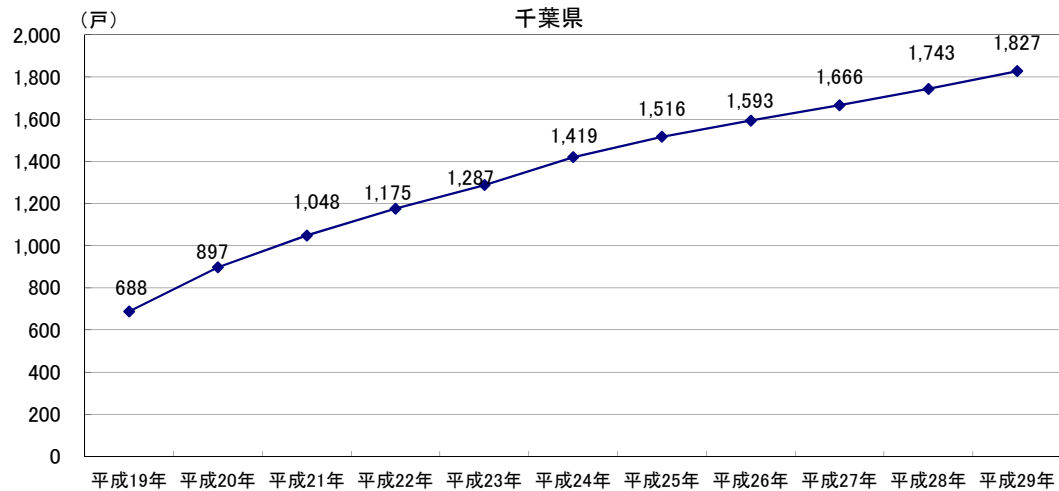
7 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

(1) 家族経営協定締結数の推移

千葉県の家族経営協定*締結数は、年々増加しています。

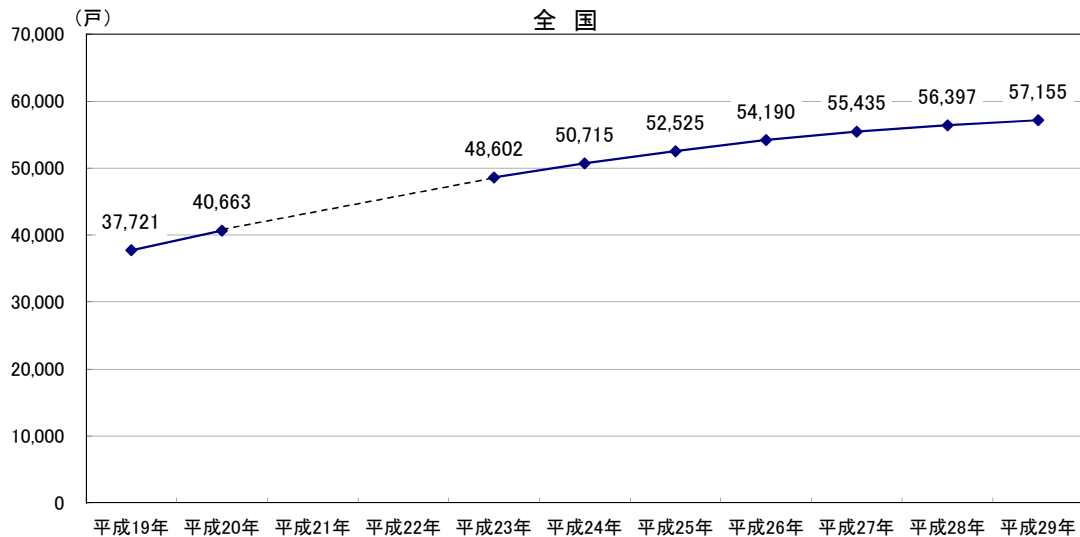
*家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの

図表52 家族経営協定締結数の推移(千葉県・全国)



※平成29年の千葉県の家族経営協定締結数の内訳: 農業1,825 漁業2

資料出所: 千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)



※平成20年までは実態調査として実施してきたが、調査の効率化を図り、平成23年から締結農家数調査として実施。

資料出所: 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(各年3月31日現在)

(2) 経営者数及び女性起業数

「2015年農林業センサス」によると、千葉県の農業経営者に占める女性の割合は6.5%（全国6.7%）となっています。

また、担い手支援課の調査によると、地域産物を利用した加工品づくりや直売所での販売、農家レストラン経営などの農林漁業関連起業活動で、女性が主たる経営を担っている経営体は、高齢化等による活動休止等のため減少していますが、個人での取組を中心に新たに起業を始める動きがあります。

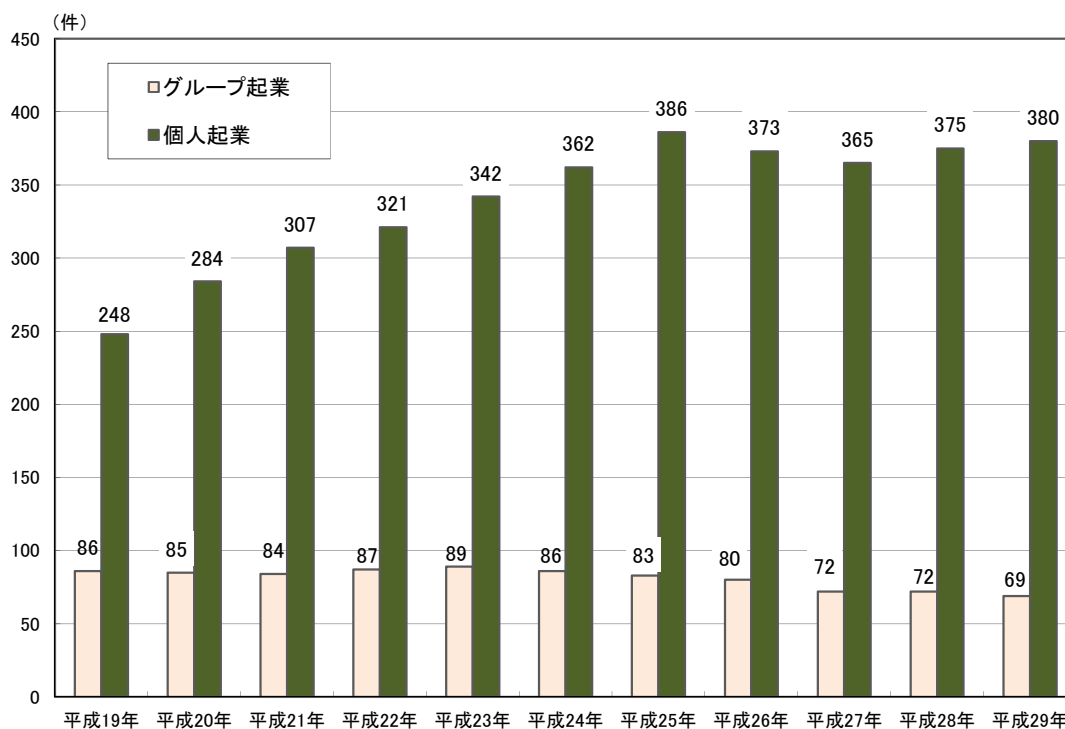
図表53 男女別農業経営者数(千葉県・全国)

(単位:人)

	総 数	女 性	男 性	女性割合(%)
千葉県	44,039	2,869	41,170	6.5
全国	1,329,591	89,000	1,240,591	6.7

資料出所:農林水産省「2015年農林業センサス」(平成27年2月1日現在)

図表54 農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移(千葉県)



資料出所:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)

8 女性の起業に関する考え方

女性の起業についての考え方を聞いたところ、最も『そう思う※1』とした回答した割合が高かったのは「女性の潜在労働力を活かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する」で、女性(60.6%)、男性(69.1%)で、特に男性で『そう思う※1』とした回答した割合が高くなっています。

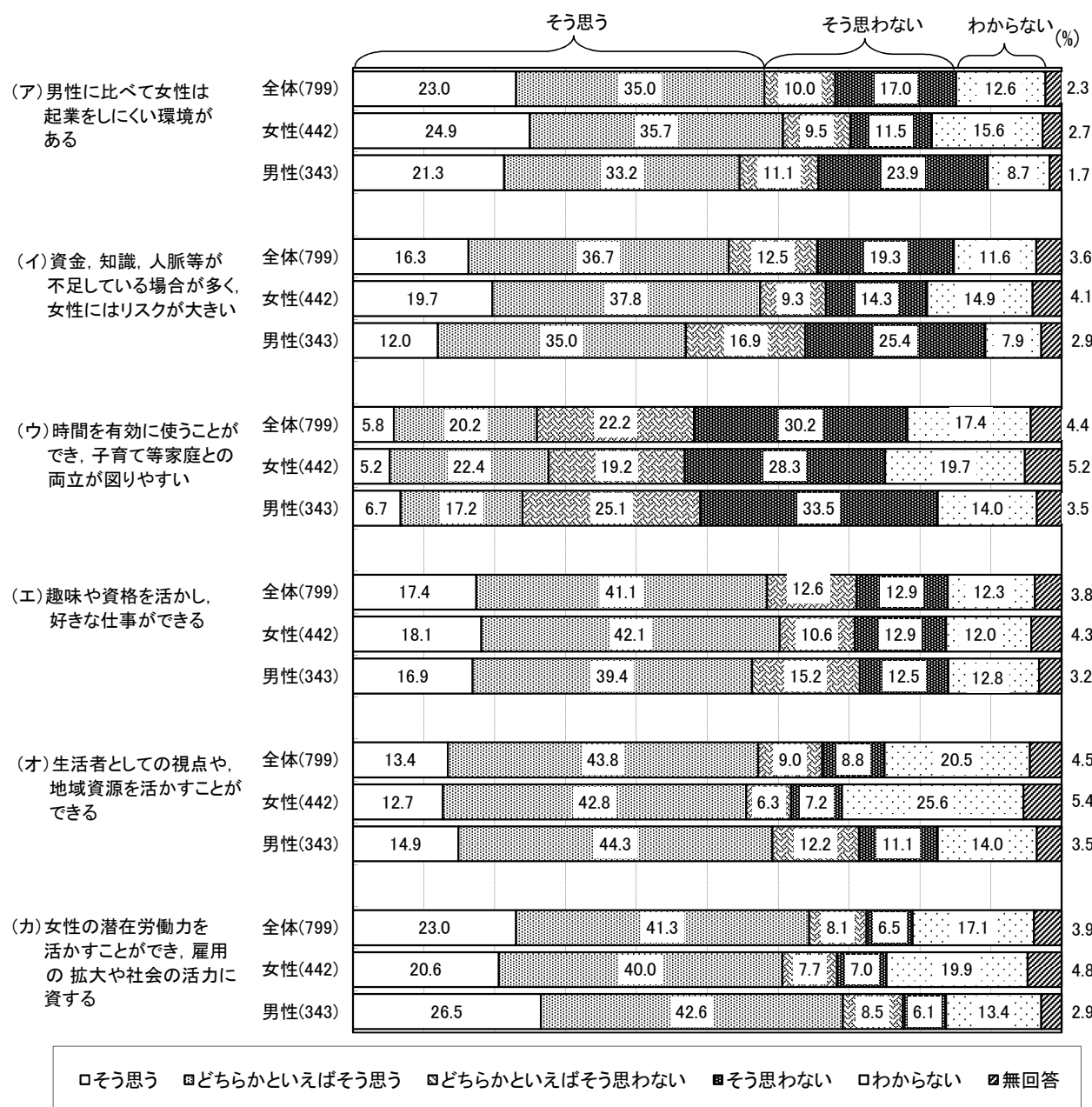
女性では、「男性に比べて女性は起業しにくい環境がある」についても『そう思う※1』(60.6%)、『そう思う※1』と回答した割合は男性(54.5%)に比べ6.1ポイント高くなっています。

一方、最も『そう思わない※2』という回答の割合が高かったのは、「時間を有効に使うことができ、子育て等家庭との両立が図りやすい」で、男女双方とも『そう思う※1』(女性27.6%、男性23.9%)より、『そう思わない※2』(女性47.5%、男性58.6%)と回答した割合が高くなっています。

※1 ここでいう「そう思う」は、「どちらかといえばそう思う」を含む。

※2 ここでいう「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」を含む。

図表55 女性の起業に関する考え方(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査(平成26年10月)」

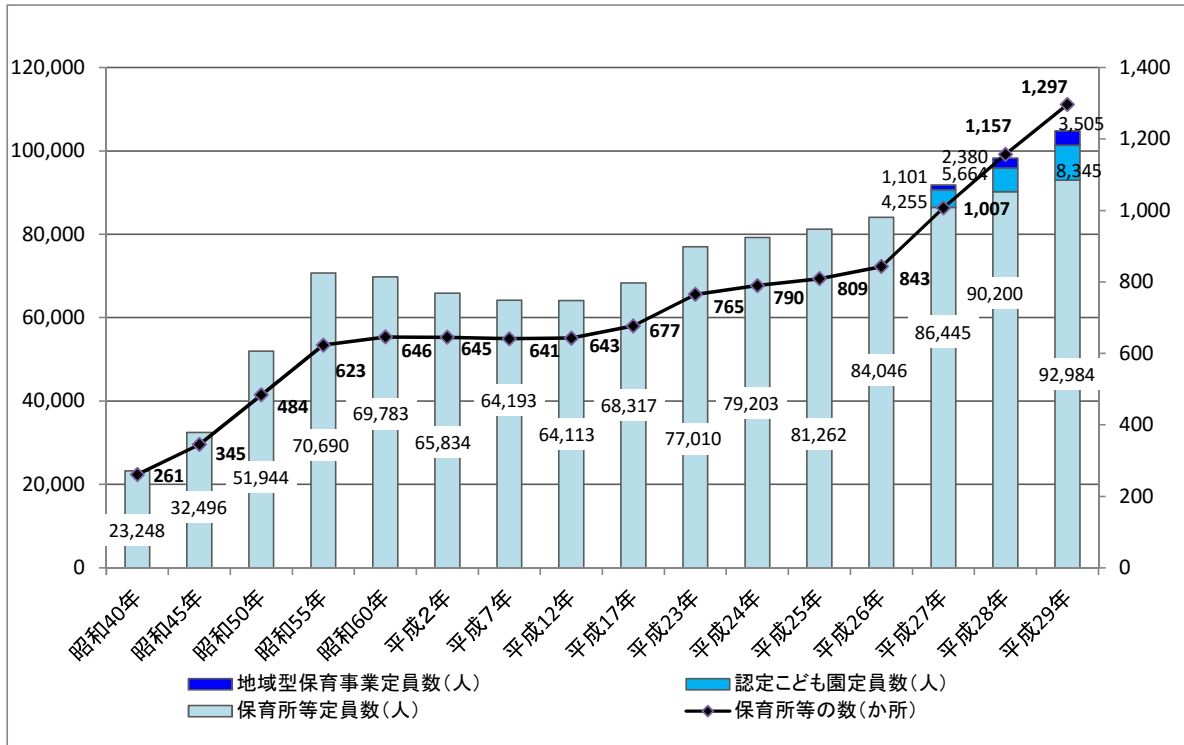
V 福祉

1 社会全体での子育て、介護支援の促進

(1) 保育所等の数と定員数

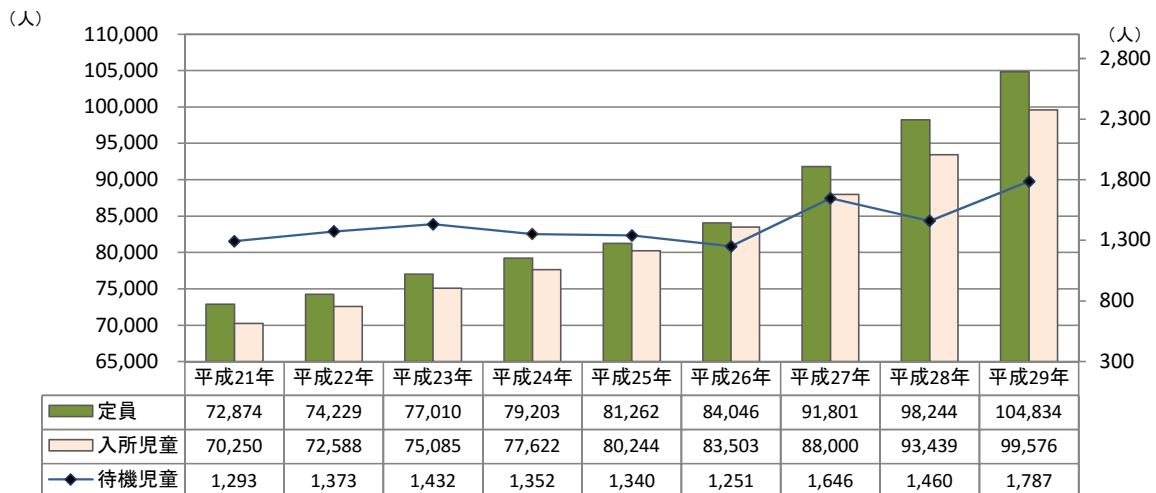
保育所等の数、定員数とも近年大幅に増加しています。しかしながら、入所を希望する児童数も増加し、待機児童数については1,787人と昨年より増加し、都市部を中心に依然高い水準にあります。

図表56 保育所等の数と定員数の推移(千葉県)



資料出所: 千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」(各年4月1日) ※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)を含む
「保育所等利用待機児童数調査」(各年4月1日) ※H27から認定こども園及び地域型保育事業を含む

図表57 保育所等の定員と入所児童と待機児童数(千葉県)



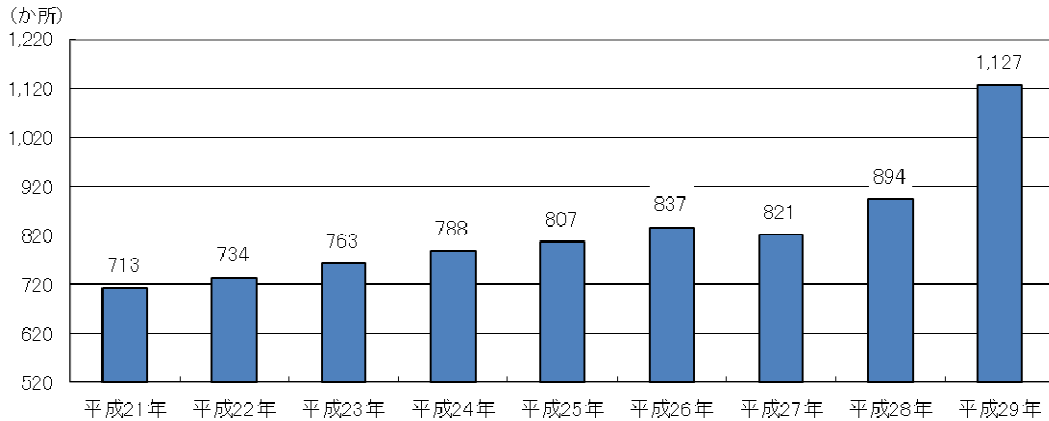
資料出所: 千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」 ※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)を含む
「保育所入所待機児童数調査(H26まで)」「保育所等利用待機児童数調査(H27から)」
(各年4月1日) ※H27から地域型保育事業を含む

(2) 延長保育の状況

延長保育*を実施している保育所等の数は増加傾向にあります。

*保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保育所等で設定する利用時間を超えて児童を預かること。

図表58 延長保育を実施している保育所等の数の推移(千葉県)



資料出所:千葉県子育て支援課「市町村保育状況調査」(各年4月1日)

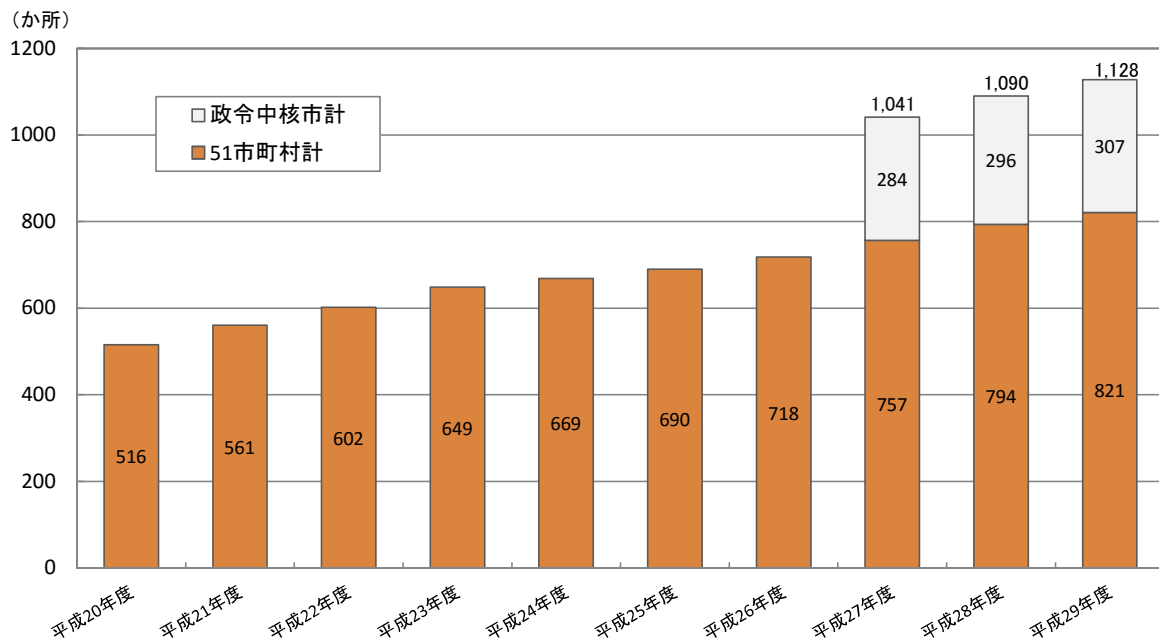
※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)を含む／H29から認定こども園及び地域型保育事業を含む

(3) 放課後児童クラブの状況

千葉県の放課後児童クラブ*の総数は、年々増加しています。

*市町村を実施主体とし、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童等について、遊びを主体とした支援を行う組織で、学校の空き教室や児童館、保育所、団地の集会所など身近な既存の施設を活用し、放課後児童支援員等を中心に運営されている。

図表59 放課後児童クラブの設置状況(千葉県)



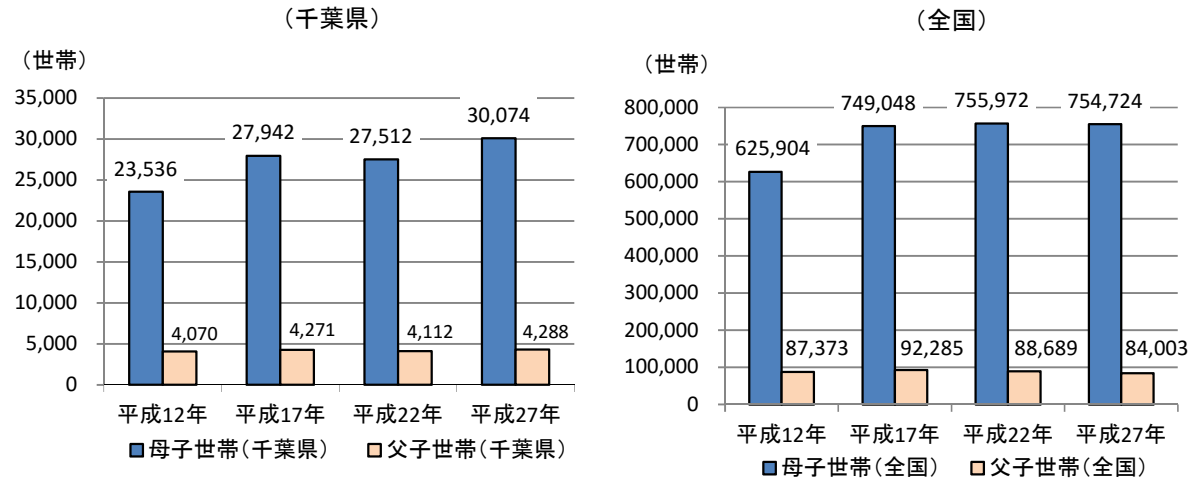
※平成27年度から千葉市、船橋市、柏市を含む。

資料出所:千葉県子育て支援課、厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」(各年5月1日)

2 ひとり親家庭等の状況

国勢調査によると全国の母子世帯、父子世帯は、ほぼ横ばい状態ですが、千葉県は若干増加しています。

図表60 母子世帯数・父子世帯数の推移(千葉県・全国)



資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 高齢者への生活の支援

(1) 家族形態別に見た高齢者のいる一般世帯割合

国勢調査によると平成27年の千葉県の65歳以上の者のいる一般世帯は、以下のとおりです。全国と比較すると高齢者のいる世帯割合が増加していることから、高齢化が進んでいることが分かります。

図表61 65歳以上のいる一般世帯数・構成割合(千葉県・全国)

千葉県（千世帯以下切捨て）										
年次	総数	65歳以上の者のいる一般世帯	単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他
			女性	男性		夫婦のみの世帯	その他			
世帯数（単位：千世帯）										
平成17年	2,304	716	136	91	45	385	208	177	145	48
平成22年	2,512	875	191	125	65	500	270	230	129	54
平成27年	2,604	1,028	258	161	96	605	327	278	109	54
構成割合（単位：％）										
平成17年	100.0	31.1	5.9	4.0	2.0	16.7	9.1	7.7	6.3	2.1
平成22年	100.0	34.9	7.6	5.0	2.6	19.9	10.8	9.2	5.1	2.2
平成27年	100.0	39.5	9.9	6.2	3.7	23.3	12.6	10.7	4.2	2.1

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

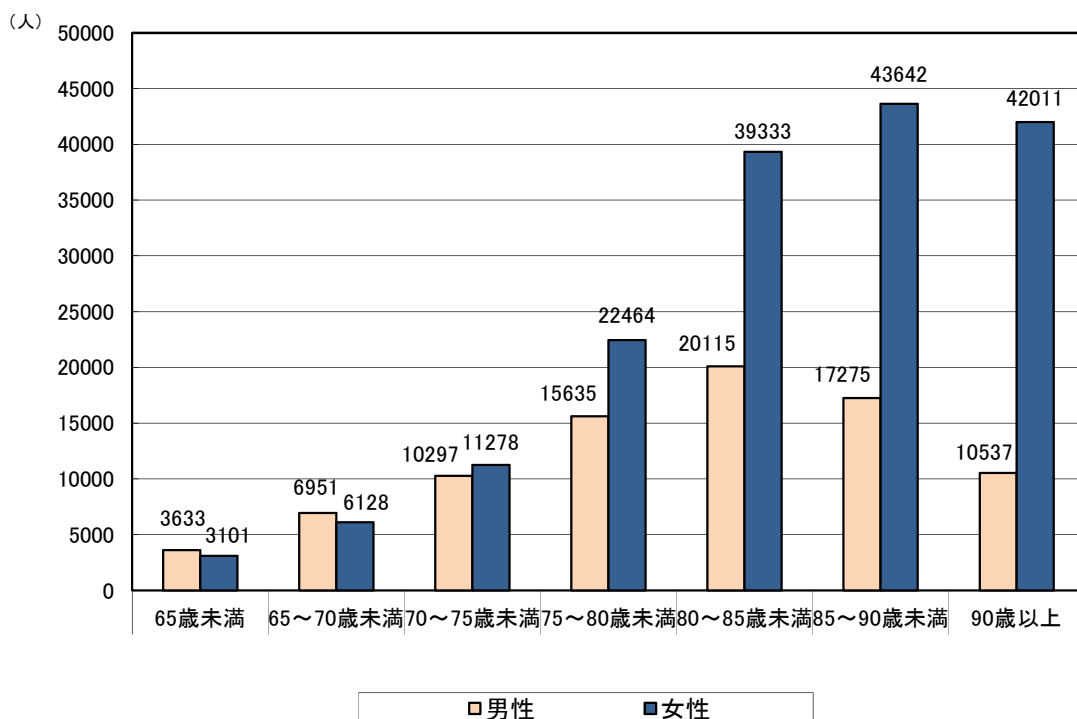
全 国										
年 次	総 数	65歳以上の者のいる一般世帯	単独世帯			核家族世帯			三世代世帯	その他
			女性	男性		夫婦のみの世帯	その他			
世 帯 数（単位:千世帯）										
平成17年	49,062	17,204	3,864	2,813	1,051	8,414	4,779	3,635	3,647	1,277
平成22年	51,842	19,337	4,790	3,405	1,385	10,011	5,525	4,486	3,174	1,360
平成27年	53,331	21,713	5,927	4,003	1,924	11,740	6,420	5,320	2,701	1,344
構 成 割 合（単位:%）										
平成17年	100.0	35.1	7.9	5.7	2.1	17.2	9.7	7.4	7.4	2.6
平成22年	100.0	37.3	9.2	6.6	2.7	19.3	10.7	8.7	6.1	2.6
平成27年	100.0	40.7	11.1	7.5	3.6	22.0	12.0	10.0	5.1	2.5

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

(2) 年齢階級別の要支援・要介護認定者数

平成29年3月末の県内の要支援・要介護認定者数は、以下のとおりです。75歳以上になると男性に比べて女性の増加が目立ち、また男性は80歳代前半をピークに減少に転じるのに対し、女性では80歳代後半まで増え続け、90歳代になると減少していきます。

図表62 要支援・要介護認定者の状況(千葉県)



資料出所:厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」(平成29年3月末現在)

VI 人権

1 DV

(1) 千葉県における相談、一時保護の状況

○相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は2万件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千3百件あり、相談件数全体の4分の1強となっています。

図表63 県における相談受理件数

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
24年度	9,107	2,745	6,812 (414)	1,204 (11)	2,600	1,990	18,519	5,939	32.1%
25年度	10,838	2,788	6,810 (462)	1,241 (24)	2,516	1,852	20,164	5,881	29.2%
26年度	12,112	2,781	6,542 (458)	1,048 (39)	2,359	1,710	21,013	5,539	26.4%
27年度	11,345	2,400	7,306 (509)	1,117 (27)	2,276	1,827	20,927	5,344	25.5%
28年度	10,091	2,441	8,016 (789)	1,197 (45)	2,162	1,687	20,269	5,325	26.3%

資料出所: 千葉県男女共同参画課

※1 女性サポートセンター及び男女共同参画センターの相談受理件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

図表64 28年度相談形態別件数及び割合

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)※	件数	10,026	2,386	65	55	10,091	2,441
	割合	99.4%	97.7%	0.6%	2.3%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	7,165	733	851	464	8,016	1,197
	割合	89.4%	61.2%	10.6%	38.8%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,700	1,268	462	419	2,162	1,687
	割合	78.6%	75.2%	21.4%	24.8%	100%	100%
合 計	件数	18,891	4,387	1,378	938	20,269	5,325
	割合	93.2%	82.4%	6.8%	17.6%	100%	100%

資料出所: 千葉県男女共同参画課

※相談件数については、男性女性を含む。

※女性サポートセンターの相談については、専門相談を含み、女性のみ。

※男女共同参画センターの相談については、専門相談を含む。

図表65 専門相談件数

(単位: 件)

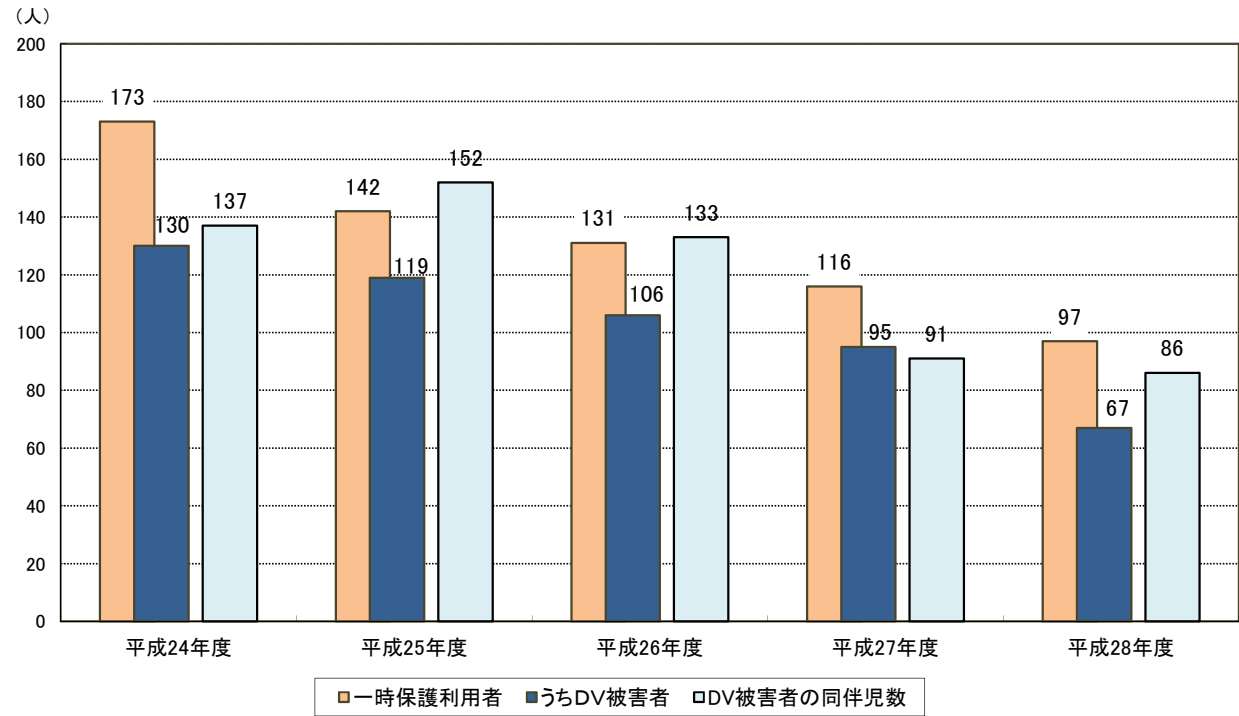
	法律 相談	うちDV	心とからだの 健康 相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの 相談	うちDV
平成24年度	126	106	8	6	771	337	26	16
平成25年度	113	89	3	1	695	301	33	20
平成26年度	89	74	1	1	496	181	32	16
平成27年度	111	102	0	0	513	185	34	14
平成28年度	75	64	23	18	501	235	26	9

資料出所: 千葉県男女共同参画課

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

専門相談は、男女共同参画センター、女性サポートセンターで実施

図表66 一時保護件数の年次推移



資料出所: 千葉県男女共同参画課

(2) 市町村におけるDV相談受理状況

平成29年4月現在、54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。また、市町村では、相談窓口以外でもDV相談を受け付けており、DV相談の総数は高止まりの状況です。

図表67 市町村におけるDV相談受理状況 (単位: 件)

年度	総 数	相 談 方 法		処 理 状 況				
		電 話	来 所	相談情報 提供のみ	庁内機関 処理	他 機 関 へ の 引 継		
						婦人 相談所	警 察	その他
24年度	6,860	3,163 (46.1%)	3,697 (53.9%)	5,894 (85.9%)	582 (8.5%)	136 (2.0%)	72 (1.0%)	176 (2.6%)
25年度	8,017	3,578 (44.6%)	4,439 (55.4%)	6,954 (86.8%)	730 (9.1%)	92 (1.1%)	56 (0.7%)	185 (2.3%)
26年度	9,648	4,756 (49.3%)	4,892 (50.7%)	8,463 (87.7%)	766 (7.9%)	102 (1.1%)	64 (0.7%)	253 (2.6%)
27年度	9,375	4,939 (52.7%)	4,436 (47.3%)	7,872 (84.0%)	1,154 (12.3%)	71 (0.8%)	69 (0.7%)	209 (2.2%)
28年度	9,297	4,420 (47.5%)	4,877 (52.5%)	8,147 (87.6%)	844 (9.1%)	66 (0.7%)	78 (0.8%)	162 (1.7%)

資料出所: 千葉県男女共同参画課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における平成28年のDV事案の相談件数は3,311件で、前年と比べ増加しています。そのうち加害者と婚姻関係（元婚姻関係を含む。）にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。

また、防犯指導、加害者への指導警告等の措置件数についても増加しています。

図表68 千葉県警察におけるDV事案の相談受理状況

(単位:件)

	総 数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
22年	1,156	婚姻	986	85.3%	女性	1,139	98.5%
		内縁	170	14.7%	男性	17	1.5%
23年	1,178	婚姻	1,034	87.8%	女性	1,155	98.0%
		内縁	144	12.2%	男性	23	2.0%
24年	2,235	婚姻	1,939	86.8%	女性	2,079	93.0%
		内縁	296	13.2%	男性	156	7.0%
25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%
26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%
28年	3,311	婚姻	2,634	79.6%	女性	2,673	80.7%
		内縁	677	20.4%	男性	638	19.3%

資料出所:千葉県警察本部

※26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

図表69 千葉県警察における措置状況(複数計上)

(単位:件)

	事件化	防犯指導	加害者への 指導警告	他機関 引継	保護命令 制度教示	援助	その他	計
22年	62	938	344	142	661	241	267	2,655
23年	42	988	314	153	602	314	359	2,772
24年	240	1,925	1,017	227	1,212	541	611	5,773
25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131
28年	287	3,266	1,993	320	498	267	734	7,365

資料出所:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～29年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令発令件数は1,089件で、全国で4番目となっています。

図表70 保護命令の発令状況

(単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	3,694
2	神戸	1,638
3	東京	1,636
4	千葉	1,089
5	仙台	1,033

資料出所:最高裁判所事務総局民事局(千葉県男女共同参画課)

※DV防止法施行から平成29年3月までの累計

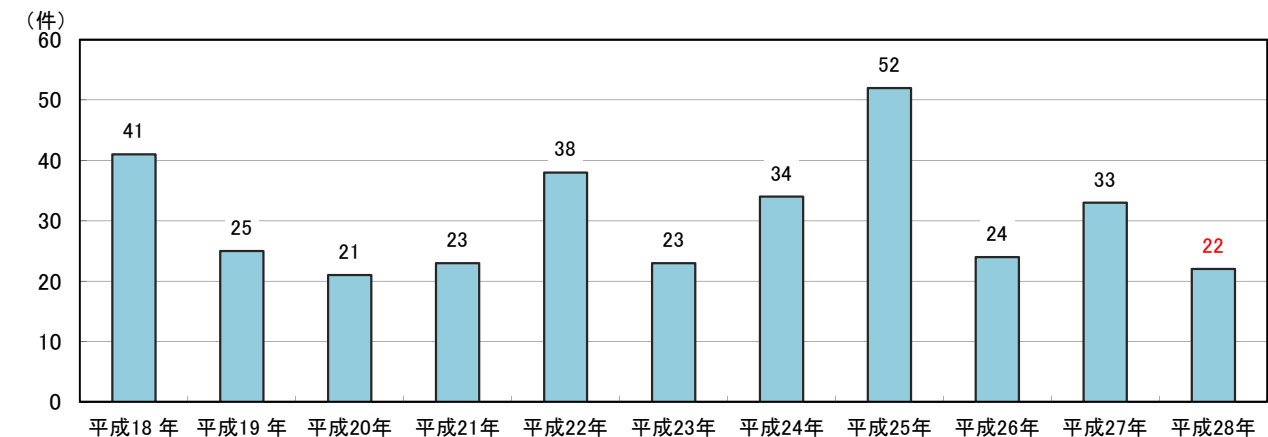
2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

(1)相談件数

千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

千葉県警察本部では、女性専用の犯罪被害等の相談窓口「女性被害110番」を運用していたところ、平成29年8月3日から性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103（ハートさん）」を導入したものです。#8103にダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪相談窓口につながります。性犯罪被害者に対して「あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があるから相談してみて」という思いを込め、性犯罪110番を設けて性犯罪被害に関する相談対応をしています。

図表71 警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移(千葉県)

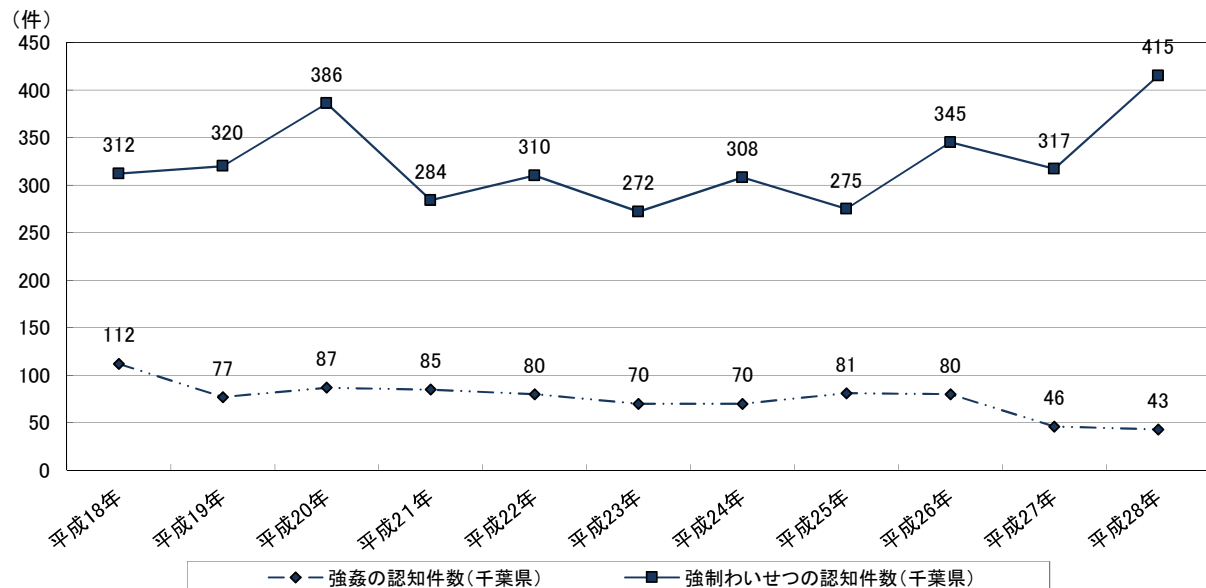


資料出所:千葉県警察本部

(2)性犯罪の認知件数

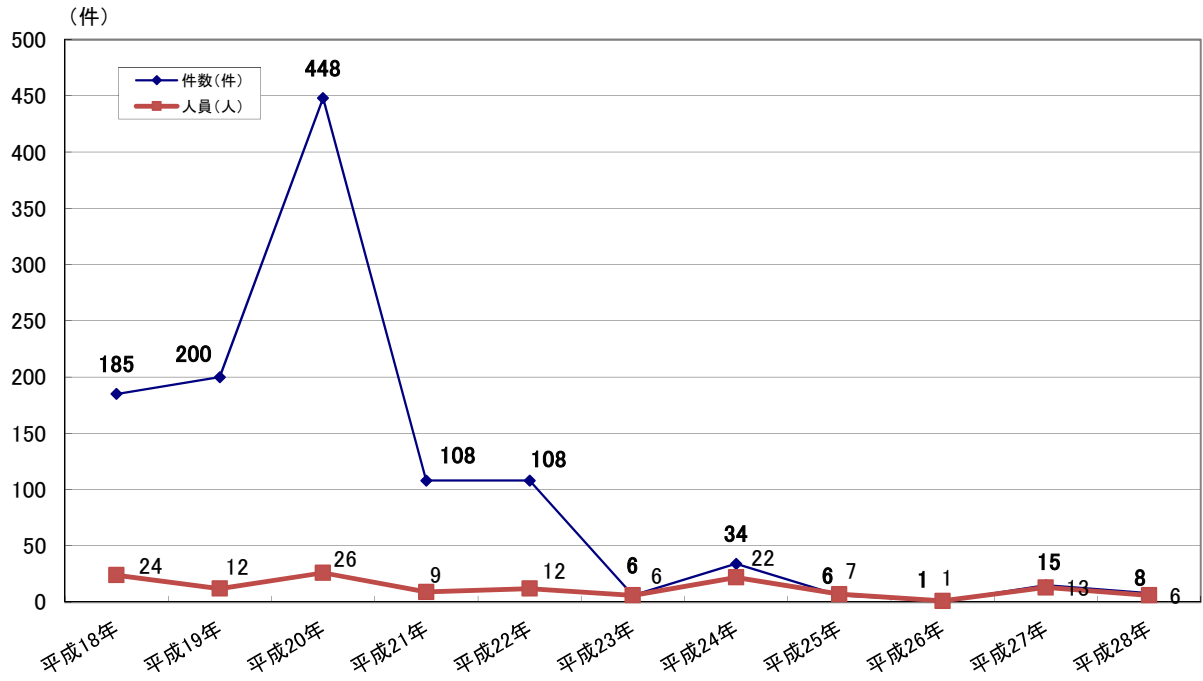
千葉県における平成28年の強姦の認知件数は43件で、強制わいせつの認知件数は415件であり、前年と比べ、強姦の認知件数は減少しているが、強制わいせつの認知件数は増加している。

図表72 強姦・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出所:千葉県警察本部

図表73 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出所:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県における平成28年のストーカー事案の認知件数は651件であり、前年と比べ増加し、検挙件数も増加しています。

また、ストーカー規制法による警告等の行政措置の件数は減少していますが、ストーカー規制法によらない防犯指導等の措置の件数は増加しています。

図表74 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県) (単位:件)

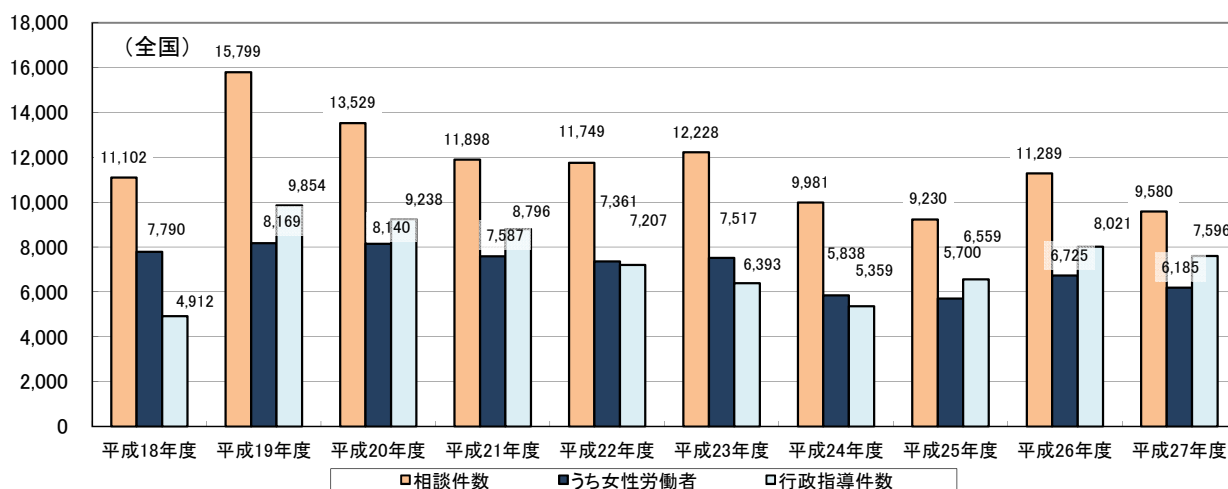
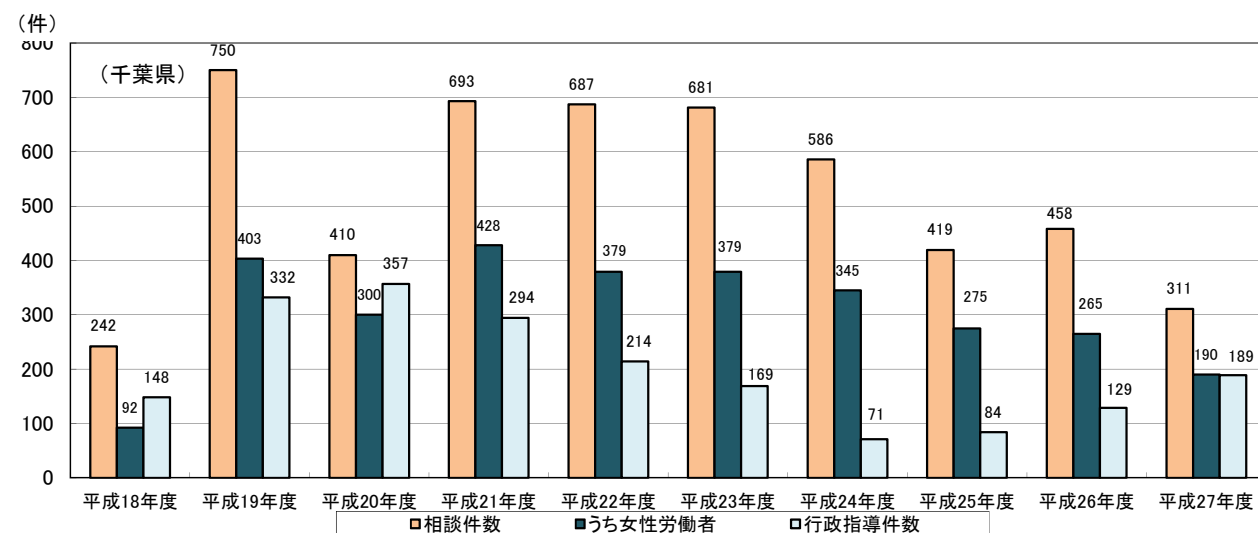
	認知件数	検 挙			ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成22年	643	69	8	61	84	848
平成23年	456	42	1	41	43	552
平成24年	971	124	18	106	159	1140
平成25年	550	110	31	79	115	677
平成26年	600	80	24	56	157	916
平成27年	529	87	29	58	140	847
平成28年	651	113	27	86	122	1031

資料出所:千葉県警察本部
※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表75 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)



平成28年度 セクシュアルハラスメント相談・指導件数

千葉労働局	千葉労働局	全国
相談件数	158	7,526
行政指導件数	230	3,860

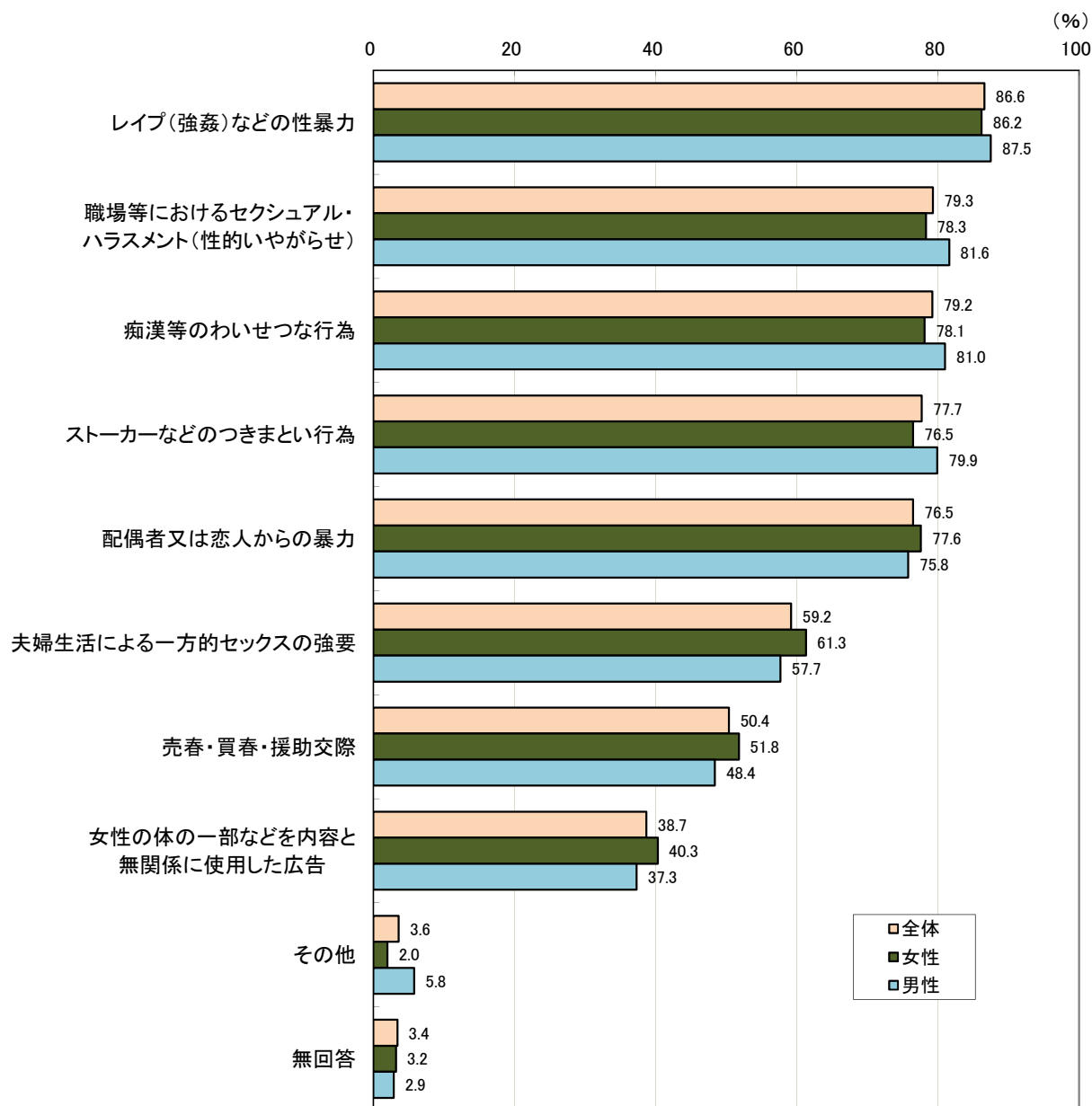
- ・セクシュアルハラスメントについて、平成27年度以前と平成28年度で算定方法が異なるため、単純比較できない。
- ・相談者の男女別の件数は把握していない。

資料出所：千葉労働局雇用環境・均等室

5 女性の人権が侵害されていると感じること

「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（平成26年）」において、女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことかを聞いたところ、男女とも「レイプ（強姦）などの性暴力」と回答している割合が最も高く、次いで「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」となっています。

図表76 女性の人権が侵害されていると感じること（千葉県）



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（平成26年10月）

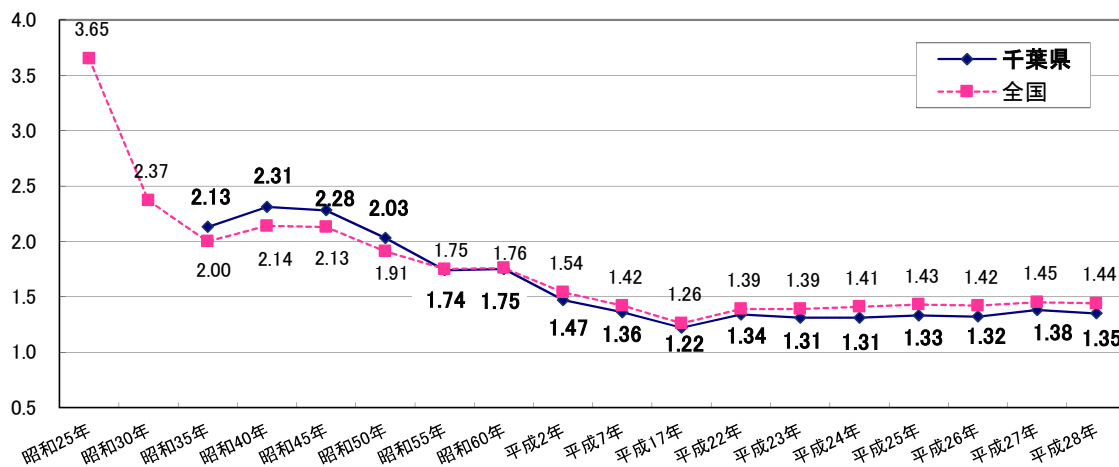
VII 健康

1 出産等に関する状況

(1) 合計特殊出生率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県における合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は、平成22年以降はほぼ横ばいで推移しています。平成28年は1.35で、前年の1.38を0.03ポイント下回りました。

図表77 合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)



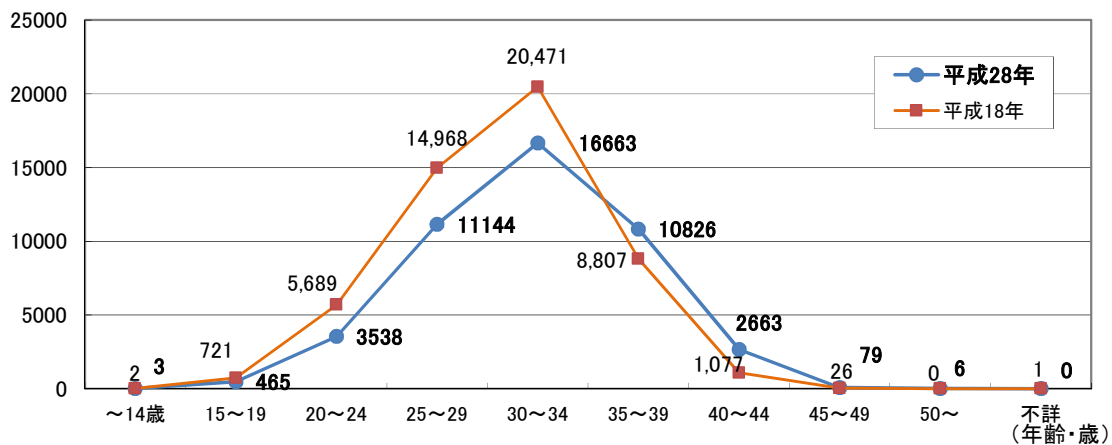
資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

(2) 母の年齢階級別出生数の推移

母親の出産年齢と出生数について10年前と比較したところ、平成18年、28年とも30歳から34歳の階級が最も多くなっておりますが、平成28年は20歳～34歳の階級で減少している一方、35歳から44歳の階級が増加しており、出産年齢が上がっていることが分かります。

図表78 母の年齢階級別出生数の推移(千葉県)

(出生数・人)

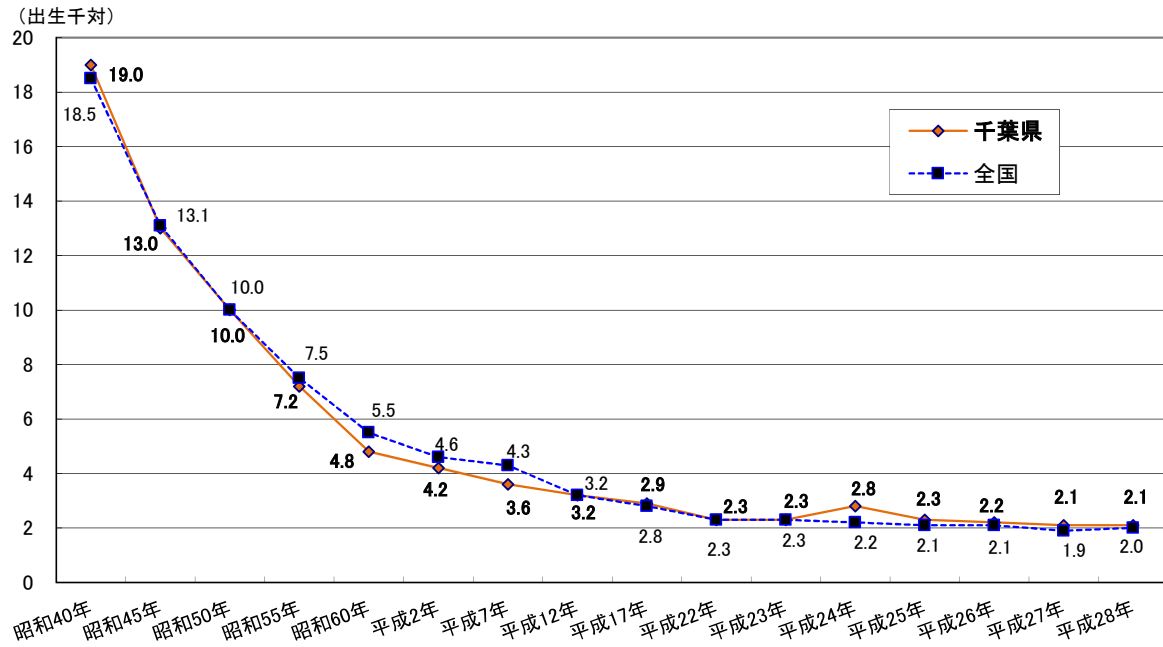


資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

(3) 乳児・新生児死亡率の推移

「人口動態統計」によると、昭和50年ごろまで千葉県の乳児死亡率と新生児死亡率はともに急速に低下し、乳児死亡率は平成25年からは2.1～2.3で、新生児死亡率は平成22年から1.0～1.3で推移しています。

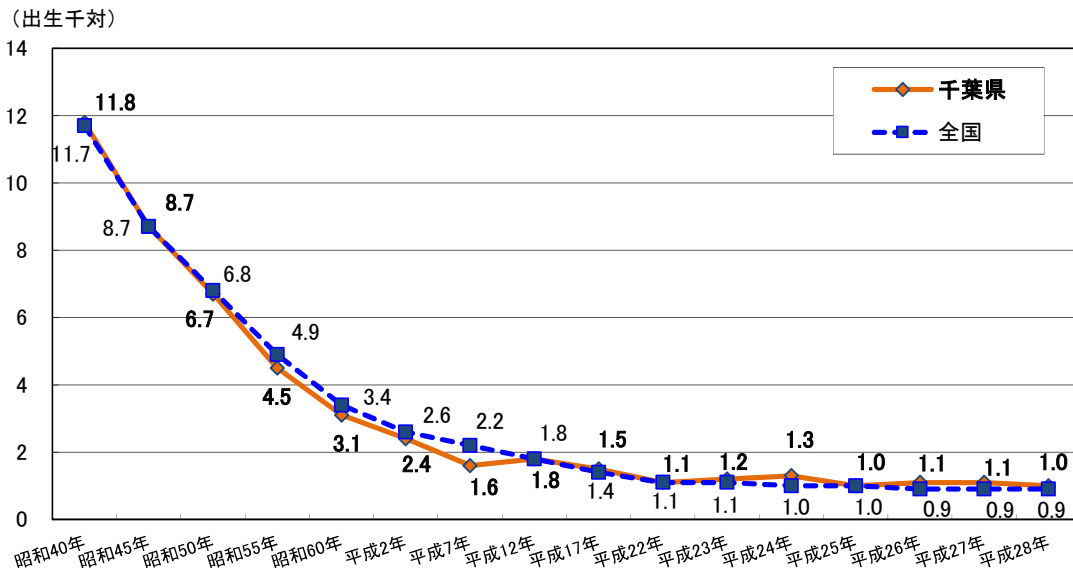
図表79 乳児死亡率* の推移(千葉県・全国)



* 乳児死亡: 生後1年未満の死亡

資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

図表80 新生児死亡率* の推移(千葉県・全国)



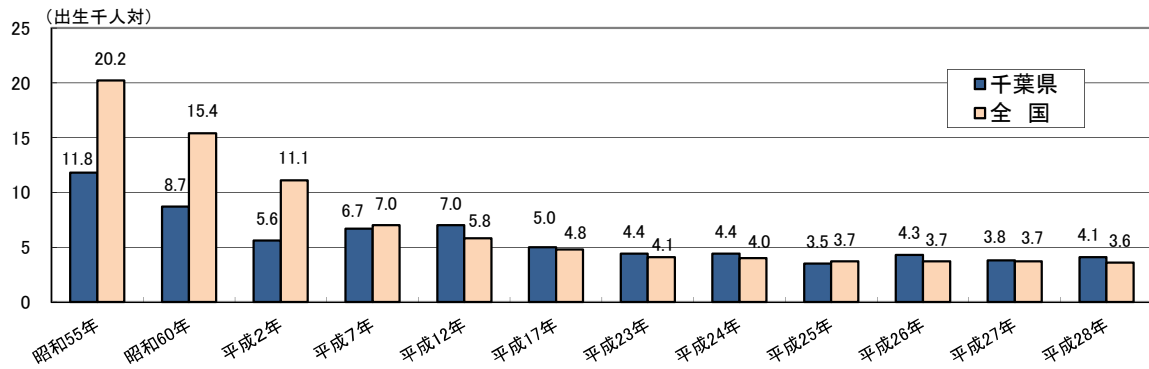
* 新生児死亡: 生後4週間未満の死亡

資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

(4) 周産期死亡率の推移

平成28年の「人口動態統計」によると、千葉県の周産期死亡率は4.1であり、ここ数年はほぼ横ばいです。

図表81 周産期死亡率*の推移(千葉県・全国)



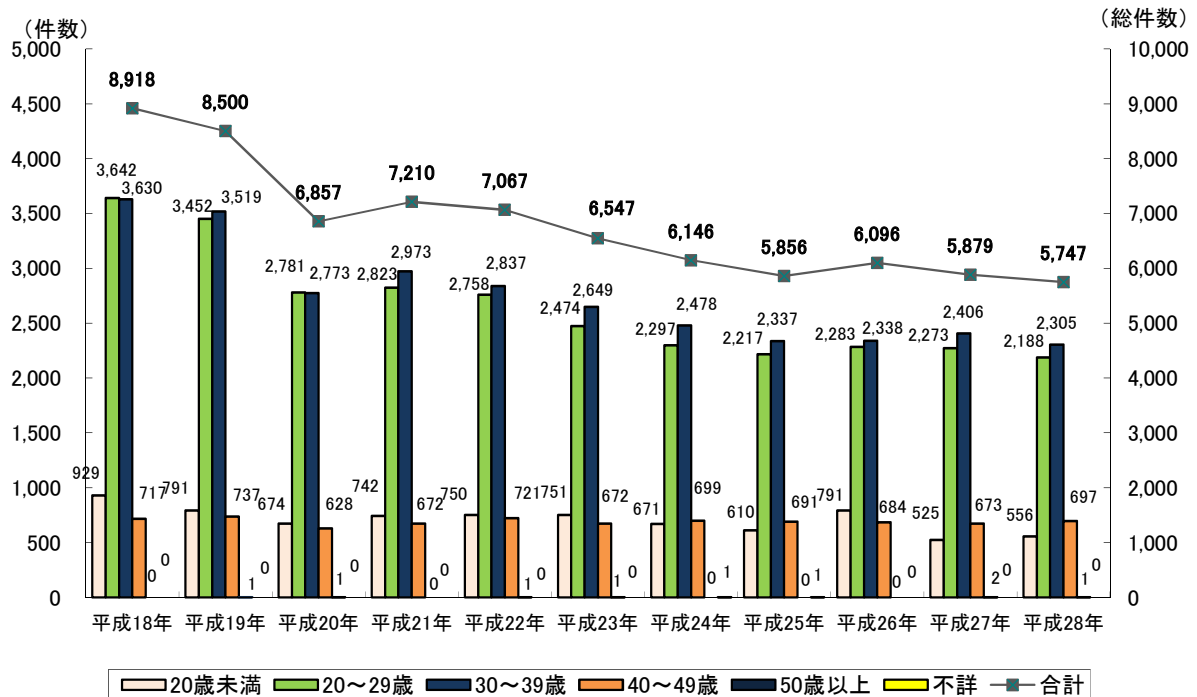
* 周産期死亡率:【年間周産期死亡数】÷【年間出産数(出生数+妊娠22週以降の死産数)】×1,000
 出産1000に対する周産期死亡(妊娠22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの)の割合で、国又は地方の産科医療の水準を表す指標の一つとされている。

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

(5) 人工妊娠中絶の状況

「衛生行政報告例」により、千葉県における年齢階級別人工妊娠中絶の状況をみると、平成21年から減少し、平成25年からはほぼ横ばいで推移しています。

図表82 年齢階級別人工妊娠中絶の状況(千葉県)



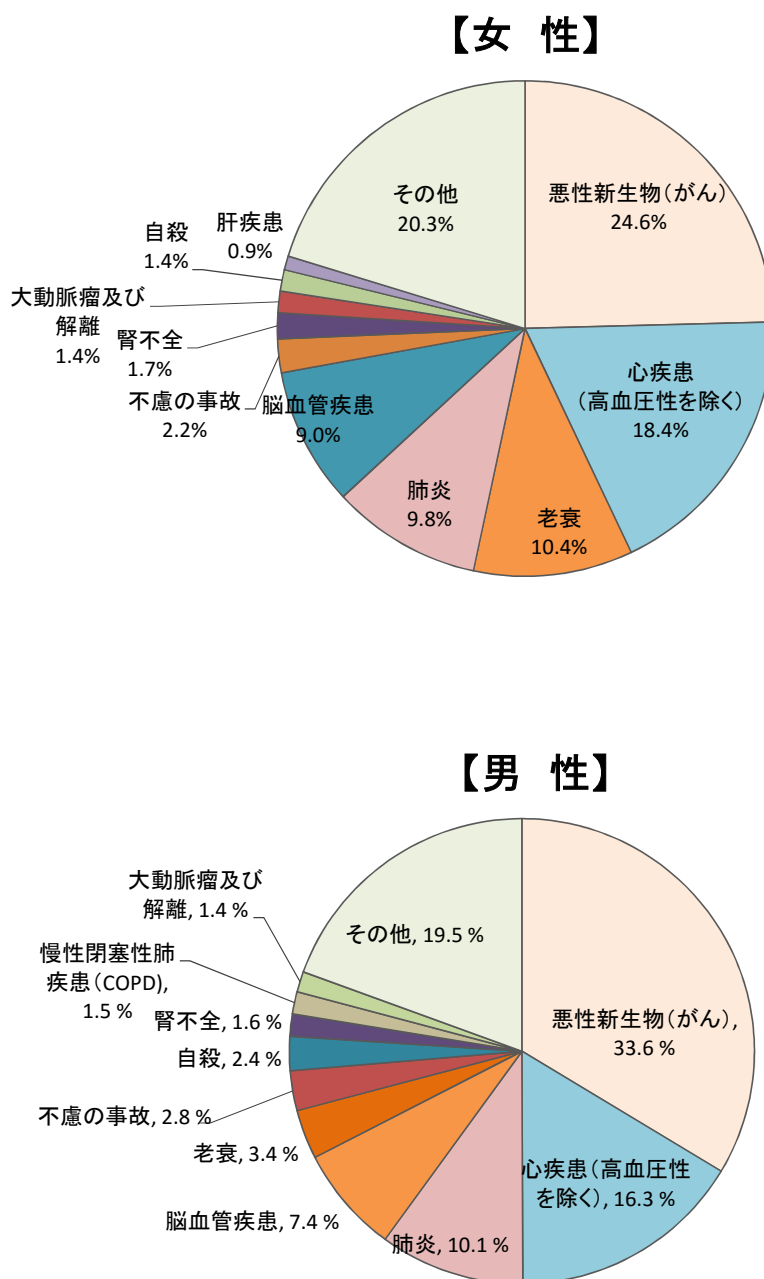
資料出所:厚生労働省「衛生行政報告例」

2 こころとからだの健康

(1)主な死因の構成割合

平成28年の男女別の死因をみると、男女ともに「悪性新生物（がん）」「心疾患」による死亡が多くなっており、特に男性でその傾向が強くなっています。

図表83 千葉県における主要死因の構成割合（女性・男性別）



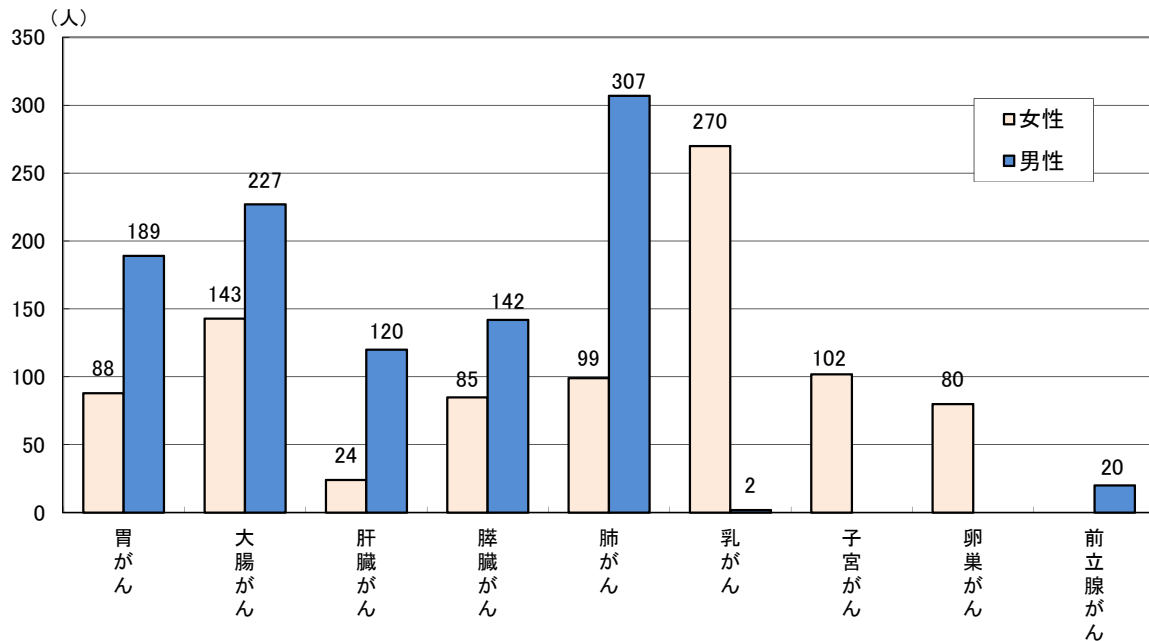
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

(2) 各がんの早世死亡数等

がんについて、平成28年の早世死亡の件数（65歳未満の死亡数）と早世係数（あるがんの全死亡に占める早世の比率）を男女で比較すると、女性は、乳がんが件数において最も多く、子宮がん、卵巣がんとともに女性に特有ながんでは早世係数が他のがんと比較して、高くなっています。

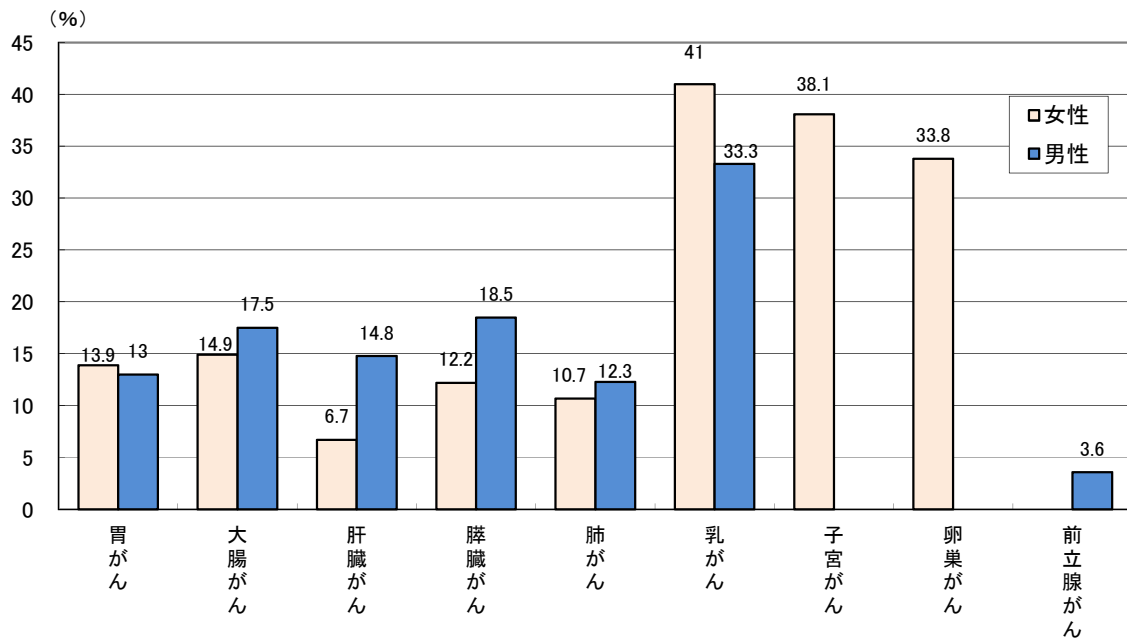
一方、男性では、女性に比べ肝臓がん、膵臓がんが件数及び早世係数のいずれにおいても上回っており、胃がん、大腸がん、肺がんについては早世死亡の件数が多いものの、早世係数に大きな男女差はみられません。

図表84 各がんの早世の件数の男女比較(千葉県)



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

図表85 各がんの早世係数の男女比較(千葉県)

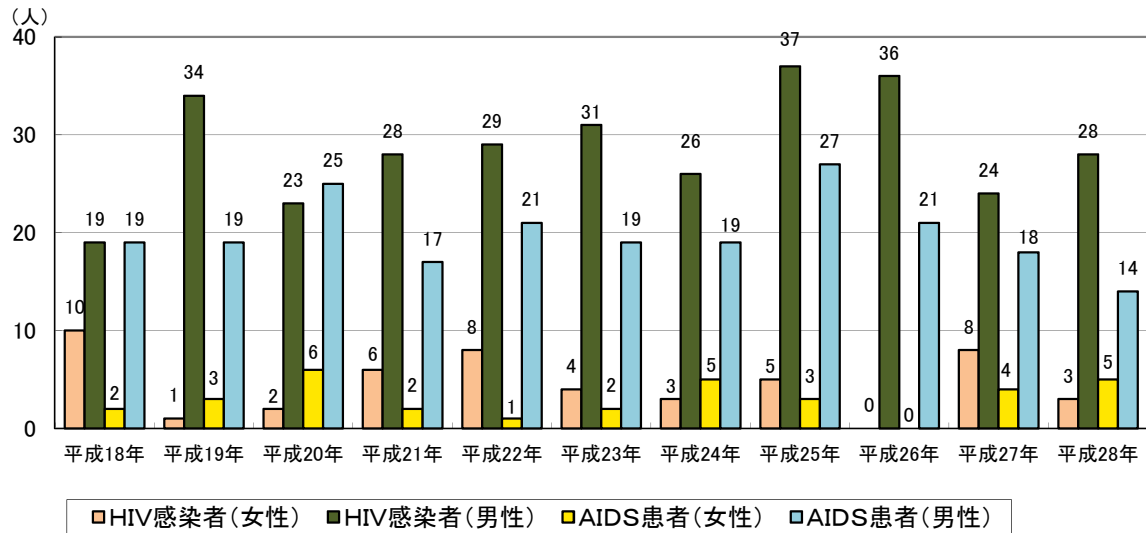


資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

(3) HIV感染者・AIDS患者の数

H I V感染者・A I D S患者の新規届出の約80%以上を男性が占めています。

図表86 男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況(千葉県)

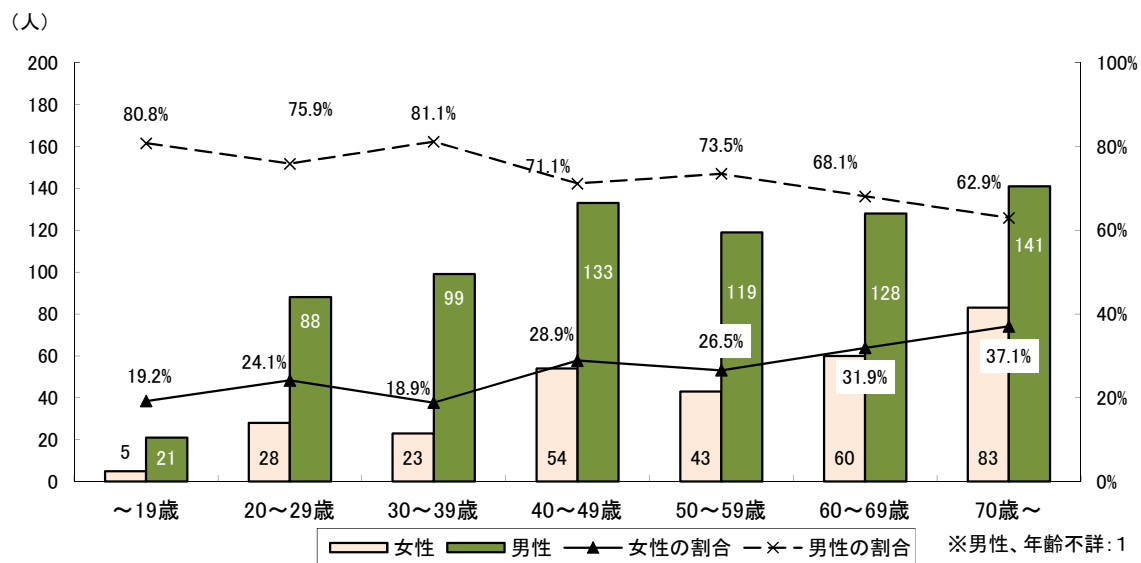


資料出所:千葉県疾病対策課

(4) 自殺者の年齢階級別推移

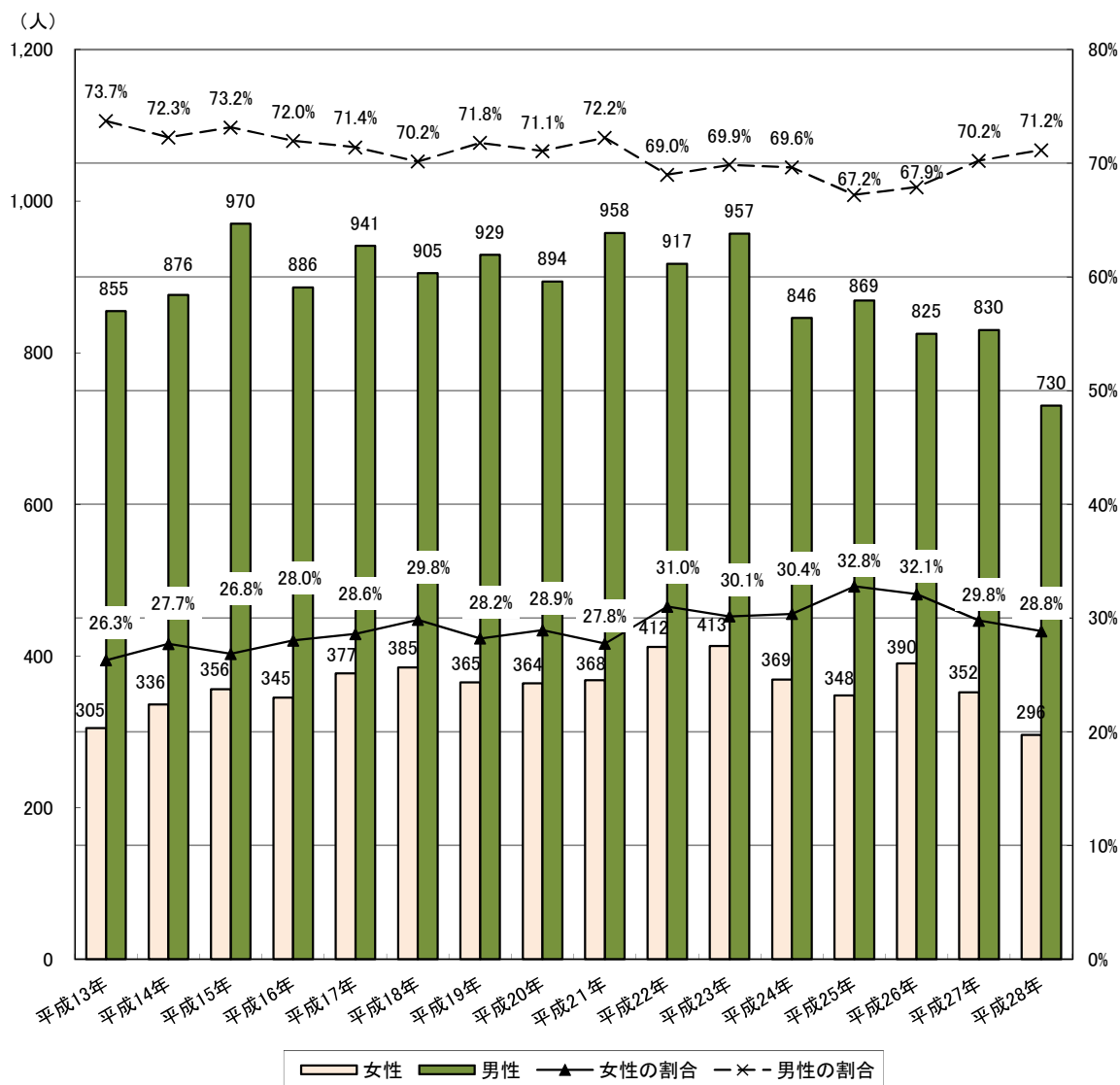
自殺者を男女別にみると、すべての年代で男性の割合が高くなっています。また、自殺者総数の推移をみると、平成25年以降は減少傾向にあります。

図表87 男女別、年齢別自殺者数(千葉県)



資料出所:厚生労働省「人口動態統計」(平成28年)

図表88 自殺者数の推移(千葉県)



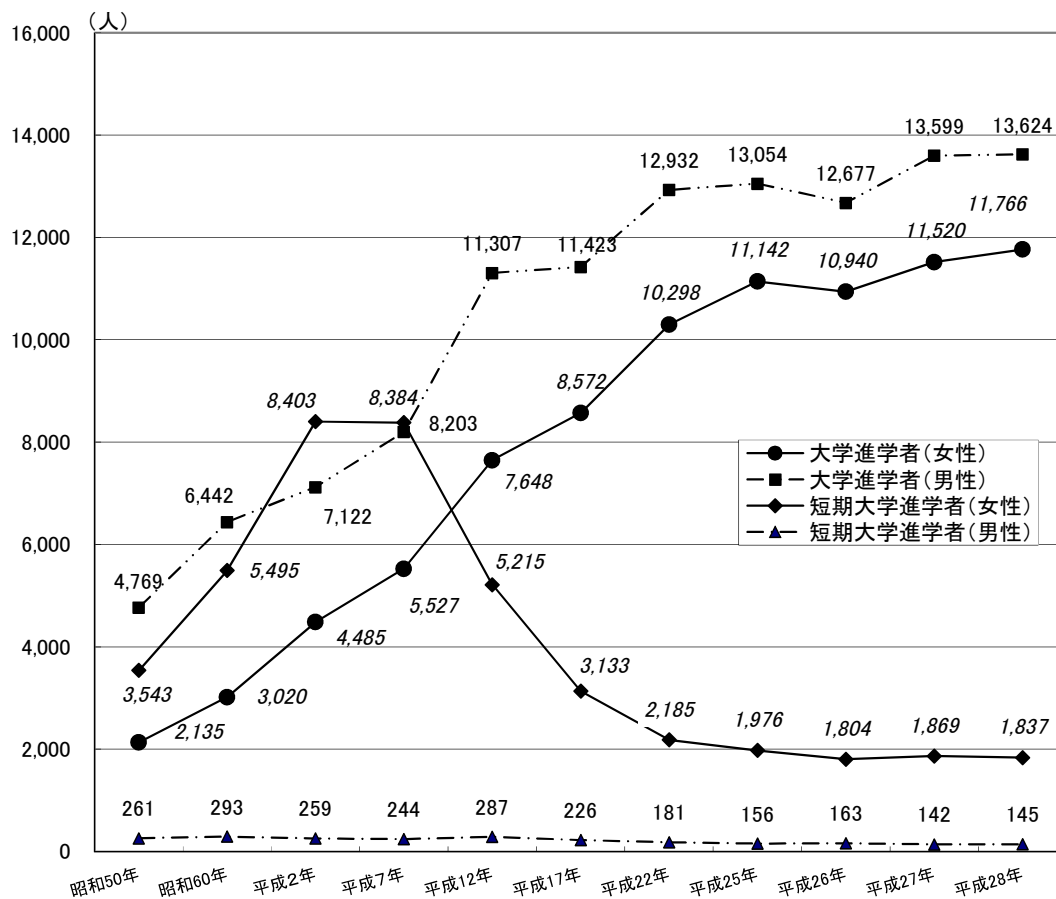
資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

VIII 教育

1 大学等への進学状況

近年、大学への進学者数は上昇しており、特に女性の進学者数が増えています。

図表89 高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移(千葉県)

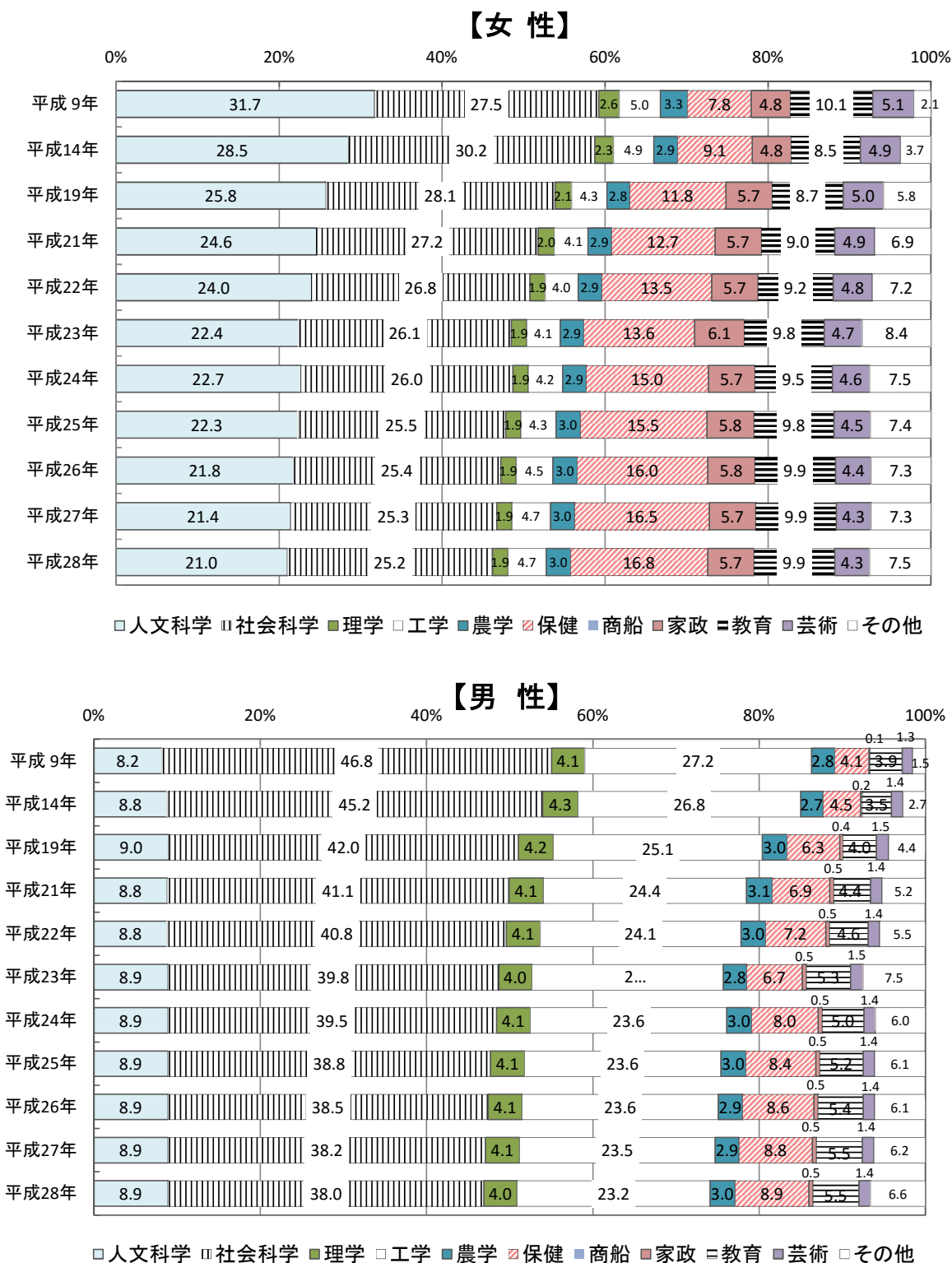


資料出所:文部科学省「学校基本調査」(各年3月)

2 専攻分野の状況

大学進学の特攻分野別にみた学生数の推移をみると、女性には保健分野が増加しています。男性については平成9年以降、保健分野が増加し、社会科学分野が緩やかに減少しています。

図表90 大学における専攻分野別に見た学生数の推移(全国)



資料出所：文部科学省「学校基本調査(高等教育機関)」(各年3月)

IX 国際

1 政策方針決定過程への女性の参画

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を図る指数G G I（ジェンダーギャップ指数*）では、2017年日本は144か国中114位であり、特に経済及び政治の分野において、遅れが目立っています。

就業の分野では、就業者の女性割合は他国と比べほぼ同じ水準ですが、管理的職業従事者の女性割合は、他国が3～4割に対し、日本と韓国は1割程度に留まっています。

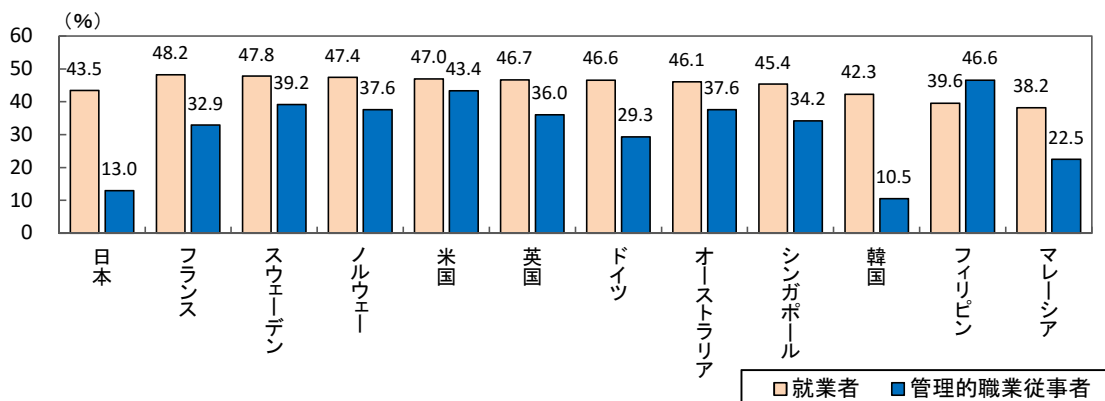
図表91 ジェンダーギャップ指数

2017年の順位	国名	総合スコア	経済	教育	健康	政治	2016年の順位
1	アイスランド	0.878	0.798	0.995	0.969	0.750	1
2	ノルウェー	0.830	0.816	0.999	0.973	0.530	3
3	フィンランド	0.823	0.793	1.000	0.978	0.519	2
4	ルワンダ	0.822	0.820	0.951	0.980	0.539	5
5	スウェーデン	0.816	0.809	0.999	0.969	0.486	4
6	ニカラグア	0.814	0.702	1.000	0.980	0.576	10
7	スロベニア	0.805	0.801	1.000	0.980	0.440	8
8	アイルランド	0.794	0.710	1.000	0.971	0.493	6
9	ニュージーランド	0.791	0.768	0.998	0.969	0.430	9
10	フィリピン	0.790	0.764	1.000	0.979	0.416	7
11	フランス	0.778	0.683	1.000	0.977	0.453	17
12	ドイツ	0.778	0.720	0.970	0.975	0.447	13
15	イギリス	0.770	0.705	0.999	0.971	0.404	20
35	オーストラリア	0.731	0.724	1.000	0.970	0.232	46
49	アメリカ	0.718	0.776	1.000	0.973	0.124	45
57	オーストリア	0.709	0.660	0.988	0.975	0.216	52
52	シンガポール	0.716	0.752	0.977	0.971	0.110	55
100	中国	0.674	0.654	0.963	0.918	0.160	99
114	日本	0.657	0.580	0.991	0.980	0.078	111
118	韓国	0.650	0.533	0.960	0.973	0.134	116

資料出所：世界経済フォーラム「The Gender Gap Report 2017」

* 経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

図表92 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」(平成29年6月)

(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成28年)。その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。

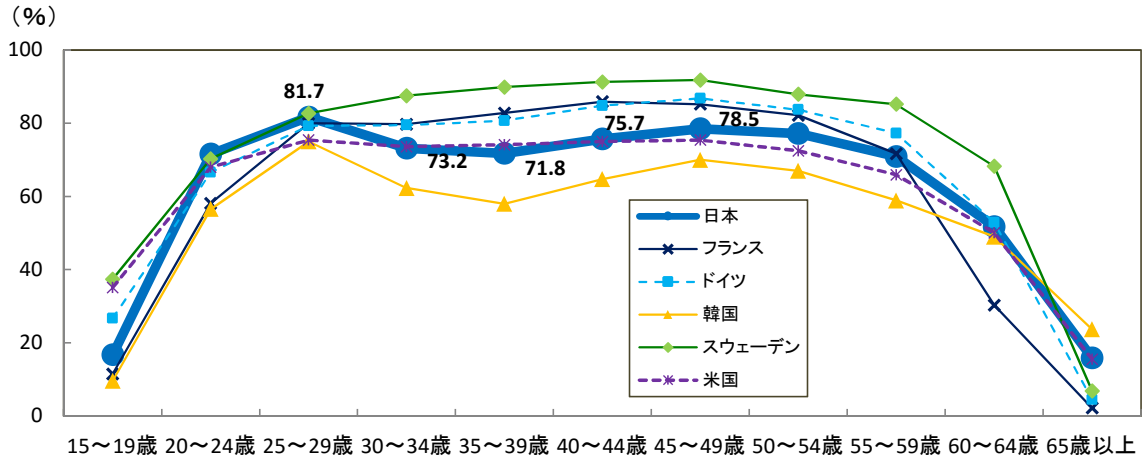
2. フランス、スウェーデン、ノルウェー、英国及びドイツは2016(平成28)年、米国は2013(平成25)年、その他の国は2015(平成27)年の値。

3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。

2 就業の分野における男女共同参画

日本では依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くおり、これをいわゆる「M字カーブ*」といいます。同様のM字カーブが見られる国は韓国以外にはありません。

図表93 女性の年齢階級別労働力率の国際比較



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」(平成29年6月)

(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成28年), その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
いずれも2016(平成28)年値。

2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

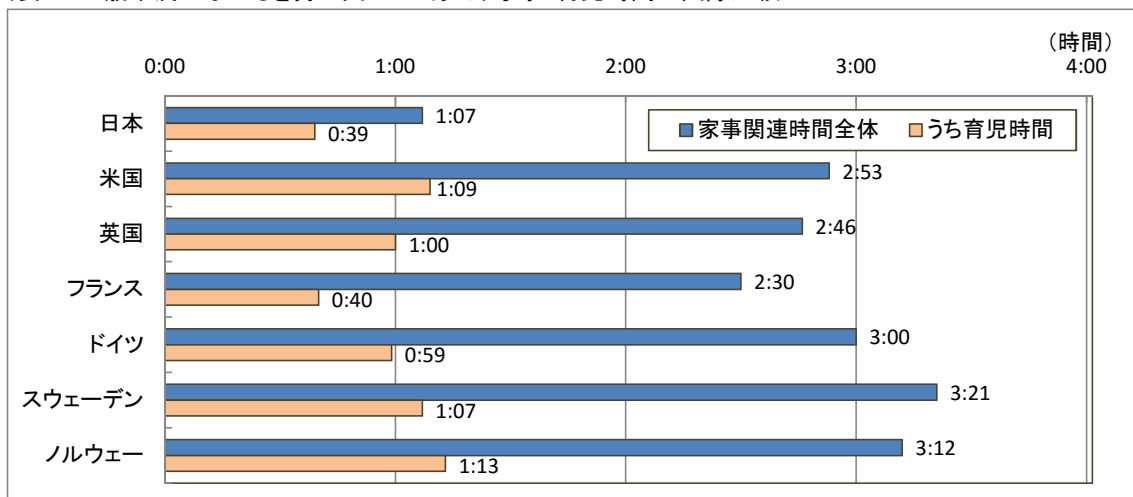
3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

3 家庭における男女共同参画

我が国の男性が家事や育児に費やす時間は、世界的にみても最低の水準です。

図表94 6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたり家事・育児時間の国際比較



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」(平成29年6月)

(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成23年), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2015) 及び Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。

2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。